

名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画

令和4年（2022年）3月

豊中市教育委員会



〔巻頭図版 1〕 中庭と主屋（東から）



〔巻頭図版 2〕 南庭（青龍庭）（南から）



〔巻頭図版 3〕 南庭（青龍庭）と洋館・渡廊下（東から）



〔巻頭図版 4〕 南庭（青龍庭）と離れ茶室（北西から）

序 文

西山氏庭園（青龍庭）は、阪急電鉄宝塚線沿線につくられた近代郊外住宅地の一つ、岡町住宅地の中に所在する住宅庭園であり、昭和15年（1940年）、重森三玲の設計・指導により現在の姿となったものです。同庭園の持つ価値は、庭園だけでなく、それを取り巻く建造物群についても戦前の郊外住宅としての佇まいをみせ、これらが一体となって残されていることや、作庭の過程が明らかであることから、近代郊外住宅地に造営された庭園の代表例であることが、調査の結果明らかになりました。

令和元年（2019年）10月、日本の造園史における学術上の価値、芸術上及び観賞上の価値が高いことから国の名勝に指定され、令和2年（2020年）1月、豊中市は積極的な公開と活用をはかるために公有化を図りました。しかしその一方で、課題点も明らかになりました。中でも建造物群は築年数もそれぞれ80年以上経過する中で損傷が進み、安全な公開・活用が危惧される状況でもあります。

そこで豊中市は、同庭園を貴重な文化財として適切に保存・管理し、整備活用するため、この度「名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、地域の歴史・文化に根差したまちづくりを進めるための文化財として同庭園を保存・活用し、その価値や魅力を発信するとともに次世代に引き継いでまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力・ご指導をいただきました名勝西山氏庭園保存整備委員会委員の皆様方、文化庁文化財第二課、大阪府教育庁文化財保護課、ならびに関係の皆様方に心よりお礼を申し上げます。

令和4年（2022年）3月

豊中市教育長

岩 元 義 継

例 言

1. 本書は、大阪府豊中市岡町南2丁目13番（地番）に所在する、名勝西山氏庭園（青龍庭）の保存活用計画である。
2. 本書は、令和2～3年度（2020～2021年度）に名勝西山氏庭園保存整備委員会において審議し、文化庁文化財第二課、大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言を得て、豊中市教育委員会事務局社会教育課（文化財保護係）にて原案を構成した。
3. 本計画の策定は、豊中市が一部国庫補助（史跡等保存活用計画策定事業）を受けて実施した。本計画の策定に係る事務は豊中市教育委員会事務局社会教育課（文化財保護係）が担当し、名勝西山氏庭園保存活用計画策定業務を株式会社環境事業計画研究所に委託した。
4. 本書に掲載した現況写真は、特に注記のない限り、令和元～3年（2019～2021年）に撮影したものである。
5. 本書に使用した平面図は、特に注記のない限り、令和2年（2020年）3月に作成したものである。それ以外の地図等は各所において典拠、出典を示した。
6. 本計画は、令和4年（2022年）4月1日より実施する。

目 次

第1章 保存活用計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画の対象範囲及び期間	2
第4節 委員会の設置と経過	3
第1項 委員会の設置	3
第2項 委員会の開催経過	4
第3項 庁内連絡会議	4
第5節 上位関連計画	5
第2章 名勝の概要	7
第1節 指定の状況	7
第1項 指定に至る経緯	7
第2項 指定に至る調査	8
第3項 指定告示	9
第4項 指定説明文	9
第5項 指定地の状況	11
第6項 指定地内の文化財	12
第2節 指定地の現況	14
第1項 自然的環境	14
第2項 社会的環境	19
第3項 歴史的環境	21
第3節 沿革と史料	29
第1項 沿革	29
第2項 史料	35
第3章 名勝の本質的価値	45
第1節 名勝の本質的価値	45
第2節 名勝の地区区分と構成要素	46
第1項 地区区分の設定	46
第2項 構成要素の特定	47
第3項 各地区の空間構成	48
第4項 構成要素	51
第4章 名勝の現状と課題	81
第1節 保存管理の現状と課題	81
第1項 保存管理の現状	81
第2項 保存管理の課題	82
第3項 構成要素の課題	82
第2節 活用の現状と課題	95
第1項 活用の現状	95
第2項 公開活用の課題	98
第3節 整備の現状と課題	99
第1項 整備の現状	99
第2項 整備の課題	99
第4節 運営体制の現状と課題	100
第1項 運営体制の現状	100
第2項 運営体制の課題	100

第5章 大綱・基本方針	101
第1節 大綱	101
第2節 基本方針	101
第6章 保存管理	102
第1節 保存管理の方向性	102
第2節 保存管理の方法	103
第1項 地区の保存管理方法	103
第2項 構成要素の保存管理方法	104
第3節 現状変更等の取扱い	105
第1項 現状変更等の取扱い方針	105
第2項 現状変更等の取扱いにおける留意事項	105
第3項 現状変更等の取扱い基準	106
第4項 現状変更許可申請以外の届出等	108
第7章 活用	109
第1節 活用の方向性	109
第2節 活用の方法	109
第1項 公開活用の取り組み	109
第2項 公開に向けた施設等の整備	111
第8章 整備	113
第1節 整備の方向性	113
第2節 整備の方法	113
第1項 保存のための整備	113
第2項 活用のための整備	114
第9章 運営・体制の整備	116
第1節 運営・体制の方向性	116
第2節 運営・体制の方法	116
第1項 保存管理・整備体制	116
第2項 活用・運営体制	117
第10章 施策の実施計画の策定・実施	118
第1節 事業の優先基準	118
第1項 短期計画	118
第2項 中長期計画	118
第2節 事業計画	119
第3節 追加指定の検討	120
第11章 経過観察	121
第1節 経過観察の方向性	121
第2節 経過観察の方法	121
巻末資料	123
図版目次	139

第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

名勝西山氏庭園（青龍庭）（以下、西山氏庭園という）は大阪府豊中市岡町南、阪急電鉄宝塚線岡町駅から西へ約400mに位置する西山家住宅に付随した庭園である。

西山家住宅が所在する岡町住宅地は阪急電鉄岡町駅の一帯にある。岡町住宅地は、箕面有馬電気軌道（現阪急電鉄）による鉄道の定期利用者増加による増収や沿線開発の一環として、明治45年（1912年）に関連会社である岡町住宅経営株式会社によって開発された近代郊外住宅地である。阪急電鉄による近代郊外住宅地の経営は、俸給生活者向けの住宅地開発であるとともに、日本で初めての土地の建売分譲や月賦販売であった。路線開業と並行して住宅地等の沿線開発を行う事業手法は、現在では鉄道会社の標準的な手法となっているが、阪急電鉄による近代郊外住宅地の開発が発端であった。

西山家は大正元年（1912年）10月に建売住宅を購入し、大阪市内より転居した。大正3年（1914年）に、主屋南側に洋館が建てられた。さらに昭和4年（1929年）に当主の西山丑之助によって離れが建てられた。この頃には主屋の東側には座敷が増築され、旧茶室も建てられていたと考えられる。主屋も昭和14年（1939年）以前に台所や浴室、便所などが増改築された。また、昭和14年（1939年）以降、当時の三越大阪支店住宅建築部の技師岡田孝男の設計で数度にわたって各建造物の改築がなされた。

その後、西山丑之助は庭園の改修を企図し、離れ茶室や洋館の改築を担当した岡田孝男に紹介された重森三玲に設計・監修を依頼、作庭を京都の庭師である川崎順一郎が担当し、昭和15年（1940年）に現在の庭園が完成した。作庭にあたっては、当主の西山丑之助と重森との協議が幾度も行われており、その様子が重森の日録「林泉日録抄」よりうかがえる。作庭時期は「林泉日録抄」によると昭和15年（1940年）4月8日～6月23日である。完成した庭園は、重森によって「青龍庭」と命名された。

今日まで残されてきた西山家住宅は、近代に開発された阪急沿線の郊外住宅地に残る近代郊外住宅建築として良好な状態であることを理由に、離れ及び待合、洋館、渡廊下、高塀が平成19年（2007年）12月5日付で登録有形文化財に登録された。西山氏庭園も、重森三玲が大阪郊外の個人住宅において作庭した初期の作例である等として、平成20年（2008年）7月28日付で登録記念物に登録された。そして、令和元年（2019年）10月16日には、作庭の過程も明らかで、近代の郊外住宅地に造営された庭園の代表的事例であること等を理由に「西山氏庭園（青龍庭）」の名称で名勝に指定された。

西山氏庭園は、建造物を含め、これまで前所有者によって日常的な維持管理、個々の課題に対して対策が講じられ、一定の状態が保たれてきたが、豊中市では、西山氏庭園の積極的な保存と活用を推進するため、公有化に向けた取り組みを進めることとなった。平成30～令和元年（2018～2019年）には豊中市が西山家住宅及び西山氏庭園の管理団体となり、名勝指定後の令和2年（2020年）1月8日に豊中市所有となった。公有化後は、豊中市が庭園と建造物を一体で管理し、保存を進めるとともに活用していくための環境を整えていくこととなった。そのため豊中市では、庭園の持つ文化財的価値を維持し、適切な保存を図りつつ活用していくための方針を示すために、令和2年（2020年）5月1日に名勝西山氏庭園保存整備委員会を設置し、必要な審議を経て、市民の意見公募手続きによる意見を反映した後に、「名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画」の策定に至った。

第2節 計画策定の目的

本計画は、豊中市が西山氏庭園の適正な保存・活用等を図り、次世代へと確実に継承することを目的に策定するものである。

本計画では、西山氏庭園の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを保存・活用するための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等を示したものであり、行政上の指針と位置づけられる。

第3節 計画の対象範囲及び期間

本計画の対象は、名勝西山氏庭園（青龍庭）指定地とした。なお、検討する内容により、関連する地域等も対象範囲に含めた。

大阪府豊中市岡町南2丁目13番（地番） 指定地の面積 1,011.12㎡

本計画の対象期間は、令和4年（2022年）4月1日～令和14年（2032年）3月31日までの10年間とした。



〔図1-1〕計画の対象範囲

第4節 委員会の設置と経過

第1項 委員会の設置

西山氏庭園の保存活用計画を策定するにあたり、庭園・建造物・歴史等の専門的観点からの検討が必要であるため、学識経験者や関係者、行政機関により構成される保存整備委員会を組織し、全回の委員会において保存活用計画の策定に向けた審議を行った。

【名勝西山氏庭園保存整備委員会名簿】（敬称略、五十音順、括弧内は専門分野、◎印は会長を、○印は副会長を示す）

令和2年度（2020年度）

委 員	栗野 隆	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授（庭園史）
	永瀬 節治	和歌山大学 観光学部 観光学科 准教授（観光・まちづくり）
◎	林 まゆみ	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 特命教授（庭園史）
	前川 歩	（独）奈良文化財研究所 都城発掘調査部 遺構研究室 研究員（整備・建築史）
	三宅 正弘	武庫川女子大学 生活環境学部 生活環境学科 准教授（郊外住宅）
○	矢ヶ崎 善太郎	大阪電気通信大学 工学部 建築学科 教授（建築史）
事 務 局	岩元 義雄	豊中市教育長
	小野 雄慈	豊中市教育委員会事務局長
	大澤 亮太	豊中市教育委員会事務局 社会教育課長
	清水 篤	豊中市教育委員会事務局 社会教育課 主幹
	佐藤 宏隆	豊中市教育委員会事務局 社会教育課長補佐
	荒井 啓子	豊中市教育委員会事務局 社会教育課 文化財保護係長
	陣内 高志	豊中市教育委員会事務局 社会教育課 主査
オブザーバー	青木 達司	文化庁 文化財第二課 名勝部門 調査官
	井上 年和	京都美術工芸大学 工芸学部 建築学科 准教授
	神谷 悠実	大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画 G 副主査
	小泉 翔太	大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画 G 技師
策定支援	吉村 龍二	（株）環境事業計画研究所 所長
	北川 明日香	（株）環境事業計画研究所 研究員
	唐澤 晃樹	（株）環境事業計画研究所 研究員

令和3年度（2021年度）

委 員	栗野 隆	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授（庭園史）
	永瀬 節治	和歌山大学 観光学部 観光学科 准教授（観光・まちづくり）
◎	林 まゆみ	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 特命教授（庭園史）
	前川 歩	（独）国立文化財機構 文化財防災センター 主任研究員（整備・建築史）
	三宅 正弘	武庫川女子大学 生活環境学部 生活環境学科 准教授（郊外住宅）
○	矢ヶ崎 善太郎	大阪電気通信大学 工学部 建築学科 教授（建築史）
事 務 局	岩元 義雄	豊中市教育長
	小野 雄慈	豊中市教育委員会事務局長
	大澤 亮太	豊中市教育委員会事務局 社会教育課長
	清水 篤	豊中市教育委員会事務局 社会教育課 主幹
	荒井 啓子	豊中市教育委員会事務局 社会教育課長補佐
	橋田 正徳	豊中市教育委員会事務局 社会教育課 文化財保護係長
	陣内 高志	豊中市教育委員会事務局 社会教育課 主査
オブザーバー	青木 達司	文化庁 文化財第二課 名勝部門 調査官
	井上 年和	京都美術工芸大学 工芸学部 建築学科 准教授
	神谷 悠実	大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画 G 主査
	小泉 翔太	大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画 G 副主査
策定支援	吉村 龍二	（株）環境事業計画研究所 所長
	北川 明日香	（株）環境事業計画研究所 研究員
	唐澤 晃樹	（株）環境事業計画研究所 研究員

第2項 委員会の開催経過

下表の通り、令和2年（2020年）10月5日に第1回委員会を開催した後、令和3年（2021年）までに計5回の委員会を開催し、保存活用計画に関する審議を行った。

【表1-1】委員会の開催経過

回数	日時	審議内容	出席者（敬称略、五十音順）
第1回委員会	令和2年（2020年） 10月5日	第1章 保存活用計画策定の経緯と目的 第2章 名勝の概要 第3章 名勝の本質的価値	委員（栗野・林・三宅・矢ヶ崎）、事務局、オブザーバー（井上・神谷・小泉）
第2回委員会	令和3年（2021年） 2月9日	第3章 名勝の本質的価値 第4章 名勝の現状と課題	委員（栗野・林・前川・三宅・矢ヶ崎）、事務局、オブザーバー（青木・井上・神谷・小泉）
第3回委員会	令和3年（2021年） 8月12日	第5章 大綱・基本方針 第6章 保存管理 第7章 活用	委員（栗野・永瀬・林・三宅・矢ヶ崎）、事務局、オブザーバー（青木・井上・神谷・小泉）
第4回委員会	令和3年（2021年） 10月26日	第8章 整備 第9章 運営・体制の整備 第10章 施策の実施計画の策定・実施 第11章 経過観察	委員（栗野・永瀬・林・前川・三宅・矢ヶ崎）、事務局、オブザーバー（井上・神谷・小泉）
第5回委員会	令和3年（2021年） 12月22日	第1章～第11章（全章）	委員（永瀬・林・前川・三宅・矢ヶ崎）、事務局、オブザーバー（井上・神谷・小泉）

第3項 庁内連絡会議

庭園の保存管理・整備の方法、ならびに市総合計画・市各分野別計画等との整合性を検討するための庁内連絡会議を令和3年（2021年）8月12日設置し、全1回の連絡会議と全3回の作業部会の結果を委員会に報告した。

【表1-2】庁内連絡会議の委員

部局名	職名	関連
都市経営部	経営計画課長	総合計画
	創造改革課長	総合管理計画
都市活力部	魅力文化創造課長	都市プランディング・にぎわいづくり
環境部	環境政策課長	環境基本計画
	公園みどり推進課長	維持管理、整備関連
財務部	財政課長	財務関係
	施設課長	公共施設の整備関連
市民協働部	コミュニティ政策課長	自治会関係
都市計画推進部	建築審査課長	建築計画関連
	開発審査課長	開発計画関連
	都市計画課長	都市計画関連
	中高層建築調整課長	中高層建築計画
都市基盤部	基盤整備課長	側溝整備関連
	基盤保全課長	水路敷、整備関連
上下水道局	下水道管理課長	周辺整備関連
教育委員会事務局	学校教育課長	郷土学習関連

【表1-3】庁内連絡会議の開催経過

日時	内容
令和3年（2021年） 9月14～16日	庁内連絡会議要綱設置 委員就任依頼及び第1回連絡会議の日程調整 第1回連絡会議（於 西山氏庭園） 第1回作業部会（於 西山氏庭園）
令和3年（2021年）12月	第2回作業部会（書面開催）
令和4年（2022年）1月	第3回作業部会（書面開催）

第5節 上位関連計画

本計画に係る大阪府の上位計画として、「大阪府文化財保存活用大綱」がある。また、同じく豊中市の上位計画として、「第4次豊中市総合計画」があり、この総合計画を最上位計画としている。文化芸術振興の関連計画として、「豊中市文化芸術振興条例」「豊中市文化芸術推進基本計画」があり、景観の関連計画として「第2次豊中市都市計画マスタープラン」「都市景観形成マスタープラン」がある。

本計画は、これらの計画と関連づけながら、西山氏庭園の保存活用計画として策定し、位置づけるものである。

大阪府文化財保存活用大綱 令和2年(2020年)3月

本大綱では、大阪府の文化財の保存及び活用における目指すべき姿を「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」として、体系的・計画的に推進し、保存と活用の好循環を生むための方針を示すものである。基本方針として、「文化財を確実に保存する」「文化財の価値を伝え、活かす」「地域社会全体で文化財の保存と活用を支える」を掲げている。

基本方針に基づき、文化財の保存・活用を行う際に必要な観点のひとつに「まちづくり・景観の観点」を挙げ、文化財を活かした町並みなどの保全・形成がまちの個性や魅力につながるとしている。

第4次豊中市総合計画 平成29年(2017年)12月

本計画は、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、基本構想の目標年度である令和9年度(2027年度)に実現するまちの将来像を「みらい創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～」を設定している。計画では、平成30～34年度(2018～2022年度)の5年間を計画期間とし、「市民文化の創造」の施策として、「歴史・文化遺産の保護・保存と活用」を挙げ、「本市の歴史や文化財などを次世代に継承していくため、文化遺産などの保護・保存を図るとともに、地域資源として周知や啓蒙、活用に取り組みます」としている。

豊中市文化芸術振興条例 平成18年(2006年)3月公布

本市では、文化芸術の振興の基本理念を定めるとともに文化芸術振興の基本事項を定め、文化芸術の振興を図り、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するべく、文化芸術振興条例を制定している。本条例では、第10条で地域の文化財その他の歴史的文化遺産の保存及び活用を図るため、歴史的文化遺産を修復し、整備し、公開するなど、必要な措置を講じると定めている。

豊中市文化芸術推進基本計画 令和3年(2021年)4月策定

平成20年(2008年)に策定した「豊中市文化芸術振興基本方針」と平成30年(2018年)に策定した「豊中市文化芸術推進プラン〔改訂版〕」の計画期間が令和2年度(2020年度)で終了するため、国の「文化芸術基本法」やこれら基本方針とプランを踏まえて新たに定めた基本計画である。令和3～7年度(2021～2025年度)を計画期間とする。

本計画では、「めざすべき姿」を「人と文化をはぐくむ創造性あふれるまち豊中」と定め、豊中市ではめざすべき姿の実現に向けて取り組んでいる。具体的な推進プログラムとして「地域資源の活用と発信」を掲げ、文化財の保護と一層の活用を図るべく、「市域の文化を形づくる歴史や文化財資料の公開・活用事業」として学校と連携しての郷土学習、出前講座をはじめとする講座・講演会、史跡散策などの事業を実施予定である。また、地域の文化財資料を集約的かつ一元的に扱う施設の設置に向けて「(仮称)郷土資料館構想の策定」にも取り組む。(p.17, 37, 38)

第2期豊中市教育振興計画 令和3年（2021年）3月

本計画は、基本理念に「人とつながり、未来を拓く『学びの循環都市』をめざして」を掲げ、本市の教育行政分野の目標像を示している。計画期間は8年間〔令和3～10年度（2021～2028年度）〕としている。基本方針1～6のうち、基本方針6は、「文化芸術・スポーツの振興、歴史・文化資源の保全や活用を進めます」とし、めざす姿の一つは「郷土の歴史や文化への関心が高まり、地域への誇りと愛着が育まれていること」としている。（P28, 44, 45）

都市景観形成マスタープラン（計画編・推進編）平成26年（2014年）4月

本計画は、豊中市の長期的な都市景観形成の方向性を示し、推進するための計画である。基本目標として、「心に響く文化空間の創造」を掲げ、地域の文化や歴史資源は地域の共有財産であり、文化活動の拠点や歴史資源等を対象とした景観の形成に取り組む方針を示している。（P14, 15, 17, 18）

「地域の将来イメージ」では、中部地域は「歴史のいきづく便利で落ち着いたまち」「スポーツ・文化を通じた活気のあるふれあいのまち」を挙げている。（P29）

第2次豊中市都市計画マスタープラン 平成30年（2018年）4月

本計画は、「第4次豊中総合計画」が示すまちの将来像について、都市計画の面から実現するための指針を示すものであり、平成30～39年度（2018～2027年度）を目標年次としている。

対象地周辺は、中部地域に区分され、住宅地や公共施設の中に歴史・文化資源が多く残されている地域である。都市づくりの基本方針では、「地域の特性や資源を踏まえた拠点整備や土地利用など、地域の個性を活かしたまちづくりを進める」としている。（P64, 65, 66, 76, 77）

第3次豊中市環境基本計画 平成30年（2018年）3月

本計画は、環境分野の「都市における自然との共生をめざした社会づくり」において、「みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす」を環境目標に設定している。目標達成のために取り組むこととして、「都市景観・歴史環境・快適環境の保全・創出」を掲げ、歴史的遺産および原風景の保全を施策としている。

持続可能な開発目標（SDGs） 平成27年（2015年）9月

国連による「持続可能な開発目標（SDGs）」に示された17の目標のうち、「4. 質の高い教育をみんなに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」の3つの目標は、本計画において令和14年（2032年）までにめざすべき指針とする。なお、豊中市は、SDGsの達成に向け、国に提案した取り組みが評価され、令和2年度（2020年度）に『SDGs未来都市』に選定された。



【図1-2】西山氏庭園に関係するSDGsの目標

第2章 名勝の概要

第1節 指定の状況

第1項 指定に至る経緯

西山氏庭園が所在する西山家住宅は、阪急沿線の郊外住宅地に良好な状態で残る近代郊外住宅建築であることを理由に、離れ及び待合、洋館、渡廊下、高塀が平成19年（2007年）12月5日付で登録有形文化財に登録された。これに続いて、西山氏庭園についても、重森三玲が大阪郊外の個人住宅において作庭した初期の作例である等として、平成20年（2008年）7月28日付で登録記念物に登録され、登録後も所有者による維持管理がなされてきた。

平成30年（2018年）2月以降、西山氏庭園の国指定化への取り組みを進める中で、西山氏庭園は阪急沿線の郊外住宅地に今なお残る個人住宅庭園であること、当時の造園や住宅建築に関わる資料が豊富に残されていること、西山氏庭園は重森三玲の初期作品であり独特な作風確立の過程を知るうえで貴重であり、近代郊外住宅地における庭園の様子を伝える重要な事例であることが明らかになった。豊中市は、大阪郊外で早くから住宅地として開発されてきた歴史を有することから、「住宅都市とよなか」と称される。西山氏庭園は、住宅地として発展してきた豊中市のルーツともいえる姿を今に伝えるものである。庭園の適切な保存を行うため、豊中市は平成30～31年（2018～2019年）に西山家住宅及び西山氏庭園の管理団体となった。

その後、令和元年（2019年）10月16日には名勝に指定され、「西山氏庭園（青龍庭）」の名称となった。西山氏庭園は、これまで所有者による日常的な維持管理によって、一定の状態が保たれてきたが、西山氏庭園の積極的な保存と活用を進めていくために、公有化に向けた取り組みが進められ、令和2年（2020年）1月8日に公有化した。その後は豊中市が庭園と建造物を一体で管理し、活用していくための環境を整えていくこととなった。

〔表2-1〕指定・登録の推移

時期	文化財の名称	種別	指定・登録	備考
平成19年 (2007年)	西山家住宅 離れ及び待合	登録有形文化財	登録	
	西山家住宅 洋館	登録有形文化財	登録	
	西山家住宅 渡廊下	登録有形文化財	登録	
	西山家住宅 高塀	登録有形文化財	登録	
平成20年 (2008年)	西山氏庭園	登録記念物	登録	
平成30年 (2018年)	西山家住宅 離れ及び待合・洋館・渡廊下・高塀	登録有形文化財 管理団体	指定	
	西山家住宅 主屋・正門及び高塀	登録有形文化財	登録	
平成31年 (2019年)	西山氏庭園	登録記念物	意見具申	
令和元年 (2019年)	西山氏庭園	登録記念物管理団体	指定	
	西山家住宅 主屋・正門及び高塀	登録有形文化財 管理団体	指定	
	西山氏庭園	登録記念物異動届		合筆（2筆から1筆へ）
	西山氏庭園（青龍庭）	名勝	指定	
	西山氏庭園	登録記念物	抹消	
	西山氏庭園	登録記念物管理団体	指定解除	
	名勝 西山氏庭園（青龍庭）	売買契約締結		土地
	名勝 西山氏庭園（青龍庭）	寄付契約締結		建造物、家財道具、資料等一切
	名勝 西山氏庭園（青龍庭）	所有権移転		豊中市所有になる
	名勝 西山氏庭園（青龍庭）	引継ぎ事項確認		前所有者（西山氏）と西部確認
令和2年 (2020年)	名勝 西山氏庭園（青龍庭）	所有者変更の届出		文化庁
	西山家住宅 主屋・離れ及び待合・洋館・渡廊下・正門及び高塀・高塀	登録有形文化財 管理団体	指定解除 届出	文化庁
	西山家住宅 主屋・離れ及び待合・洋館・渡廊下・正門及び高塀・高塀	登録有形文化財 所有者変更の届出		文化庁
	西山家住宅 主屋・離れ及び待合・洋館・渡廊下・正門及び高塀・高塀	登録有形文化財 所有者変更の届出		文化庁
	西山家住宅 主屋・離れ及び待合・洋館・渡廊下・正門及び高塀・高塀	登録有形文化財 所有者変更の届出		文化庁
	西山家住宅 主屋・離れ及び待合・洋館・渡廊下・正門及び高塀・高塀	登録有形文化財管理 団体	指定解除	

第2項 指定に至る調査

豊中市は、平成 12～13 年（2000～2001 年）に歴史的建造物の調査を行い、『豊中の建造物－豊中市歴史的建造物調査報告書』に取りまとめた。西山家住宅は、平成 19 年（2007 年）4 月に大阪府建築士会が登録有形文化財への登録にむけた調査を行い、同年 12 月には離れ及び待合、洋館、渡廊下、高塀が登録された。

西山氏庭園は、豊中市が登録記念物への登録に向けた実測調査を行い、平面図を作成した。その後、平成 30 年（2018 年）には学識経験者や大阪府教育委員会の協力を得て、名勝指定に向けた検討会、建造物及び庭園の資料調査や現況調査、実測調査を行い、総合学術調査報告書に取りまとめた。

〔表 2-2〕 指定に至る調査

	調査名	時期	実施者
西山氏庭園	登録記念物登録に向けた実測調査（平面図）	平成 19 年（2007 年）12 月 3～5 日	豊中市教育委員会
	名勝指定にむけた庭園資料調査（西山敏之氏所蔵文書）	平成 30 年（2018 年）6～9 月	豊中市教育委員会
	名勝指定にむけた検討会	平成 30 年（2018 年）8 月 17 日	豊中市教育委員会他
	名勝指定にむけた西山氏庭園実測調査	平成 30 年（2018 年）10 月 29～31 日	大阪府教育委員会 豊中市教育委員会
	名勝指定にむけた検討会	平成 30 年（2018 年）11 月 5 日	豊中市教育委員会他
	西山氏庭園開き取り調査（植込庭苑）	平成 30 年（2018 年）11 月 5 日	豊中市教育委員会
	名勝指定にむけた庭園調査	平成 30 年（2018 年）11 月 5 日	豊中市教育委員会 栗野隆氏
	名勝指定にむけた庭園調査	平成 30 年（2018 年）11 月 29 日	豊中市教育委員会 栗野隆氏
	西山家住宅開き取り調査（前所有者）	平成 19 年（2007 年）4 月 4 日	豊中市教育委員会
西山家住宅	登録有形文化財登録にむけた建造物調査	平成 19 年（2007 年）4 月	大阪府建築士会
	西山家住宅開き取り調査（前所有者）		豊中市教育委員会
	名勝指定にむけた建造物調査	平成 30 年（2018 年）11 月 21 日	豊中市教育委員会 足立裕司氏
	名勝指定にむけた建造物調査	平成 30 年（2018 年）11 月 26 日	豊中市教育委員会 足立裕司氏
	名勝指定にむけた建造物調査	平成 30 年（2018 年）12 月 25 日	豊中市教育委員会 足立裕司氏
	名勝指定にむけた建造物調査	平成 31 年（2019 年）1 月 9 日	豊中市教育委員会 足立裕司氏
	西山家住宅開き取り調査（河崎組）	令和元年（2019 年）12 月 14 日	豊中市教育委員会
	西山家住宅開き取り調査（前所有者親族）	令和 2 年（2020 年）9 月 29 日	豊中市教育委員会
	豊中市歴史的建造物調査に伴う建造物調査	平成 12～13 年（2000～2001 年）	豊中市教育委員会
岡町住宅地の調査	岡町住宅地内の遺構（煉瓦溝）調査	平成 20～21 年（2008～2009 年）	豊中市教育委員会
	名勝指定にむけた建造物資料調査	平成 30 年（2018 年）6～9 月	豊中市教育委員会
	名勝指定にむけた検討会	平成 30 年（2018 年）10 月 10 日	豊中市教育委員会他
	名勝指定にむけた岡町住宅地内の個人住宅庭園調査	平成 30 年（2018 年）11 月 29 日	豊中市教育委員会
	岡町住宅地内の開き取り調査	平成 30 年（2018 年）12 月 11 日	豊中市教育委員会
	岡町住宅地内の開き取り調査	平成 30 年（2018 年）12 月 13 日	豊中市教育委員会

第3項 指定告示

- [名称] 西山氏庭園（青龍庭） にしましていえん（せいりゅうてい）
[指定年月日] 令和元年十月十六日
[告示番号] 文部科学省告示第七十八号
[所在地及び地域] 大阪府豊中市岡町南二丁目一三番（地番）

第4項 指定説明文

西山氏庭園（青龍庭） 大阪府豊中市

西山氏庭園は阪急電鉄宝塚線岡町駅の西側に広がる岡町住宅地に所在する。岡町駅のある豊中市は大阪府の北西部に位置し、南側で大阪市に接する。阪急電鉄宝塚線は、大阪市北区の梅田駅から北へ伸び、豊中市の中心部を縦断した後、大阪府池田市で西に方向を変え、兵庫県川西市を経て宝塚駅に至る。明治四十三年（一九一〇）三月に、阪急電鉄の前身である箕面有馬電気軌道の宝塚線として、支線である箕面線と共に開通した。箕面有馬電気軌道の創立に関し、役員として実際の経営に当たっていた小林一三は、路線の開通に併せて沿線となる地域の宅地開発を行った。岡町住宅経営地（岡町住宅地）は明治四十五年に小林一三、竹中藤右衛門らが設立した岡町住宅経営株式会社によって同年に販売が開始されており、同じ宝塚線沿線の池田室町住宅地（明治四十三年）、箕面線沿線の桜井住宅地（明治四十四年）に次いで古い。箕面有馬電気軌道による沿線の住宅地開発は大正期以降も引き続き行われ、路線の開通と住宅地等の開発を組み合わせる事業の進め方は、その後全国の私鉄経営のモデルとなった。

西山氏は、大正元年（一九一二）一〇月に岡町住宅経営地内の建物付きの土地を購入し、大阪市西区から転居した。転居後数年のうちに洋館を建て、昭和四年には離れを建築した。その後昭和十五年から既存の庭園の改造、離れ及び洋館の改修、渡廊下の建築等を行った。庭園の改造に当たっては、庭園研究者で作家の重森三玲（一八九六～一九七五）に設計を依頼しており、重森による昭和十五年三月の「西山氏庭園平面圖」及び「西山氏庭園立面圖」が残る。施工は京都の庭師川崎順一郎が担当した。離れや洋館の改修、渡廊下の建築については、三越大阪支店住宅建築部技師の岡田孝男が設計を行ったが、重森が庭園を設計することになったのは、岡田の紹介によるものであった。

西山氏庭園は南北約四七メートル、東西約二二メートルの敷地の中に造られており、北辺と東辺を焼杉板張りの高塀が囲む。敷地の北辺に正門を構え、敷地内の北側に主屋、南側に離れが建つ。離れは東側に茶室を伴い、茶室の傍の敷地南東隅に待合が造られている。離れの北側には洋館があり、渡廊下によって主屋とつながる。主屋、離れ、待合、洋館、渡廊下、正門、高塀はいずれも登録有形文化財に登録されている。庭園は敷地の東側の大部分を占め、大きく分けると、主屋北側の北庭、主屋南側の中庭、中庭の南の主庭の三つのまとまりから成り、北庭はさらに、正門から旧本玄関までの前庭とその西側の表庭に分けられる。重森の「西山氏庭園平面圖」には前庭、中庭、主庭が、「西山氏庭園立面圖」には中庭と主庭がそれぞれ描かれている。

前庭は正門から旧本玄関まで石敷きの園路が緩やかな曲線を描き、三基の石燈籠、マツ類やマキ等の植栽で構成されている。園路の敷石は角礫と平石が使用されているが、重森の「西山氏庭園平面圖」では切石を用いた直線的な意匠となっている。施工の段階で変更されたものと考えられるが詳細は不明である。表庭は応接室からの眺めを主とし、中心となる降り蹲踞、四基の石燈籠等を設置している。表庭は、重森の図面には描かれておらず、西山氏所蔵の書類等から施工を担当した川

崎順一郎の手によるものと推察される。

主屋南側に造られた中庭は、三か所の寄脱石を短冊石と飛石で結び、主に短冊石の周辺に円筒形の石を埋め込み、目地に白川砂を撒く。石燈籠、銀閣寺型手水鉢、井筒を配し、マツ類やクスノキが植えられている。基本的な意匠は重森の図面に基いているが、飛石の打ち方や手水鉢の形等が図面と異なっている。昭和十五年五月十九日の重森の日録（『林泉日録抄（七）』『林泉』第六七号所収、一九四〇）には「銀閣寺手水鉢の石組を曼珠院形式にて組み」とあることから、施工の段階で変更があったと考えられる。

中庭の南に位置する主庭は青龍庭と名付けられた枯山水で、敷地のおよそ四分の一を占める。敷地の南側に建つ離れ座敷の対角線上に枯滝石組を配置し、そこから白川砂によって表現された枯流れが茶室前まで緩やかに蛇行する。枯流れには沢飛石、舟石、水分石を据えているほか、二か所に自然石の橋を架け、また右岸中流部には慈照寺（銀閣寺）庭園の向月台を模して砂を盛っている。枯滝石組、枯流れはそれぞれ竜の頭と胴体を、盛砂は竜が掴む玉を表している。重森は日録の中で、枯滝の石組を「大仙院式」（『四月十四日』の項、『林泉日録抄（六）』『林泉』第六六号所収、一九四〇）、盛砂を「向月臺風の寶珠」（『六月十三日』の項、『林泉日録抄（八）』『林泉』第六八号所収、一九四〇）と記しており、作庭にあたり大仙院や慈照寺の庭を意識していたことがうかがえる。また、枯滝石組前の沢渡や上流部の石橋からは飛石の園路が伸び、下流部の茶室や待合に至る。主庭は、離れの座敷から觀賞する庭園であるとともに、茶庭でもあり、茶室や待合の前まで続く枯流れや飛石は茶の湯の空間を構成する要素にもなっている。主庭の西側部分は、一段高く造られている洋館と洋館につながる渡廊下に擦り付けるように土を盛り、大小の石を組む。植栽は、マツ類、カシ類、クスノキ等の高木のほか、ツツジ類等の低木、リュウノヒゲ、ササ類等の地被植物を用いている。植栽や景石の一部には改造前の庭園にあったものを使用している。

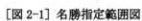
西山氏庭園は、土地家屋売買契約証、見積書及び内訳明細書等の書類、主要部分の設計図、重森の日録、当時の写真等、作庭に関する様々な資料が残っており、近代の郊外住宅に造られた庭園として、造営の過程等について多くのことが明らかになっている。施主である西山氏は、庭園及び建築の設計者、庭園の施工者らと完成まで密にやりとりを重ね、現在の空間構成はその成果をよく伝えている。

明治末期から大正期にかけて多数販売された岡町住宅地の中には、戦前の趣を残す住宅がいくつか現存する。その中でも西山氏庭園は作庭の過程も明らかで、近代の郊外住宅地に造営された庭園の事例の代表的なものと言える。日本の造園史における学術上の価値、芸術上及び觀賞上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

出典：文化庁監修『月刊文化財』令和元年（2019年）9月号（672号）、第一法規

指定地の面積 1011.12 m² (豊中市所有)

指定地の面積 1011.12 m² (豊中市所有)



第6項 指定地内の文化財

西山氏庭園内においては、西山家住宅正門及び高塀、西山家住宅渡廊下、西山家住宅洋館、西山家住宅離れ及び待合が登録有形文化財建造物に登録されている。

【表2-3】西山氏庭園内に位置する文化財

(出典：国指定文化財等データベース <https://kunishitei.bunka.go.jp/>)

名称	員数	種別1	種別2	時代	年代(西暦)	構造及び形式等	登録番号	登録回	登録告示年月日	告示番号	登録年月日	登録基準
解説文												
西山家住宅高塀	1棟	住宅	その他工作物	大正	大正初期(1912～1925年)	木造、瓦葺、延長49m	第27-0436号	第57回	平成19年(2007年)12月19日	文部科学省告示第143号	平成19年(2007年)12月5日	国土の歴史的景観に寄与しているもの
待合付近の屋敷地東南隅から東辺沿いに北に延び、東北隅に鉋折れに曲がる。コンクリート造基礎の上に建つ真壁造の塀で、腰高く焼杉板を大和打に張り、屋根には一文字瓦を葺く。落ち着きのある歴史的な街路景観を造る。												
西山家住宅渡廊下	1棟	住宅	その他工作物	昭和前期	昭和15年頃(1940年頃)	木造平屋建、瓦葺、面積15㎡	第27-0435号	第57回	平成19年(2007年)12月19日	文部科学省告示第143号	平成19年(2007年)12月5日	国土の歴史的景観に寄与しているもの
洋館北面東寄りの玄関前から北方の主屋に向けて緩やかに降りていく間幅の渡廊下で、枚瓦葺の切妻屋根を架ける。西面は開口のない真壁造の壁とし、重葺三杵による庭園側の東面は腰壁と小壁の間を吹放しとする。庭の築山と一体となった造りに特徴がある。												
西山家住宅洋館	1棟	住宅	建築物	大正	大正初期(1912～1925年)/昭和14年(1939年)改修	木造平屋建、鉄板葺、建築面積31㎡	第27-0434号	第57回	平成19年(2007年)12月19日	文部科学省告示第143号	平成19年(2007年)12月5日	国土の歴史的景観に寄与しているもの
床下を物置とした高い鉄筋コンクリート造基礎の上に建ち、離れの西北端に階段で接続する。L字形の棟をもち、北面を平切妻とした寄棟造鉄板葺、木造平屋建の独立洋館で、南側を1階最大の洋間とし、北方西側に3畳大の書斎を配し、東北隅部に玄関を設ける。												
西山家住宅離れ及び待合	1棟	住宅	建築物	昭和前期	昭和4年(1929年)/昭和16年(1941年)増改築	木造平屋建、瓦葺、建築面積109㎡	第27-0433号	第57回	平成19年(2007年)12月19日	文部科学省告示第143号	平成19年(2007年)12月5日	造形の規範となっているもの
南北に長い敷地の南側中央に南北棟で建つ。主体部を8畳と6畳の続き座敷とした入母屋造枚瓦葺のつし2階建てで、東面南寄りに茶室と玄関を突き出し、玄関東方に待合を配する。茶室と待合は岡田孝男の設計で、離れの東・北2面には1枚ガラスの戸を建て込む。												
西山家住宅主屋	1棟	住宅	建築物	大正	大正元年(1912年)	木造平屋建一部2階建、瓦葺、建築面積175㎡	第27-0755号	第91回	平成30年(2018年)11月2日	文部科学省告示第214号	平成30年(2018年)11月2日	造形の規範となっているもの
阪急岡町駅西側に広がる住宅地のほぼ中央にあり、主屋は敷地北寄りに北面して建つ。東西棟平屋建て接客部と、その西側に接続する南北棟2階建ての住居部からなる。接客と生活の動線を明快に分け、数寄屋風の茶室を備えるなど、近代郊外住宅の一類型を伝える。												
西山家住宅正門及び高塀	1棟	住宅	その他工作物	大正	大正元年(1912年)	正門 木造、瓦葺、開口1.8m 高塀 木造、瓦葺、総延長13m	第27-0756号	第91回	平成30年(2018年)11月2日	文部科学省告示第214号	平成30年(2018年)11月2日	国土の歴史的景観に寄与しているもの
敷地北面を区切る門と塀。正門は切妻造の腕木門で、欄上に精緻な格子欄間を設け、前後に小庇を付す。門から鉋折れて伸びる高塀は真壁造で、腰上に縦板を大和打に張り、屋根は一文字瓦を葺く。近代郊外住宅の落ち着きのある佇まいの街路景観の核となっている。												

第2節 指定地の現況

第1項 自然的環境

(1) 位置

西山氏庭園のある豊中市は大阪府の中央部の北側、神崎川を隔て大阪市の北に位置し、東は吹田市、西は尼崎市、伊丹市、北は池田市、箕面市に接している。

昭和11年(1936年)10月に豊中町、麻田村、桜井谷村、熊野田村が合併し、豊中市が誕生した。現市域(東西6km、南北10.3km、面積36.6km²)は、昭和30年(1955年)庄内町編入に際して形成されたものである。

西山氏庭園は、大阪府豊中市岡町南に所在し、大阪府の中心部から北に向かって伸びる阪急電鉄宝塚線の岡町駅から約400m西に位置する。一帯は明治45年(1912年)に開発された豊中市における初期の郊外住宅地である岡町住宅地にあたり、岡町駅周辺には大阪と池田・能勢を結ぶ能勢街道、国重要文化財原田神社本殿や国史跡桜塚古墳群が所在する等、市内でも有数の歴史遺産の集中する地域である。



〔図2-3〕位置図



〔図2-4〕周辺図

(2) 地形・地質

豊中市の地形は千里丘陵、丘陵から派生した台地状の平坦部（通称豊中台地）、低地部から成り、北東部から南西部にかけてなだらかに標高が低くなっている。標高は海拔 133.7m から 0m である。

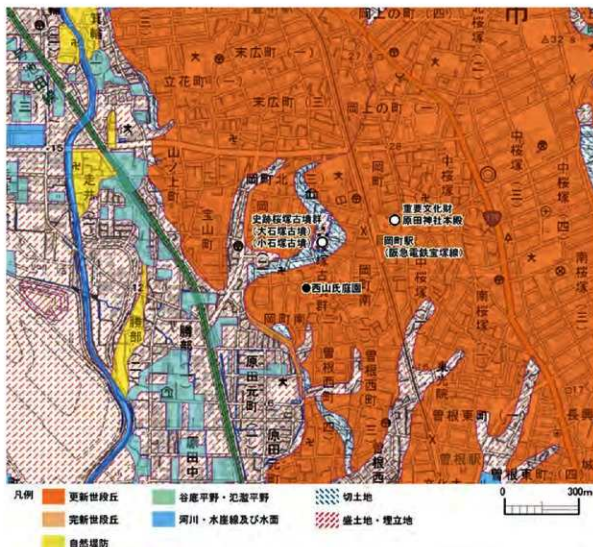
西山氏庭園は豊中台地上に位置している。豊中台地は主に千里川と天竺川によって形成された河岸段丘が削り残され、平坦地となった場所である。

地形区分図では更新世丘陵上に区分される。西部には盛土地・埋立地が広がり、自然堤防や谷底平野・氾濫平野などが見られる。

地質については、本庭園所在地は中位段丘上に位置づけられる。北西には低位段丘がみられ、これらを取り囲むように沖積地がひろがる。北部の丘陵地には大阪層群が見られる。大阪層群は千里丘陵のほか六甲山地東南部でも露頭がみられ、伊丹台地や尼崎・大阪平野下に広く、かつ厚く分布している。淡水成の砂礫・海成の粘土が繰り返す層群であるが、多数の火山灰を挟み、年代判定のための良い鍵層となっている。

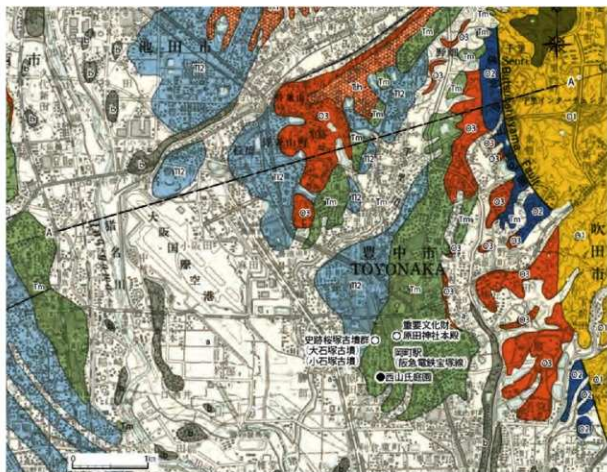
参考：地質調査所『大阪西北部地域の地質』昭和 57 年（1982 年）3 月

豊中市『第 2 次豊中市みどりの基本計画』平成 30 年（2018 年）3 月



【図 2-5】地形区分図

（国土交通省国土調査（土地分類基本調査）に一部加筆）



凡例



【図 2-6】地質図

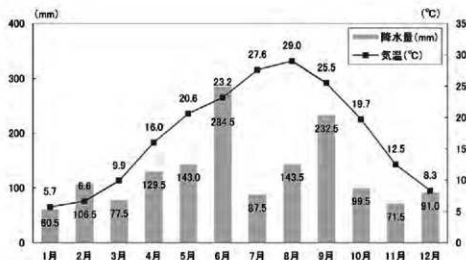
(国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページに一部加筆)

(3) 気象

気候は四季を通じて温和で、雨量も少ない瀬戸内式気候である。平成 28 年（2016 年）における月平均気温は 17.1 度、年降水量は 1,527 mm である。

また、平成 27 年（2015 年）における真冬日は 0 日、真夏日数は 62 日、平成 28 年（2016 年）における真冬日は 0 日、真夏日は 79 日である。

参考：豊中市『第 3 次豊中市環境基本計画 資料編』平成 30 年（2018 年）3 月



〔図 2-7〕平成 28 年（2016 年）月別平均気温および降水量

〔出典：平成 28 年版（2016 年版）豊中市統計書〕

〔表 2-4〕過去の気象条件

〔出典：気象庁ホームページ〕

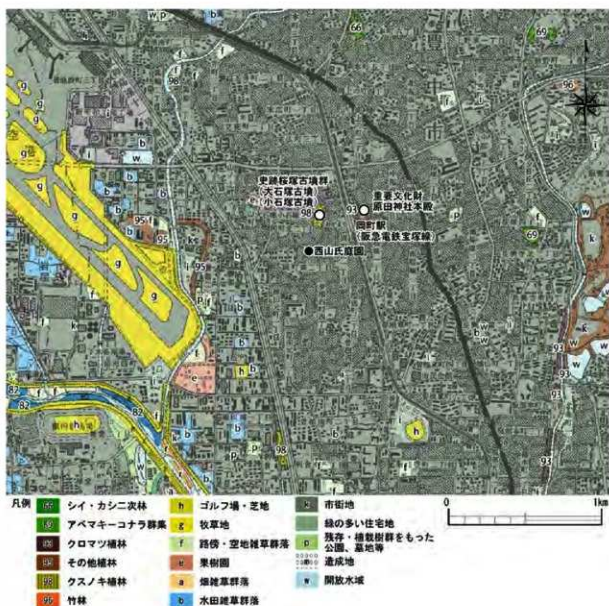
年	平均 気温 (℃)	最高 気温 (℃)	最低 気温 (℃)	日最低気温 0℃未満の 日数（冬 日） (日)	日最高気温 0℃未満の 日数（真冬日） (日)	日最低気温 25℃以上の 日数（日）	日最高気温 25℃以上の 日数（夏 日） (日)	日最高気温 30℃以上の 日数（真夏日） (日)	日最高気温 35℃以上の 日数（猛暑日） (日)
平成 27 年 (2015 年)	16.7	38.0	-2.7	63	0	19	151	62	12
平成 28 年 (2016 年)	17.1	38.1	-5.0	29	0	28	156	79	25

(4) 植生

市街地の拡大によって、近代以降は植生に変化がみられる。戦後しばらくは田畑や雑木林に囲まれた田園地帯であったが、昭和 40 年代以降、大阪の近接地域として住宅需要が高まり、平坦地の農耕地、丘陵地の竹林や雑木林は宅地へと開発された。

現在は大半が市街地に分類されているが、市の北部や中部の社寺林にシイ・カシ二次林、待兼山や刀根山にアベマキ・コナラ群集、服部緑地や千里緑地に竹林やアカマツなどの植林、天竺川沿いにクロマツ植林が見られる。（『豊中市『みどりの基本計画』より』）

本庭園所在地も市街地に分類されている。近辺には史跡桜塚古墳群（大石塚古墳・小石塚古墳）のクスノキ植林地や原田神社のクロマツ植林地などがある。その他小面積ながらも残存・植栽樹群をもった公園、墓地等や果樹園などが見られる。



〔図 2-8〕 植生図

（出典：環境省第 6・7 回自然環境保全基礎調査に加筆）

第2項 社会的環境

(1) 用途地区

豊中市は「都市計画法」に基づき、全域が市街化を促進する市街化区域となっている。市街化区域では、建てられる建築物の種類や規模を制限する用途地域が定められており、西山氏庭園は第一種低層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 150%）に指定されている。付近の史跡桜塚古墳群は風致地区に指定されている。



〔図 2-9〕 用途地区

(2) 景観法

豊中市では、良好な都市景観を推進していくために、平成 20 年（2008 年）に景観法に基づく「豊中市景観計画」〔平成 26 年（2014 年）改定〕を策定し、市全域を景観計画区域として設定している。全市を対象とした、建築物・工作物等の行為の制限に関する事項を定め、一定規模以上の建築や開発等の行為に対して、他の法令等の手続き前に景観法及び、豊中市都市景観条例による届出を義務づけている。

届出を要する行為

- 高さが 10 メートルを超える建築物又は建築面積が 1,000 平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- 高さが 10 メートルを超える工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の色彩の過半の変更
- 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為をいう。）

行為の制限（景観形成基準）

共通事項 良好な都市景観の形成に向けて周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちなりたち等の地域特性を踏まえ、大規模建築物や大規模工作物等の配置や規模、形態、色彩、その他の意匠等について、地域全体として調和のとれたものとする。

(3) 屋外広告物

豊中市では、市全域の屋外広告物を対象に豊中市屋外広告物条例に基づく誘導・規制を行うとともに、屋外広告物景観の質的向上を図るため、豊中市都市景観条例に基づく届出により誘導・規制を行っている。

西山氏庭園は、豊中市屋外広告物条例に基づく禁止地域に位置し、屋外広告物の表示・掲出が原則として禁止されている。ただし、自家用広告物等については適用除外がある。西山氏庭園に隣接する東側の地域については、重点制限区域に区分され、屋外広告物を表示等する場合は許可が必要である。

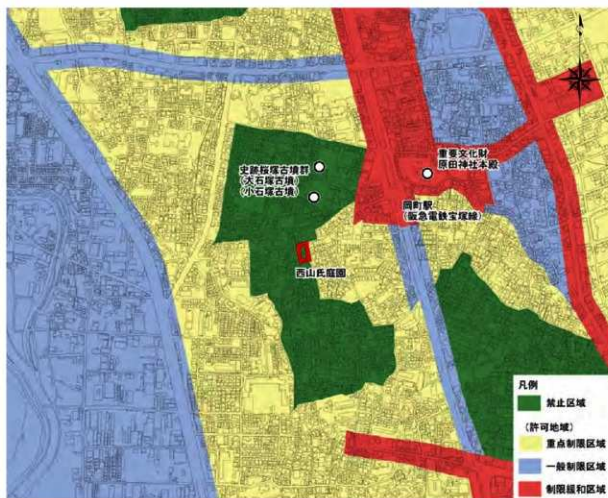
豊中市都市景観条例に基づく届出を要する屋外広告物

ア 届出対象行為（豊中市屋外広告物条例の規定による協議を行う場合は除く）

- i 高さが10メートルを超える建築物に付属して設けられる広告物であって、表示面積が30平方メートルを超えるものの表示又は当該表示された広告物の色彩の過半の変更
- ii 高さが4メートルを超える広告物又は広告物を掲出する物件（当該物件に掲出される広告物を含む。）の設置、改造、移転又は色彩の過半の変更

イ 制限の内容

届出が必要な屋外広告物は、景観配慮指針に基づき、事前協議を行う。



〔図 2-10〕 屋外広告物

（豊中市「許可地域区分図」 <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/tozshikeikan/okugnikoukou/> に加筆）

第3項 歴史的環境

(1) 豊中市の文化財

豊中市内には、令和4年（2022年）3月現在、国指定重要文化財の建造物5件や国指定史跡2件のほか、美術工芸品や民俗文化財など、国指定・国登録・府指定・市指定を合わせ、総計129件の文化財がある。

建造物では、国指定である室町時代の宝篋印塔が2件3基（うち2基は旧法指定）・江戸時代の社寺1棟・民家3件4棟、国指定重要有形民俗文化財の民家（旧大井家住宅・白川の合掌造り）の1棟、国登録有形文化財の建造物が39棟ある。また、大阪府指定有形文化財は5件7棟、豊中市指定文化財は5件5棟（一部は部分のみ）の建造物と4件8基の石造物がある。これらのうち建造物13棟は、服部緑地の日本民家集落博物館に移築されたものである。宝篋印塔は、宝珠寺（旧法指定）と金禪寺に残されているものである。

記念物は、国指定史跡の桜塚古墳群と春日大社南郷目代今西氏屋敷の2件、府指定天然記念物の寶珠寺のヤマモモ1本、豊中市指定史跡が6件、豊中市指定天然記念物が1本、国登録記念物のマチカネワニ化石1点がある。史跡桜塚古墳群は、古墳時代中期を中心に営まれた古墳群であり、このうち現存する5基が国史跡となっている。なかでも大塚古墳は、鏡、甲冑、刀剣、鉄鏝などの副葬品が一括で美術工芸品（考古資料）として国重要文化財に指定されている。史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷は、奈良春日社領の荘園である摂津国垂水西牧の榎坂郷に下向した荘官今西氏の屋敷である。現在の建造物は江戸時代中期に建てられたものであるが、中世以降の文書が残されているため、中世の荘官屋敷の実態を知ることができる史跡である。

美術工芸品では、国指定重要文化財は絵画2点、彫刻2点、工芸品2点、考古資料2点の計8点、大阪府指定有形文化財は考古資料の3点、豊中市指定文化財は絵画4点、彫刻6点、工芸1点、古文書7点、考古資料18点、歴史資料3点の計40点、合計51点ある。

民俗文化財は国指定及び府指定有形民俗文化財が各1点、市指定民俗文化財が有形・無形合わせて6件、合計8件ある。

〔表2-5〕豊中市内の指定及び登録文化財数（令和4年（2022年）3月現在）

区分	有形文化財								民俗文化財		史跡・名勝・天然記念物			合計
	建造物	美術工芸品							有形文化財	無形文化財	(記念物)			
		絵画	彫刻	工芸品	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財			史跡	名勝	天然記念物	
国指定	5	2	1	2	0	1	0	0	1	0	2	1	0	15
（旧法）	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
府指定	5	0	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0	1	11
（旧規則）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市指定	9	4	6	1	7	18	3	0	3	3	6	0	1	61
合計	19	6	8	3	7	22	3	0	5	3	8	1	2	87
（旧）合計	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
国登録	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40
総計	59	6	8	3	7	23	3	0	5	3	8	1	3	129

※（旧法・旧規則）は、旧法（昭和8年（1933年）4月施行・重要美術品等の保存に関する法律）による国指定文化財、旧規則（昭和24年（1949年）3月25日大阪府古文化財等保存顕彰規則・大阪府教育委員会規則第8号）による府指定文化財の件数。

※ 国登録の内訳は建造物13箇所39件、記念物1箇所1件。

〔表 2-6〕豊中市内の指定・登録文化財

国指定・登録文化財

区分	指定日（新/旧）	年代	名称	員数	所在地	所有者・管理者
重要文化財	建造物	昭和16年（1935年）5月20日	室町前期 石造三重宝篋印塔（旧法・重美）	2基	熊野町3-10-1	（宗） 宝珠寺
		昭和36年（1961年）3月23日	室町貞和5年（1349年） 建第01489号 金剛寺三重宝篋印塔（貞和五年己丑十二年辛巳日無銘）	1基	本町5-3-64	（宗） 金剛寺
		昭和39年（1964年）5月29日	江戸中期 建第01580号 旧桑家住宅（大政府豊能郡能勢町古野）	1棟	服部緑地1-2	（公財） 大阪府文化財セー
		昭和39年（1964年）5月29日	江戸後期 建第01590号 旧山田家住宅（長野県下水内郡桑村上ノ原）	1棟		
		昭和48年（1973年）2月23日	江戸末期 建第01878号 旧横葉家住宅（主屋・馬屋）（宮崎県東臼杵郡椎葉村高尾）	2棟		
		平成5年（1993年）12月9日 市：昭和38年（1963年）6月13日	江戸慶安5年（1652年） 建第02297号 原田神社本殿（附棟札・慶安第五朔卯月吉祥日）	1棟	中板塚1-2-18	（宗） 原田神社
		昭和25年（1950年）8月29日 / 昭和11年（1936年）5月6日	鎌倉 絵第00876号 紙本着色三十六歌仙切（小町・佐竹家伝来）	1幅	本町	個人
	絵画	昭和27年（1952年）7月19日	江戸寛政2年（1790年） 絵第01250-01号 紙本着色仙人掌群像図（七五歳款記・應貼付）	6面	小曾根1-6-38	（宗） 西福寺
		昭和27年（1952年）7月19日	江戸寛政2年（1790年） 絵第01250-02号 紙本着色蓮池図（上記裏面）	6幅		
	彫刻	昭和25年（1950年）8月29日 / 大正3年（1914年）4月17日	平安後期 彫第01139号 木造釈迦如来坐像	1軀	南板塚1-12-7	（宗） 東光院
		昭和47年（1972年）5月30日	明代 工第02343号 五彩金欄手鏡	5口	新千里南町	個人
	工芸	昭和32年（1957年）2月19日	江戸延宝4年（1676年） 工第01798号 刀（銘 井上真改 延宝四年八月日）	一 口	北板塚	個人
		昭和13年（1938年）10月10日	古墳前期 控藏山古墳出土品（旧法・重美）	一括	中板塚3-1-1	豊中市
	考古資料	昭和61年（1986年）6月6日	古墳中期 考第00418号 所蔵豊中大塚古墳出土品	一括	（一部）	
		昭和34年（1959年）5月6日	江戸後期 有民第00027号 民家（白川の合掌造：旧大井家住宅）（岐阜県大野郡白川村大牧）	1棟	服部緑地1-2	（公財） 大阪府文化財セー
民俗文化財 （衣食住）	史跡	昭和62年（1987年）8月21日	板塚古墳群	5基		豊中市
		昭和31年（1956年）5月15日	古墳前期 大石塚古墳	770 1.2 1㎡	岡町北1-36-1、36-2、36-3、37、46	
		平成10年（1998年）12月8日 / 昭和31年（1956年）5月15日	古墳前期 小石塚古墳			
		昭和62年（1987年）8月21日 市：昭和38年（1963年）6月13日	古墳中期 大塚古墳	646 3㎡	中板塚4-96、97、142	
		昭和62年（1987年）8月21日 市：昭和38年（1963年）6月13日	古墳中期 御獅子塚古墳	208 7㎡	南板塚2-25-2の一部、25-3、25-4、25-5	
		昭和62年（1987年）8月21日 市：昭和38年（1963年）6月13日	古墳中期 南天平塚古墳	614 ㎡	南板塚3-17、18	
		平成21年（2009年）2月12日 府：昭和47年（1972年）3月31日 府追加：平成元年（1989年）3月31日（399-1） 府追加：平成4年（1992年）3月31日（402-2、405～409） 市：昭和38年（1963年）6月13日	鎌倉 春日大社南郷日代令西氏屋敷	786 4.9 1㎡	浜	個人
				304 3㎡	浜	（宗） 南郷春日神社
				111 0.8 1㎡	浜	豊中市
		平成20年（2008年）7月28日 令和元年（2019年）10月16日	昭和15年（1940年） 西山氏庭園（青龍庭）	1箇 所	岡町南2-14-55 岡町南2-13（地番）	豊中市

区分	指定日(新/旧)	年代	名称	員数	所在地	所有者・管理者
登録有形文化財	(文化・施設)	平成19年(1998年) 12月25日	明治31年(1898年) 住吉神社能舞台(第27-0056号)	1棟	服部南町2-3-31	(宗) 住吉神社
		平成20年(2008年) 3月19日	昭和6年(1931年) 大阪大学待兼山修学館(旧大阪帝国大学医学部附属病院右機分本院館)(第27-0448号)	1棟	待兼山町1-4(大阪大学総合学術博物館)	(大) 大阪大学
		平成16年(2004年) 6月24日	昭和4年(1929年) 大阪大学共通教育本館(第27-0290号)	1棟	待兼山町1-1(大阪大学会館)	(大) 大阪大学
	(学校)	平成21年(2009年) 1月22日	昭和13年(1938年) 大阪府立桜塚高等学校(第27-0522号)(旧豊中高等女学校西館)	1基	中桜塚4-1-1	府立桜塚高校
		平成19年(2007年) 8月13日	幕末 村司家住宅主屋(第27-0425号)	1棟	堂池中町	個人
	(住宅)	平成19年(2007年) 12月19日	昭和4・16年(1929・1941年) 西山家住宅離れ及び待合(第27-0433号)	1棟	岡町南2-14-55	豊中市
			大正2～5年(1913～1916年) 西山家住宅洋館(第27-0434号)	1棟		
			昭和14～16年(1939～1941年) 西山家住宅護国下(第27-0435号)	1棟		
			大正元年(1912年) 西山家住宅高層(第27-0436号)	1棟		
		平成30年(2018年) 11月2日	大正元年(1912年) 西山家住宅主屋(第27-0755号)	1棟		
			大正元年(1912年) 西山家住宅正門及び高層(第27-0756号)	1棟		
		平成19年(2007年) 12月19日	昭和12年(1937年) 旧羽室家住宅主屋(第27-0438号)	1棟	曾根西町4-4-15	豊中市
			昭和12年(1937年) 旧羽室家住宅土蔵(第27-0439号)	1棟		
			昭和12年(1937年) 旧羽室家住宅納屋(第27-0440号)	1棟		
			昭和10年(1935年) 松村家住宅主屋(第27-0437号)	1棟	東豊中町	個人
			江戸後期 奥野家住宅主屋(第27-0493号)	1棟	中桜塚	個人
			江戸後期 奥野家住宅門長屋(第27-0498号)	1棟		
			江戸後期 奥野家住宅西蔵(第27-0494号)	1棟		
			明治43年(1910年) 奥野家住宅土蔵(第27-0495号)	1棟		
			江戸後期以降 奥野家住宅土蔵(第27-0496号)	1棟		
	(宗教)		明治10年(1877年) 奥野家住宅新蔵(第27-0497号)	1棟		
			江戸後期 奥野家住宅中門(第27-0499号)	1箇所		
			幕末 奥野家住宅露地門及び高層(第27-0500号)	1箇所		
		平成24年(2012年) 8月13日	昭和8年(1933年) 上田家住宅主屋(第27-0550号)	1棟	東豊中町	個人
			昭和15年(1940年) 上田家住宅離れ(第27-0551号)	1棟		
			昭和8年(1933年) 上田家住宅物置(第27-0552号)	1棟		
		平成26年(2014年) 10月7日	江戸末期 榎原家住宅主屋(第27-0599号)	1棟	小曾根	個人
			江戸末期 榎原家住宅離れ(第27-0600号)	1棟		
			江戸末期 榎原家住宅土蔵一(第27-0601号)	1棟		
			江戸末期 榎原家住宅土蔵二(第27-0602号)	1棟		
			江戸末期 榎原家住宅土蔵三(第27-0603号)	1棟		
	(宗教)		大正期 榎原家住宅露地門及び榎(第27-0604号)	1棟		
			大正期 榎原家住宅庭門及び榎(第27-0605号)	1棟		
			江戸末期 榎原家住宅外蔵(第27-0606号)	1棟		
		平成29年(2017年) 6月28日	日本民家集落博物館河内布屋の長屋門(第27-0679号)	1棟	服部緑地1-2(日本民家集落博物館)	(公財) 大阪府文化財センター
			江戸末期 日本民家集落博物館堂島の米蔵(第27-0680号)	1棟		
			江戸 嘉永4年(1851年) 日本民家集落博物館北河内の茶室(第27-0681号)	1棟		
	(宗教)	平成26年(2014年) 10月7日	昭和14年(1939年) カトリック豊中教会聖堂及びヨゼフ館(第27-0597号)	1棟	本町6-1-6	(宗) カトリック豊中教会
			昭和14年(1939年) カトリック豊中教会司祭館(第27-0598号)	1棟		

区分	指定日(新/旧)	年代	名称	員数	所在地	所有者・管理者
登録記念物 動物植物関係	平成26年(2014年) 10月6日	昭和39年 (1964年) 発掘	マチカネワニ化石	1	岸兼山町1-20(大阪大学 総合学術博物館)	(大) 大阪大学

府指定文化財

所指定文化財							
区分	指定日(新/旧)	年代	名称	員数	所在地	所有者・ 管理者	
有形文化財	建築物	昭和49年(1974年)3月29日	江戸末期 旧重光家高倉(奄美の高倉) (鹿児島県奄美郡下松村部通)	1棟	服部緑地1-2 (日本民家集落博物館)	(公財) 大阪府文化財センター	
		天保6年(1835年)	旧丸田家住宅(主屋・土蔵) (十津川の民家) (奈良県吉野郡十津川村込ノ上)	2棟			
		江戸後期	旧山下家住宅(敦賀の民家) (福井県敦賀市杉妻)	1棟			
		江戸後期	旧藤原家住宅(主屋・便所)(南部の曲家) (岩手県奥州市村雄山)	2棟			
	昭和50年(1975年)3月31日	明治33年(1900年)	旧新田小学校校舎 (附棟札1組3枚 設計図2枚) (敷地949.92㎡・建畧362.66㎡)	1棟	上新田3-3-1	豊中市	
	美術工芸品	昭和45年(1970年)2月20日	正安2年(1300年)	金澤寺木造十一面観音立像	1軀	本町5-3-64	(宗) 金剛寺
		昭和49年(1974年)3月29日	白鳳期か	金寺薬師塔刹柱礎石	1基	本町3-14-32	(宗) 香雲寺
		平成7年(1995年)12月13日	古墳終末期	宮前山古墳石棺	1基	岸兼山1-6(文学部中庭)	(大) 大阪大学
	美術工芸品	平成9年(1997年)2月3日 昭和23年(1948年)5月9日	弥生中期	原田神社の流水文銅鐸 (旧規則・重美)	1口	中板塚1-2-18	(宗) 原田神社
	民俗	昭和49年(1974年)3月29日	安政6年(1859年)	旧吉田の農村歌舞伎舞台 (香川県小豆郡内海町吉田)	1棟	服部緑地1-2 (日本民家集落博物館)	(公財) 大阪府文化財センター
記念物	平成28年(2016年)4月5日	樹齢不明	寶珠寺のヤマモモ	1本	熊野町3-10-1	(宗) 宝珠寺	

市指定文化財

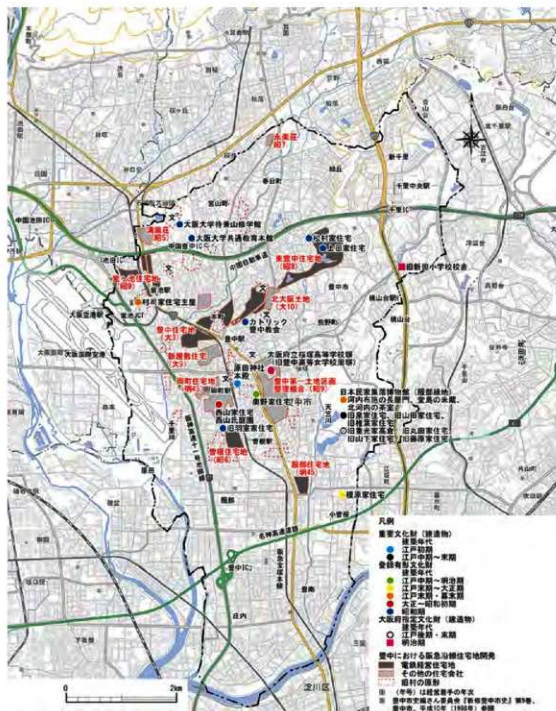
区分	指定日(新/旧)	年代	名称	員数	所在地	所有者・管理者
建築物	昭和62年(1987年)9月1日	桃山期	原田神社摂社十二神社本殿	1棟	中板塚1-2-18	(宗) 原田神社
	昭和38年(1963年)6月13日					
	昭和62年(1987年)9月1日	江戸後期	麻田藩主邸表玄関	部分	春日町2-6-1	(宗) 報恩寺
		江戸末期	麻田藩陣屋門	1棟	刀根山元町	個人
		南北朝	西福寺石造宝篋印塔基礎	1基	小曾根1-6-38	(宗) 西福寺
		康永元年(1342年)	住吉神社石造宝篋印塔基礎	1基	長興寺北2-3-43	(宗) 住吉神社
		天文5年(1536)～	松林寺今西家石造五輪塔群(天文5・天文13・天文12・元和3・元和9)	5基	西	個人
	平成5年(1993年)10月1日	貞享3年(1686年)	上新田天神社本殿	1棟	上新田1-17-1	(宗) 天神社
	平成8年(1996年)4月1日	寛文5年(1665年)	旧川崎東照宮本地堂	1棟	南板塚1-12-7	(宗) 東光院
絵画	平成12年(2000年)4月1日	貞享5年(1688年)	原田神社石鳥居	1基	中板塚1-2-18	(宗) 原田神社
	平成29年(2017年)8月1日	寛政2年(1790年)	伊藤若冲筆 山水図	1幅	小曾根1-6-38	(宗) 西福寺
		寛政6年(1794年)	伊藤若冲筆 野鵲図	1幅		
		江戸中期	月岡雪簾筆 鯉図	1幅	豊中市中板塚3-1-1	豊中市
彫刻		文化2年(1805年)	中井藍江筆 白猿図	1幅		
	昭和62年(1987年)9月1日	飛鳥後期	金銅青龍立像	1軀	熊野町3-10-1	(宗) 宝珠寺
	昭和38年(1963年)6月13日	平安後期	木造彩色聖観音菩薩立像	1軀		
		平安後期	木造彩色四天王像	2軀	中板塚2-2-24	(宗) 瑞福寺
		平安末期	木造漆箔薬師如来坐像	1軀		
		鎌倉	木造漆箔薬師如来坐像	1軀	宮山町1-10-1	(宗) 春日神社
	昭和62年(1987年)9月1日	平安後期	木造漆箔阿彌陀如来坐像	1軀	堂池東町1-13	(宗) 円満寺

区分	指定日(新/旧)	年代	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財	工芸	昭和62年(1987年)9月1日	天明6年(1786年)	梵鐘	1口	熊野町4-8-1 (宗) 仏眼寺
		昭和62年(1987年)9月1日	近世	内田村中川家文書	1654点	飯の町 個人
	古文書	昭和62年(1987年)9月1日	近世	南刀根山村浅井家文書	1076点	刀根山元町 個人
			近世	原田村野口家文書	1844点	服部豊町 個人
			近世～近代	洲廻止村中井家文書	3244点	大島町 個人
			近世～近代	長興寺村文書付大伊勢講文書	4619点	中板塚3-1-1 豊中市
		平成28年(2016年)4月1日	近世～近代	原田郷中倉村文書	3365点	中板塚3-1-1 豊中市
			近世～近代	原田神社文書	100点	中板塚1-2-18 (宗) 原田神社
	歴史資料	昭和62年(1987年)9月1日	近世	麻田藩資料	418点	中板塚3-1-1 豊中市
		平成5年(1993年)10月1日	明治7年(1874年)	大阪府摂津國豊島郡櫻保村 老旦三拾六墳全圖	1点	
		平成22年(2010年)4月1日	元禄16年(1703年)	水田西吟懷原田神社奉納佛遺物	1面	
有形文化財	考古資料	昭和62年(1987年)9月1日	弥生前期	膳部遺跡出土弓矢状鹿角製品	1箇	中板塚3-1-1 豊中市
			弥生後期	新免遺跡出土人面付土製品	1箇	
			弥生～古墳	新免遺跡出土鉄斧形土製品	1箇	
			古墳前期	何倉遺跡出土火鍬具	1組	
			飛鳥後期	金寺山庭寺跡出土瓦	7箇	
			弥生後期	山ノ上遺跡出土小形仿製鏡	1面	
			古墳後期	島田遺跡出土子持勾玉	1箇	
			古墳前期	大石塚古墳出土埴輪壺	3箇	
			古墳前期	小石塚古墳出土埴輪埴輪	1箇	
			古墳後期	本町遺跡出土土形	1箇	
		平成5年(1993年)10月1日	鎌倉	穂積遺跡出土井戸	1基	
			奈良中期	上津島南遺跡出土井戸	1基	
			奈良中期	上津島南遺跡出土重圓文軒瓦	1箇	
			縄文草創期	野畑春日町遺跡出土土舌	1箇	
			平安後期	小僧世遺跡出土木簡	1箇	
			古墳後期	野畑出土巫女埴輪	1箇	春日町 個人
		平成12年(2000年)4月1日	弥生中期	膳部遺跡出土木棺墓等	10基	膳部2-7 (膳部遺跡収蔵庫) 豊中市
			弥生終末期	穂積遺跡出土銅鍬未成品	3箇	中板塚3-1-1
民俗文化財	有形	昭和62年(1987年)9月1日	天保14年(1843年)～	八坂神社台額 (天保14・弘化2他)	4基	熊野町3-10-20 (宗) 八坂神社
		平成8年(1996年)4月1日	明治24年(1891年)	原田神社算額	1面	中板塚1-2-18 (宗) 原田神社
			天保14年(1843年)～	服部天神宮算額	2面	服部元町1-2-17 (宗) 服部天神宮
	無形	昭和62年(1987年)9月1日		原田神社獅子神事祭		中板塚1-2-18 (宗) 原田神社
		昭和38年(1963年)6月13日		上新田天神社とんど祭		上新田1-17-1 (宗) 天神社
		昭和62年(1987年)9月1日		八坂神社獅子神事祭		熊野町3-10-20 (宗) 八坂神社
記念物	史跡	昭和62年(1987年)9月1日	古墳後期	島熊山窯跡	約341㎡	新千里南町1-5-3の一部(千里緑地) 豊中市
		昭和38年(1963年)6月13日	近世	麻田藩陣地跡	677㎡	宮池中町3-33 麻田財産区
			戦国期	原田城跡	2950.97㎡	豊原西町4-21-2, 46, 46-2, 57-2, 57-3, 59, 60-1, 61-3 豊中市
		昭和62年(1987年)9月1日	古墳後期	桜井谷2-19窯跡	781.49㎡	北緑丘2-1-46 (独) 都市再生機構
			古墳後期	桜井谷2-24窯跡	1315.18㎡	北緑丘2-1-9
		平成14年(2002年)4月1日	古墳後期	桜井谷2-23号窯跡	2170.99㎡	永楽荘4-13の一部, H-20 豊中市
	天然記念物	昭和62年(1987年)9月1日	桃山期か	蘇鉄		柴原町5-5-15 (宗) 安楽寺
		昭和38年(1963年)6月13日				

※年代は指定・登録時の見解

(3) 周辺の近代郊外住宅

豊中市内には、近世以降の住宅等が多数残されている。以下に重要文化財や登録有形文化財に指定あるいは登録されている事例を記載する。



〔図 2-12〕 豊中市内の文化財建造物と阪急沿線住宅地

近隣の歴史的建造物

松村家住宅（登録有形文化財） 所在地：豊中市東豊中町

阪急電鉄が昭和 8 年（1933 年）から開発した東豊中住宅地に属し、建築家下村喜三郎が昭和 10 年（1935 年）に設計し、自邸とした。昭和 16 年（1941 年）に松村家の所有となり、その後の増築では従前の意匠を尊重し改造された。

個人宅であることから、一般公開は行っていない。

旧羽室家住宅（登録有形文化財） 所在地：豊中市曾根西町

昭和初期に開発された松籟園住宅地に含まれ、当敷地はその東端に当たる。昭和 12 年（1937 年）に住友系の役員であった羽室廣一が購入し普請したもので、主屋（離れ座敷含む）・土蔵・納屋からなる大型の郊外型住宅である。庭園は城跡の土塁などを活かして造られている。

豊中市教育委員会では「NPO 法人とよなか・歴史と文化の会」へ委託し、土曜・日曜を中心におよそ月 8 日間、正午から午後 4 時に一般公開と催し事を行なっている。



【写真 2-1】旧羽室家住宅主屋の外観

奥野家住宅（登録有形文化財） 所在地：豊中市中塚塚

江戸時代には庄兵衛の名で桜塚村安部藩領の庄屋で、明治時代には戸主・村長を務めた。屋敷地は能勢街道と箕面街道をつなぐ脇街道沿いにあり、江戸中期以降に建てられた主屋をはじめ門長屋、土蔵 5 棟、附属屋、中門、露地門などが建つ。脇街道に接した門長屋、土蔵、板塀は内外数本の巨樹とともに、市街化した地域の中にあつて昔の村時代の面影を偲ばせている。

阪神・淡路大地震では多くの建物に被害を被ったが、所有者の努力によって修復され、現在主屋はコンサート会場として活用が図られている。

大阪府立桜塚高等学校塀（旧豊中高女学校周塀）（登録有形文化財） 所在地：豊中市中塚塚

大阪府立桜塚高等学校には昭和 13 年（1938 年）に豊中高女学校として創設された時の煉瓦塀が敷地の北辺及び南東隅に残っている。煉瓦塀はレンガを積んで柱とし、柱と柱の間にコンクリート・パネルを嵌めた構造をもつ。半世紀以前において住宅都市、教育都市として発展しつつあった時代の豊中市の歴史を物語る構築物として貴重な存在になっている。



【写真 2-2】大阪府立桜塚高等学校旧塀

第3節 沿革と史料

第1項 沿革

(1) 近代までの岡町一帯

西山氏庭園が所在する豊中市岡町一帯は豊中台地上に位置する。台地西側を千里川が流れ、その流域には縄文時代晩期に遡る山ノ上遺跡や、弥生時代前～中期の拠点集落である勝部遺跡などの遺跡が確認されている。古墳時代になると、台地上に大石塚古墳、小石塚古墳築造を契機に桜塚古墳群が形成され、古墳築造が終焉し古代に入ると、山ノ上遺跡に寺院跡と推定される遺構や奈良～鎌倉時代の集落跡が確認されるなど、縄文時代以降、連続と生活が営まれてきたことがわかる。

中世になると、岡町の中心に位置する原田神社（当時は「牛頭天王社」等と称した）が隆盛を迎え、最盛期は豊嶋郡榎坂村（吹田市）から川辺郡富松村（尼崎市）に至る72か村を信仰圏とした。ところが天正6年（1578年）、織田信長による荒木村重討伐の際に岡町一帯も戦火に遭い壊滅的な被害をもたらした。

近世になると、徐々に復興を遂げ、原田郷の産土神である原田神社の近隣7か村から人が集まり門前町が形成され、これを「岡町」と称した。以後、岡町は地域の村々の商業・金融の中心地としてだけでなく、伊丹街道と能勢街道が交わる交通及び流通の要衝としても栄えた。

明治時代になると、原田神社は、境内を除いた土地が上知令により官有地となり、このうち3町2反あまりが民間へと払い下げられた。後に、払い下げられた土地が民間での払い下げや売買などを経て、その一部を岡町住宅経営株式会社が取得し、近代郊外住宅地が開発分譲されることになった。

(2) 近代郊外住宅地と岡町住宅地

明治43年（1910年）に箕面有馬電気軌道（現在の阪急電鉄）が梅田―石橋―宝塚間と石橋―箕面間の2路線を営業開始し、同時に岡町駅が開設された。箕面有馬電気軌道は、大阪市と近郊観光地である箕面や宝塚を結ぶ鉄道であるが、阪神間や京阪間を結ぶ他電鉄会社や高野山をはじめとする社寺への参詣者輸送を目的に開通した高野鉄道などは異なり、沿線の集客力が高いとは言い難かった。そのため、小林一三は沿線に明治43年（1910年）に箕面動物園を開園させ、次いで翌44年（1911年）宝塚新温泉の開業、翌45年（1912年）には宝塚唱歌隊を創設し、沿線の開発を行った。また、沿線開発の一環として明治43年（1910年）に日本初の電鉄会社による分譲住宅である池田室町住宅地を分譲販売した。その後、明治44年（1911年）に箕面桜井住宅地、翌45年（1912年）には、岡町住宅経営株式会社によって西山氏庭園が所在する岡町住宅地が開発された。これらの住宅地経営は、俸給生活者（会社員）向けの住宅地であるとともに、日本で初めての土地の建売分譲や月賦販売であった。

箕面有馬電気軌道や関連会社による沿線の住宅地開発は、これ以降も創業者小林一三の指揮のもと継続的に行われ、先述の池田室町住宅地開発から始まる沿線の住宅地等の開発を組み合わせた事業形態は、以後、全国各地の私鉄経営に大きな影響を与えることになった。

【図2-13】箕面有馬電気軌道の広報誌『山容水態』大正三年六月号に掲載された郊外住宅の広告
(公益財団法人 阪急文化財団蔵)

【表 2-7】 豊中における阪急宝塚線沿線住宅地開発

〔豊中市史編さん委員会『新修豊中市史』第9巻、豊中市、平成10年（1998年）、表3-6をもとに作成〕

時期	住宅地名	経営企業
明治45年 (1912年)	岡町住宅地 (駅西方、島通りほか)	岡町住宅経営株式会社
	服部住宅地 (駅東方)	阪急電鉄㈱
大正3年 (1914年)	豊中住宅地 (駅西北、本通)	阪急電鉄㈱
大正9年 (1920年)	豊中北風敷住宅地 (豊中駅東北)	阪急電鉄㈱
	豊中新風敷住宅地 (豊中駅西南)	豊中住宅㈱、 のち岡町住宅経営㈱に売却
大正10年 (1921年)	新豊中住宅地 (豊中中学校周辺)	北大阪土地㈱
昭和4年 (1929年)	千里園住宅地 (刀根山の東側)	
昭和5年 (1930年)	清風荘住宅地 (待兼山麓)	
昭和6年 (1931年)	曾根住宅地 (駅西方)	阪急電鉄㈱
昭和8年 (1933年)	東豊中住宅地	阪急電鉄㈱
	曾根駅東方住宅地	同志土地㈱
昭和9年 (1934年)	桜塚・新免区画整理地	豊中第一土地区画整理組合
	蛸ヶ池住宅地	阪急電鉄㈱



【図 2-14】 豊中における阪急沿線住宅地開発

〔豊中市史編さん委員会『新修豊中市史』第9巻、豊中市、平成10年（1998年）から、一部加筆〕



【図 2-15】 岡町住宅経営株式会社経営地全国（赤枠で示した範囲が西山氏庭園）（竹中工務店蔵）

(3) 岡町住宅地と西山家住宅

岡町住宅地は、箕面有馬電気軌道が開通した明治 43 年（1910 年）の池田市町住宅地、明治 44 年（1911 年）の箕面市桜井住宅に次いで、明治 45 年（1912 年）に分譲が始まった。岡町住宅地は、箕面有馬電気軌道的小林一三やのちに竹中工務店を設立する竹中藤右衛門らを中心に組織された岡町住宅経営株式会社が開発分譲した郊外住宅地である。西山家住宅は、この岡町住宅地内の岡町駅西側の一角（豊能郡南豊島村島村大字原田字富士谷 634、経営地内 5 号地 2 番）に位置する。

西山家は大正元年（1912 年）10 月に建売住宅を購入し、大阪市内（西区鞠上通）から岡町に居を移した。購入前後の西山家の当主は、金物卸売業の福田又商店の支配人を務めていた。

西山家住宅の契約書には、「地坪 三百坪、建物 木造瓦葺式階建本家壹棟 建坪貳拾五坪五合貳階坪 7 坪五合 門 塀 井戸一式 代金六千壹百円」とあり、当初の西山家住宅は敷地に対して家屋は小さく、現状とかけ離れた姿であったと想像される。

大正 3 年（1914 年）に、主屋南側に洋館が建てられ、さらに昭和期に入り当主となっていた西山丑之助によって昭和 4 年（1929 年）に離れが建てられた。この頃には、年代は不詳だが、主屋の東側には座敷が増築され、旧茶室も建てられていたと考えられる。主屋自体も昭和 14 年（1939 年）以降に当時の三越大阪支店住宅建築部の技師岡田孝男による屋敷全体に関わる改築がなされる以前に台所や浴室、便所などの増改築がなされている。

離れに付属する茶室は、増築された時期は明らかではないが、重森三玲の『茶室茶庭事典』[昭和 48 年（1973 年）]によると「もともと昭和八～九年（一九三三～三四）ごろに茶席ができていたのであったが、昭和十五年（一九四〇）五月以来、筆者設計のもとに庭園および待合付近露地完成により、同年秋ごろより、岡田孝男氏指導のもとに本格的に修理改造され、りっぱな席となった」とある。

昭和 14 年（1939 年）になって洋館改築と渡廊下が新設され、昭和 15 年（1940 年）重森三玲による庭園改修、昭和 16 年（1941 年）主屋縁側等の改築がなされており、離れ茶室と玄関の改築もこれら一連の工事の延長上になされたものと考えられる。

西山家住宅は、現状では北面と東面に高塀を建て、北面の東寄りに正門、西寄りに鉄扉の勝手口が設けられている。当初の主屋の配置を考慮すると、当初の本玄関は現在の勝手口辺りにあったと考えられる。さらに昭和 15 年（1940 年）12 月の「西山敏之氏所蔵文書 4」によると、封筒の表に「西隣ノ取合板塀新調費塀ノ木柵新調費及縁側」とあり、1 丈と 2 間の柱を購入した代金が記されていることから、大がかりな改築がなされたと思われる。東の高塀に比べ北塀の傷みが少ないことも北塀に更新があった裏付けとされる。

現在の本玄関はこの時に増築されたとみるのが順当であり、さらに戦後再度改築されている。この時に旧茶室の開口が閉じられている。

さらに戦後、昭和 60 年（1985 年）頃（聞き取り調査によると、昭和 54 年（1979 年）主屋増築工事実施）に主屋が再度改築され、現在の姿になったと考えられる。この間、庭園も何度か造り替えられ、門や塀についても改築がなされたと考えられている。

近年では、平成 13 年（2001 年）6 月に高塀の潜戸をシャッターへ改修、平成 18 年（2006 年）に茶室待合所屋根修理や主屋 2 階の寝室、トイレ改修工事、平成 22 年（2010 年）に離れ LDK 増改築工事、平成 30 年（2018 年）に登録有形文化財追加登録に向けて主屋や離れの修理を実施した。

(4) 西山氏庭園の成立経緯

重森三玲に設計・監修を依頼する以前の主庭は池庭であったとされており、西山丑之助は、重森三玲に庭の改修を依頼するまでの間に複数回その庭園を改修したという。

庭園は、昭和15年(1940年)に離れ茶室や洋館の改築を担当した岡田孝男の紹介によって、西山丑之助は庭園の設計・監修を重森三玲に、実際の作庭を京都の庭師である川崎順一郎(別名 川崎幸次郎)に依頼した。重森三玲は当時44歳で、前年に京都東福寺方丈庭園の作庭を行っていた。

作庭にあたって丑之助と重森との協議が幾度も行われており、その様子が「林泉日録抄」より伺える。作庭時期は「林泉日録抄」に見られる重森の記述からすると、昭和15年(1940年)4月8日～6月23日である。また、西山家住宅離れに掲げられている三玲筆の扁額〔昭和36年(1961年)〕には、「青龍庭」の特徴と命名の由来について記されている。



【写真2-3】青龍庭扁額〔昭和36年(1961年)1月重森三玲筆〕



青龍庭扁額翻刻

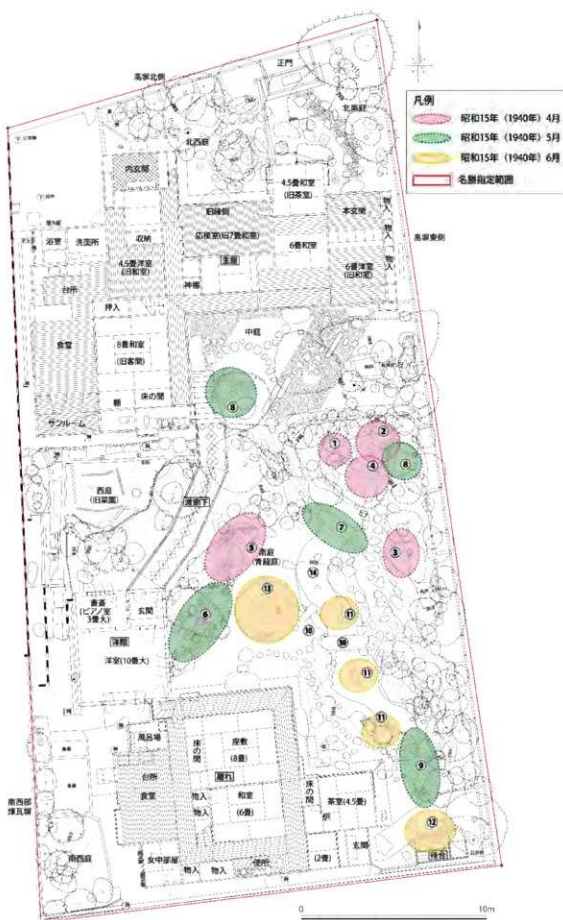
【表2-8】西山氏庭園略年表

時期	区分	内容
明治45年(1912年)	建	岡町住宅経営株式会社による岡町敷西側一帯の開発・分譲
大正元年(1912年)	建	西山丑之助が建造物(主屋)付の土地(現在の敷地)を購入(10月)
大正2年(1913年)	建	主屋台所の増築
大正3年(1914年)	建	洋館の建設
昭和4年(1929年)	建	離れ座敷が完成(2～10月)
昭和4年(1929年)	庭	庭園を全面手入れ(庭師小寺巳之助)(10～11月)
昭和10年(1935年) 境	建	主屋2階サニタール増築
昭和14年(1939年)	建	渡廊下が完成、洋館改築
昭和15年(1940年)	庭、建	重森三玲による庭園の設計(2～3月)、重森三玲の指導、川崎順一郎による施工(4～6月)、離れ茶室の改築、待合の新設
昭和16年(1941年)	建	主屋縁側、座敷、台所、倉庫、女中部屋の改築(3～8月)
昭和16年(1941年)	建	給水衛生設備工事(9～12月)、主屋玄関改築(11～12月)
昭和17年(1942年)	建	主屋便所新設工事(1～2月)
昭和43～45年(1968～1970年)	建	主屋1階浴室付近改築、2階サニタールを洋室に改築、仏間と続き和室を洋間・応接間に改築
昭和58年(1983年) 境	建	主屋1階浴室付近改築
昭和60年(1985年)	建	主屋1階台所・食堂改築・2階洋室増築、北側通廊門を鉄扉に変更
平成13年(2001年)	建	南側廊下をシャッターに変更
平成18年(2006年)	建	屋根修理
平成18年(2006年) 境	建	主屋2階廊下の撤去・トイレの増設、畳のフローリング化
平成12～13年(2000～2001年)	建、郊	豊中市歴史の建造物調査に伴う建造物調査
平成14年(2002年)	建、郊	『豊中の建造物—豊中市歴史の建造物調査報告書』刊行
平成19年(2007年)	建	建造物調査(4月)、庭園略図調査(12月3～5日)、離れ及び待合、洋館、渡廊下、高欄に登録有形文化財に登録(12月5日)
平成20年(2008年)	建	西山氏庭園に登録記念物(名勝地関係)に登録(7月28日)
	郊	岡町住宅地内の遺構(障子障)調査
	庭	西山氏庭園の公有化ならびに管理団体指定に向けた取り組み開始(2月)
	庭、建	庭園・建築資料調査(6～9月)
	建	離れ及び待合・洋館・渡廊下・高欄の管理団体に指定(7月30日)
平成30年(2018年)	庭	庭園実測調査(10月29～31日)
	建	主屋、正門及び高欄に登録有形文化財に登録(11月2日)
	庭、建	岡町住宅地内の個人住宅庭園調査(11月29日)
	庭	建造物調査(11～12月)
	郊	岡町住宅地内の聞き取り調査
平成31年(2019年)	庭	西山氏庭園調査(2～3月)
	庭	登録記念物西山氏庭園の管理団体指定(3月19日)
令和元年(2019年)	建	正門・高欄・主屋の管理団体に指定(7月16日)
令和2年(2020年)	建	建造物調査作成(3月)、西山家住宅洋館他家財道具調査(7～12月)、機械警備施設設置(7月)、防災施設設置、右衛門調査設置、建造物の耐震診断調査実施
令和3年(2021年)	建	家財道具調査(7～12月)
	庭	庭園石材調査(8月31日、12月7日)

※区分の「建」は建造物、「庭」は庭園、「郊」は郊外住宅に関わる内容を示す。

【表 2-9】「林泉日録抄」に見られる昭和 15 年（1940 年）の作庭関係の記述
 （下線は西山氏庭園の作庭に係る記述を示す、図中番号①～⑧は図 2-16 に位置を示す）

月日	内容	出典
2 月 18 日	朝川崎氏と大阪三越に至り、依頼を受けた西山氏庭園のことについて、岡田氏その他と会う。岡町の西山氏宅で話すこと時録。	「林泉日録抄（四）」 『林泉』第 64 号 昭和 15 年（1940 年）4 月 5 日発行
2 月 24 日	西山氏庭園設計に努力、…	
2 月 25 日	西山氏庭園設計絶えて努力、…	
3 月 17 日	0 時（正午）大阪に至り、三越に岡田孝男氏を訪ね、川崎氏と馳走になってから、岡町の西山氏を一緒に訪ね、かねて完成させる庭園設計図の一覧を預け、西時東豊中に走って永井氏庭園現場一覽、夫妻の案内にて星岡寮寮にて夕食の馳走に成る。	「林泉日録抄（五）」 『林泉』第 65 号 昭和 15 年（1940 年）5 月 5 日発行
3 月 27 日	八時小宮山氏を同伴して、石清水八幡宮に参拝の上、大阪に祭原氏を訪ね、更に岡町の西山氏を訪ね、晩方まで馳走に成りつつ話す。	
3 月 31 日	朝西山氏宅、作庭について話すこと時録。	
4 月 8 日	朝岡町西山氏庭園の灌漑の松移植を指導して二時に帰り、三時半東福寺開山遠忌に参拝、諸僧に会って話す。【図中番号①】	
4 月 14 日	朝、岡町西山氏庭園の地割を行う。鍋島君も同伴なり。枯澗の石四個のみ組む。大仙院式に新手法を試む。【図中番号②】	「林泉日録抄（六）」 『林泉』第 66 号 昭和 15 年（1940 年）6 月 5 日発行
4 月 23 日	西山氏庭園蓬萊石その他三個ばかりを組む。巨石にて思う様に動かず。漸やく立て終る。【図中番号③】	
4 月 24 日	午後一時更に岡町に着き、西山氏庭園灌漑石を組む。【図中番号④】	
4 月 25 日	朝から西山氏庭園築山部の石組を行う。甚だ西子よく、十八個を組む。景観美しく成りたれば、西山氏も喜ばれる。【図中番号⑤】	
5 月 3 日	朝大阪に中田氏を訪ね、作庭の件を語り、西宮に至って庭石を一覧、更に西山氏庭園のカシの木植込を指導して歸る。【位置不明】	
5 月 5 日	朝鍋島氏同伴にて西山氏庭園指導に行く。川崎氏、鍋島氏十一時に帰宅され、十時頃より築山の石組み指導して夜に入る。約六十個を組む。小石ながらも、これだけ一日に組みたこと近來になく、且つ好調子に出来上がる。…【図中番号⑥】	
5 月 10 日	大蔵中庭設計に、西山氏、小宮山氏等と行き、現場一覽。歸途岡崎美術館に、開園中の大蔵二千六百年記念展、及び京都市五回展へ行き、夜京都談話会にて、七時半より第三回目の日本茶道史の話をする。	
5 月 11 日	西山氏庭園上手の石構その他附近の石組を指導。本日松、垂梅、その他到着、二時に出て天王寺に向ひ、天王寺にて天沼博士設計の五重塔一覽。…【図中番号⑦】	
5 月 15 日	朝大阪に野口泰治氏を訪ね、南喜三郎氏と共に多田満順寺下の別荘に自動車走らせ、満願寺の庭も一す一覽。更に雲雀丘に南氏の山荘地一覽。西子坪の地なり、山あり、谷あり、池あり、庭園としては苦心を必要とするも、それだけ又面白き場所と認める。歸途野口、南氏を同伴して、西山氏庭園を一覽する。八時半までに京都に歸り、西谷君の歓迎宴とて桃花園に行き、西谷氏、川勝氏夫妻、新谷氏、小生宅より母、鈴子、完途も加はる。…	「林泉日録抄（七）」 『林泉』第 67 号 昭和 15 年（1940 年）7 月 5 日発行
5 月 19 日	朝十時より西山氏庭園の滝の松松、洋館附近のマキその他サツキを植え、更に銀閣寺手水鉢の石組を曼珠院形式に組み、三月堂形の石灯籠を据える。中々立派なる出来栄にて一段とこの附近引き立つて覚ゆ。五時に出て芦屋驛に到着の石材一覽、更に神戸に至り「日本庭園史」第二講の話を十一時歸宅。【図中番号⑧】	
5 月 23 日	朝十時半より西山氏庭園、川下の流れの手水鉢、その他を組む。苔も一部分敷かれたれば美事なり。夜八時に歸って「社寺の庭園」の三枚を行ふ。【図中番号⑨】	
5 月 27 日	朝九時より西山氏庭園下手の石構その他砂盛附近の石を組む。夜十一時まで話して帰宅。男八幡宮へは完全参拝の由。【図中番号⑩】	
5 月 29 日	早朝大蔵氏庭園中庭の地割を指導し、十時西来大宮にて、新谷氏、清水氏と一緒に成って、西山氏庭園に至り、河瀬五郎氏も一覽に来る。三時半平塚氏と宝塚を訪ね、来会されし川勝氏等と共に石灯籠一覽、更に…	
6 月 1 日	朝八時半出発、西宮に至り鍋島氏を一覽し、舟石その他を測定、この舟石は大仙院庭園の舟石よりも立派なる形にて非常に嬉しい。西山氏庭園に入れる為に測定せしものなり。昼食後若菜園中庭庭園指導に行き、川崎氏を同伴する。三時半岡町西山氏庭園現場に歸り、八時半帰宅。	
6 月 5 日	少雨ながら西山氏庭園に至り、下流の蓬萊石、水分石、舟石その他を組む。イヨザサ、カンテク、ケヤキ、サンゴジュ、ダイスギ等を植える。夜西山氏撮影の十六ミリ拝見、本庭指導の自分の姿を見て苦笑。【図中番号⑪】	
6 月 9 日	…。午後五時、西山氏庭園に到り、待合の飛石その他を組む。八時大阪發にて、鈴木氏と岐阜山に向ひ、夜十一時長良川畔平野庭に投ず。【図中番号⑫】	「林泉日録抄（八）」 『林泉』第 68 号 昭和 15 年（1940 年）8 月 5 日発行
6 月 13 日	西山氏庭園に於ける向月臺風の寶珠を作る。砂盛として最初の試作に就き苦心と興味あり。案外面白く出来る。西山氏庭園今日で大體指導すべき場所完了。甚だ美観にて自ら嬉し。【図中番号⑬】	
6 月 23 日	先日来より南満に閉口、毎日カードを讀む。既に二萬枚に達す。朝鈴木氏の怪我見難いに伏見へ行き、更に岡町へ行き、流れの白川砂を敷く。一段と美事なり。午後吹田の古賀氏庭園を一覽、植木の根廻等をみて歸る。【図中番号⑭】	
6 月 28 日	戸島氏築造中の南禅寺長谷川氏庭園一覽、設計依頼する。岡町に至り寶福寺岡田氏その他に完成せる西山氏庭園を一覽。	「林泉日録抄」より 『林泉』第 73 号 昭和 16 年（1941 年）1 月 5 日発行



〔図2-16〕「林泉日録抄(四)～(八)」にみる作庭時期想定図
(图中番号①～⑫は〔表2-9〕の記述より想定される位置を示す)

第2項 史料

(1) 文書史料

文書史料については、平成30年(2018年)に調査を行い、「西山敏之氏所蔵文書」に関わる離れ座敷、洋館、茶室、庭園等工事関係書類の他、庭園に関連するもの、郊外住宅地・建築に関連するもの等を確認した。

〔表2-10〕西山敏之氏所蔵文書目録(離れ座敷、洋館、茶室、庭園等工事関係書類 豊中市所有)

分類Ⅰ	分類Ⅱ
<封筒表書き>昭和四年拾老月吉日南庭庭敷建設要件(付昭和四年三月刊帳) 幸支払い相手ごとにまとめた22点の綴りを一冊に綴じまとめた冊子。各綴りは原則、請求書、見積書、納品書、領収書の順番に並べられている。	1-1 「南庭庭敷建設要件」大阪府豊能郡南豊島村大字原田六三四地 西山敏之助、昭和四年十一月(紙片7枚)
	1-2-1 諸建具見積書 八百八拾二円、建商會(昭和4年(1929年)6月18日、紙片3枚)
	1-2-2 請求書 建具見積り高八百八拾二円、見積外参拾二円、兼取源七(昭和4年(1929年)9月30日、紙片1枚)
	1-2-3 領収証 八百八拾二円、建商會 鹿取源七(昭和4年(1929年)10月3日、紙片1枚)
	1-3-1 請求書 七拾四拾九銭、鶴崎宜重(昭和4年(1929年)8月切日、紙片2枚)
	1-3-2 請求書 九拾円、鶴崎電氣店(昭和4年(1929年)4月切日、紙片1枚)
	1-3-3 電気工事御引渡書 老百八円九拾銭、鶴崎宜重(昭和4年(1929年)4月18日、紙片1枚)
	1-3-4 領収書 七拾四拾九銭、鶴崎宜重(8月22日、紙片1枚)
	1-4-1 見積書 合計四百八拾円、中西文藝堂(昭和4年(1929年)7月、紙片3枚)
	1-4-2 領収書 七拾円、中西文藝堂(昭和4年(1929年)9月27日、領収印なし、紙片1枚)
	1-4-3 領収書 老百参拾四円、中西文藝堂(昭和4年(1929年)8月21日、紙片1枚)
	1-4-4 領収書 老百円、中西文藝堂(昭和4年(1929年)8月6日、紙片1枚)
	1-4-5 領収書 老百五拾四円、中西文藝堂(昭和4年(1929年)7月14日、紙片1枚)
	1-5-1 領収書 老百九拾五円、誠力店 上田幸治郎(昭和4年(1929年)7月31日、紙片1枚)
	1-5-2 差引書 二百一十円三十銭、誠力店 上田幸治郎(昭和4年(1929年)7月30日、紙片1枚)
	1-5-3 請求書 四百七十四円三十銭、誠力店 上田幸治郎(昭和4年(1929年)7月30日、紙片1枚)
	1-6-1 請求書 298 円 30 銭、合名会社 阪根商會(昭和4年(1929年)3月25日、紙片1枚)
	1-6-2 請求書明細 合名会社 阪根商會(昭和4年(1929年)3月16日、紙片1枚)
	1-6-3 請求書明細 合名会社 阪根商會(昭和4年(1929年)3月20日、紙片1枚)
	1-6-4 領収書 式百九拾八円参拾銭、合名会社 阪根商會(昭和4年(1929年)3月30日、紙片1枚)
	1-6-5 納品明細書 合名会社 阪根商會(昭和4年(1929年)3月16日、紙片1枚、1-6-2とカーボン紙)
	1-6-6 納品明細書 合名会社 阪根商會(昭和4年(1929年)3月20日、紙片1枚、1-6-3とカーボン紙)
	1-7-1 請求書 80 円 89 銭、合名会社 福田商店(昭和4年(1929年)9月25日、紙片1枚)
	1-7-2 領収書 八拾八拾九銭、合名会社 福田商店(昭和4年(1929年)9月29日、紙片1枚)
	1-8 領収書 八拾八拾九銭、笹部良雄(昭和4年(1929年)8月30日、紙片1枚)
	1-9-1 貨物元払切符 四十銭、阪急電鉄貨物自動車部(昭和4年(1929年)7月27日、紙片1枚)
	1-9-2 領収書 西山様行、二拾六円五拾銭、茶道雑師 藤原民蔵<中西様(8月6日、紙片1枚)>
	1-10 請求書 式百貳拾七円貳銭、〇〇(昭和4年(1929年)7月30日、紙片8枚)
	1-11-1 受取書 老百四拾六円五拾銭、高橋水道商會(昭和4年(1929年)8月9日、紙片1枚)
	1-11-2 請求書 老百四拾六円五拾銭、高橋水道商會(昭和4年(1929年)8月9日、紙片1枚)
	1-11-3 手紙 高橋藤次郎<西山様(昭和4年(1929年)8月9日、紙片1枚)>
	1-11-4 請求書兼領収書 五円五拾銭、高橋水道商會(昭和4年(1929年)9月、紙片1枚)
	1-12-1 請求書 老百拾二円五拾六銭、西川ポンプ商會(昭和4年(1929年)8月31日、紙片2枚)
	1-12-2 領収書 老百拾二円五拾六銭、西川ポンプ商會(昭和4年(1929年)9月8日、紙片1枚折あり)
	1-12-3 領収書 五拾円、西川ポンプ商會(昭和4年(1929年)8月22日、紙片1枚)
	1-13-1 領収書 四拾五円、岩井筆筒店・道具店(昭和4年(1929年)10月6日、紙片1枚)
	1-13-2 御届書 老百貳拾五円、内金八拾四御届時入り、岩井筆筒店・道具店(昭和4年(1929年)10月5日、紙片1枚)
	1-13-3 御届書 岩井筆筒店(昭和4年(1929年)10月6日、紙片1枚)
	1-19-1 請求書 六拾八円拾五銭、かじ吉 八木藏八(昭和4年(1929年)4月29日、紙片1枚)
	1-19-2 請求書 五拾老円四拾五銭、かじ吉 八木藏八(昭和4年(1929年)3月31日、紙片1枚)
	1-15 請求書 式拾六円参拾老銭也、酒井順次郎、九月廿五日(紙片1枚)
	1-16-1 領収書 四百八拾円、川端安次郎(昭和4年(1929年)12月2日、紙片1枚)
	1-16-2 領収書 五百六円貳拾五銭、石安口(10月29日、紙片1枚、1-14-1に順付け)
	1-17 請求書 拾三円、兼取源七(昭和4年(1929年)11月切日、紙片1枚)
	1-18 請求書 五拾老円五十銭、大阪タリシ商會(昭和4年(1929年)11月4日、紙片1枚)
	1-20-1 領収書 十四円廿銭、大藤商店(昭和4年(1929年)3月切、紙片1枚)
	1-20-2 領収書 一円九十銭、谷本紙店(昭和4年(1929年)3月8日、紙片1枚)

分類Ⅰ		分類Ⅱ	
1		1-20-3	領収書 式拾銭、松本豊香園 [昭和4年(1929年)3月8日、紙片1枚]
		1-21-1	里圖明細見積書 六千貳百三十八円三十三銭五厘、河崎好博 [昭和4年(1929年)1月28日、表紙・巻号・拾銭号]
		1-21-2	請求書 老千四百八拾六円九拾九銭、河崎好博 [昭和4年(1929年)7月30日、算紙2枚]
		1-21-3	記(見積高、差引額など、河崎好博、算紙2枚)
		1-21-4	工事費見積額 河崎好博 [昭和4年(1929年)10月15日、巻号・番号、算紙3枚]
		1-21-5	領収書 第老回～第五回領収高、河崎好博 [昭和4年(1929年)10月15日、算紙1枚]
		1-21-6	領収書 第老回～第五回領収高、河崎好博 [昭和4年(1929年)8月5日、算紙1枚]
		1-21-7	領収書 第老回～第三回領収高、河崎好博 [昭和4年(1929年)4月30日、算紙1枚]
		1-21-8	領収書 第老回、第二回領収高、河崎好博 [昭和4年(1929年)3月29日、算紙1枚]
		1-21-9	領収書 第老回領収高、河崎好博 [昭和4年(1929年)2月26日、算紙1枚]
		1-21-10	請求書 第老回請求高、河崎好博 [昭和4年(1929年)2月26日、算紙1枚]
		1-21-11	領収書 老百拾円、河崎好博 [昭和4年(1929年)10月30日、紙片1枚折あり]
		1-21-12	領収書 老百円、河崎好博 [昭和4年(1929年)10月17日、紙片1枚折あり]
		1-21-13	領収書 貳百五拾円、河崎好博 [昭和4年(1929年)8月22日、紙片1枚]
		1-22	控帳 [昭和4年(1929年)2月]
		2-1	庭園改造工事 御見積書並内訳明細書(紙)(表紙と紙片2枚、川崎順一郎)
		2-2	庭園改造 御計算書並内訳明細書(紙)(表紙と紙片8枚、川崎順一郎)
2	<封筒表書> 昭和十五年四月 岡町自宅庭園改造 本庭室町代式 植山水 表庭京風下り 脚蹴式 指導 重森三吟先生 施工 京都川崎順一 郎 (封筒に一括)	2-3	請求書・領収書一括(請求書3通、領収書3通ゼムビン留め、重森三吟、川崎順一郎) 昭和15年(1940年)4月～6月
		2-4	請求書一括(紙片3枚、「4月」の裏書あり、世部良雄)
		2-5	請求書一括(紙片2枚、ゼムビン留め、一部「6月」の裏書あり、世部良雄、河崎)
		2-6	見積書・請求書・領収書一括(紙片13枚、ゼムビン留め、一部「7月」の裏書あり)
		2-7	見積書・請求書・領収書一括(紙片14枚、ゼムビン留め、一部「8月」の裏書あり)
		2-8	請求書一括(紙片5枚、昭和17年(1942年)7月30日付、豊中市農同業組合世部良雄)
		2-9	請求書・領収書(紙片2枚、昭和17年(1942年)7月30日、栗山安太郎)
		2-10	昭和拾六年八月 西山氏録側 第貳部 花石(和綴じ)
		2-11	昭和拾六年三月 西山氏録側 第老部 花石(和綴じ)
		2-12	『旧家屋修繕費内訳』の記載ある古封筒片1枚
		2-13	米穀粒を包んだ封紙(二重)
		3-1	西山庄之助様(請求書)《下記4通、当小封筒に一括「…□□…橋子カバ…三〇 昭和十六年六月」》
3	<封筒表書> 洋館茶室改造資料 (封筒に一括)	3-1-1	手紙1通
		3-1-2	見積書(柳三越大坂支店住宅建築部)
		3-1-3	見積書(柳三越大坂支店住宅建築部、「反波 別口改メ」の注記あり)
		3-1-4	見積書(柳三越大坂支店住宅建築部、「反波 別口改メ」の注記あり)
		3-2	西山様玄関ノ図 14.7.24 (…洋館玄関改造の断面図)
		3-3	岡町 西山様符合設計図(平面・立面・断面 縮尺1/20 昭和15年(1940年)3月)大坂三越住宅建築部
4	<封筒表書> 西山様 請求書在中 西園ノ取合板敷新調費 表廊ノ木柵新調口 及縁側硝子替具 昭和十五年十二月 <封筒裏書> 昭和十五年拾月廿九日 河崎仁亮 (封筒に一括)	3-4	西山様茶室小改造図 十五年九月
		4-1	請求書 老千八円九拾四銭、河崎仁亮 [昭和25年(1950年)12月25日、紙片8枚]
		4-2	領収書 老千八円九拾四銭、河崎仁亮宛 [昭和15年(1940年)12月30日、紙片1枚]
		4-3	請求書 六百九拾円〇〇銭也、河崎仁亮 [昭和15年(1940年)12月25日、紙片1枚]
5	<封筒表書> 西山様 請求書在中 (昭和十四年)(封 筒に一括)	5-1	請求書 参百四拾参円貳拾八銭也、福田五商店 [昭和17年(1942年)12月25日、紙片3枚]
		5-2	請求書 61円61銭、喜多梅賦力店 [昭和14年(1939年)12月〇日、紙片1枚]
		5-3	請求・領収書 参百四拾四円四拾八銭、河崎仁亮 [昭和14年(1939年)12月31日、紙片1枚]
		5-4	領収書 八円七十五銭、花石 [昭和14年(1939年)12月31日、紙片1枚、受領印なし]
		5-5	請求書 三円七拾八銭、河崎仁亮 [昭和14年(1939年)12月27日、紙片7枚、ゼムビン留め]

[表 2-11] 庭園関連史料

著者	題名	文庫・資料名	元号（西暦）	出版社等
重森三玲	「林泉日録抄（写）」(1)（文月18日～6月23日）	「林泉」第六六～六八巻	昭和15年（1940年）	京都府林泉協会
	「口絵と解説 西山氏庭園新編 青龍巻」	「林泉」第六六八巻		
川崎朝一郎	「口絵と解説 西山氏庭園 紫山・枯山水庭園 全巻」	「林泉」第六六八巻	昭和15年（1940年）	京都府林泉協会
	「西山邸の庭園」	「林泉」第六六八巻		
重森三玲	「今頃の日本庭園」	「日本庭園の発達」	昭和17年（1942年）	日本出版印刷株式会社
下中邦彦編著	「西山之助家庭園 青龍庭」	重森三玲作品集 題名	昭和39年（1964年）	株式会社誠文堂新光社
重森三玲	「松園といはのほけ石垣」	現代和庭園 紙に生じる	昭和44年（1969年）	株式会社誠文堂新光社
重森千青（案内）	「重森三玲の庭園を訪ねて 西山氏庭園」	「私のしつらいを楽しむ Vol. 1-2」	平成18年（2006年）	学習研究社
重森千青	「西山邸庭園」	「重森三玲 未達のマゼンを求めて」	平成21年（2007年）	重森三玲庭実行委員会・清文社
中田藤雄	「612 西山家（青龍巻）」	「重森三玲 庭園の全貌」	平成21年（2009年）	株式会社 学芸出版社
文化庁文化財部編	「名跡見物の亭号 西山氏庭園」	「月刊文化財」第五三九号	平成22年（2010年）	株式会社 第一法規株式会社
文化庁監修	「名跡の指定 西山氏庭園（青龍巻）」	「月刊文化財」第六七二号	令和元年（2019年）	第一法規株式会社
林まゆみ・栗野雄	「近代の西山家住宅における重森三玲の作庭にみる一考察」	『ランドスケープ研究』83（5）	令和2年（2020年）	日本造園学会
中田藤雄	「第1章 宗義思想」	『全図 日本庭園』	令和2年（2020年）	学芸出版社
豊中市教育委員会		「名跡西山氏庭園総合学術調査報告書」	令和2年（2020年）	

[表 2-12] 郊外住宅地・建築関連史料

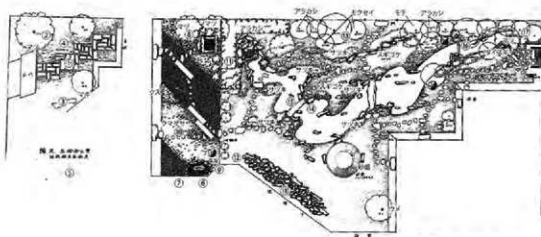
著者	題名	文庫・資料名	元号（西暦）	出版団体
京浜有馬電気軌道株式会社	「岡町新市街」 「岡町の神主郷（松林七万坪の住宅地）」（金澤支配人談） 「岡町だより」 「養生住宅と土地」 「計画から見た郊外居住の利益」 「岡町に出来た十二個の家」 「日本の神主郷 - 理想的郊外 - 岡町住宅 - 模範的経営」 「清水きょう外より」（岡町住宅地居住者5名へのアンケート結果） 「理想的市街地都市：現代の外住住宅」（新築住宅の案内） 「動大戦後の住宅政策（第三回）：岡町編中に実践：竣工は来年一月」 「子供の協同に導かれた（岡町、堀工入集居）」 「郊外の戸建て」（明治四十一年～大正六年頃にかけた検査実施） 「築家運動の前途に住めばどういう利益が期待しますか？」 「岡町へ！ 岡町へ！ 理想的郊外生活一掃通りの新築家屋落成せんとす！」	「山容水態」大正二年七月号 「山容水態」大正三年新年号 「山容水態」大正三年五月号 「山容水態」大正三年六月号 「山容水態」大正三年七月号 「山容水態」大正四年九月号 「山容水態」大正五年一月号 「山容水態」大正五年五月号 「山容水態」大正六年八月号 住宅経覧（臨時号）	大正2年（1913） 大正3年（1914） 大正3年（1914） 大正3年（1914） 大正3年（1914） 大正4年（1915） 大正5年（1916） 大正5年（1916） 大正6年（1917）	京浜有馬電気軌道株式会社
岡町住宅経営株式会社	「大阪郊外唯一の理想郷 - 岡町住宅経営地 - 花開洋館りー次別荘五分引の空前絶後の特選提供」	「岡町住宅案内」 パンフレット	大正11年（1922）	岡町住宅経営株式会社
亀森三寿	「西山家系考」	『茶室茶庭事典』	昭和48年（1973）	株式会社株式堂 筑城堂新社
鹿島友由編	「106 方に伸ばけ岡町住宅」 「107 岡町住宅のある家族」 「119 岡町北二〇周年おめでとう」 「121 谷田池北岸の住宅」	「ふるさと」の想い出 茅草集費中	昭和55年（1980）	株式会社国壽刊行会
竹中工務店九十年史「マコト」編	「岡町住宅経営株式会社」	『竹中工務店九十年史 1899-1989』	平成元年（1989）	株式会社竹中工務店
安田孝	「『郊外住宅』の形成 - 大阪・田原郡部の序と現実」	『日本建築学会論文発表講演記録集』1998年9月	平成4年（1992） 平成10年（1998）	INAX出版 INAX 上版部B10 日本建築学会
山中剛郎	「第3章 第4節 鉄道と敷設」 「第4章 第2節 郊外鉄道の開通と農村地域の変容」 「第4章 第3節 郊外住宅地の形成」 「第4章 第5節 近代の建築」 「近代日本の郊外住宅地」	『新修郷土中史』第9巻 集落・都市編	平成10年（1998）	豊中市史編さん委員会
片本篤 川口高子 池上重康樹（但岡里子協力）	「郊外住宅地／田原・小林二の住宅地経営と模範的郊外生活」 「『郊外住宅地』年表」（『郊外住宅地データベース』）	『近代日本の郊外住宅地』片本・藤村編成、角野幸博編	平成12年（2000）	龍風出版会
安田孝 橋寺知子	「第4章 第4節 豊中の市街地形成と都市基盤整備 - 昭和戦前期までをまとして」 「第5節 豊中の郊外住宅について」 「個別調査の概要報告 No.167 寺宮家住宅（寺宮族）」 「個別調査の概要報告 No.178 今井家住宅（今井産業）」 「個別調査の概要報告 No.179 本出家住宅（本出家造）」 「個別調査の概要報告 No.180 原田家住宅（原田善久子）」 「個別調査の概要報告 No.184 新倉家住宅（新倉喜代子）」 「個別調査の概要報告 No.187 有地家住宅（有地重）」 「個別調査の概要報告 No.188 瀧家住宅（瀧陽雄）」 「個別調査の概要報告 No.190 阪野家住宅（阪野俊一）」	『豊中の建造物・豊中市歴史の建物調査報告書』 『豊中の建造物・豊中市歴史の建物調査報告書』 『文化財ニュース豊中』No.35 『豊中市市中史』第2巻 『新修豊中市史』第2巻 『新修豊中市史』第2巻	平成14年（2002） 平成21年（2009） 平成22年（2010） 平成22年（2010） 平成22年（2010）	豊中市教育委員会 酒井・服部 山田・森・佐藤・羽野・土井・後藤他 森・山田・宮本・土井・羽野 森・土井・後藤他 森・宮本・土井・和田・相田 山田・羽野・後藤他 山田・宮本・斎藤・後藤他 宮本・森・内藤・後藤他
吉田高子	「第2章 第5節 近代住宅の開拓と建物の発展」	『近代化の足跡 - 大府近郊区代化遺産（建造物）総合調査報告書 -』	平成19年（2007）	大府府教育委員会
関部聡志	「岡町住宅経営地の遺構・無意識からたどる近代郊外住宅地」	「文化財ニュース豊中」No.35 『豊中市市中史』第2巻	平成21年（2009） 平成22年（2010）	豊中市教育委員会 豊中市史編さん委員会
原田敏一	「第3章 第1節 豊中村から豊中市へ、さらに豊中市へ」 「年表」	『新修豊中市史』第2巻	平成22年（2010）	豊中市史編さん委員会

(2) 図面・絵図

西山氏庭園の設計段階を知る資料は、昭和15年(1940年)3月に描かれた重森三玲の設計図(平面図・立面図)がある。設計平面図には主屋玄関前の北東庭と南庭(青龍庭)が描かれ、設計立面図には南庭(青龍庭)が描かれている。作庭後の絵図は、昭和35年(1960年)に下川苔地が描いた「青龍庭図」や「防護要図」がある。設計平面図・立面図と現状を比較すると、中庭や南庭(青龍庭)の平面構成に大きな差異は見られないが、北東庭では石敷の配置が施工時に変更されたものと考えられる。

【表 2-13】設計図と現状の主な相違点

場所	図中 番号	設計図 昭和15年(1940年)3月	現状
北東庭	①	4つの矩形を東へ段状に配置した切石敷。	自然石を曲線状に配置した石敷。
	②	延段東側にマツ、延段の西側にマキが記載。	延段東側にクロマツ、延段西側にウバメガシ等を植栽。
	③	延段西端に景石を2石配置。	延段西側に景石を1石配置。
	④	燈籠の記載は見られない。	燈籠3基配置。
北西庭	⑤	北西庭は重森三玲の設計図には描かれていない。	施工者川崎順一郎が昭和15年(1940年)4月に西山家に送付した庭園工事に関わる見積書及び明細書を同封した封筒の表書きには、「表庭京風下り蹲踞式」と記載されていることから、北西庭は下り蹲踞と主とした構成で、川崎順一郎が手掛けたものと考えられている。
中庭	⑥	8畳和室(旧客間)前の手水鉢については、横長の自然石手水鉢が記載される。	現状では銀閣寺型手水鉢を配置。
	⑦	手水鉢に接する飛石は描かれていない。	銀閣寺型手水鉢の北側には寄脱石と飛石園路が追加されている。
	⑧	高欄側にマツ、石敷中央にクスが描かれている。	重森三玲の設計図とほぼ同位置に植栽されている。
	⑨	手水鉢の周囲に樹木の記載は見られない。	鉢前の南側にハナミズギが追加されている。
	⑩	延段の周囲にクマザサの記載が見られる。	現在は若に変化している。
南庭 (青龍庭)	⑪	中庭と南庭(青龍庭)の境界にはアラカシの生垣が記載されている。	現状はゲンモクセイの生垣としている。
	⑫	渡廊下の北端から東へ至る飛石園路の記載が見られない。	現状では飛石園路が配置されている。
	⑬	枯流れ東側の築山に井戸の記載は見られない。	井戸が配置されている。
	⑭	枯流れの平面形状が屈曲している。	枯流れの平面形状が緩やかな曲線に変化している。
	⑮	築山に立石や景石が描かれている。	立石や景石の配置や数が現状と異なる。
	⑯	枯流れ下流に据えられた蹲踞を自然石としている。	現状では方形の手水鉢としている。
	⑰	離れの玄関前は、流れ蹲踞から待合へ至る飛石園路があり、待合の西側には塵穴が描かれている。	現在は洗い出し舗装へ変化している。
	⑱	渡廊下東側の築山に集団石組が描かれている。	現状では集団石組の中に、クロマツやカエデ、サルズベリが植栽されている。



※園中番号①～⑧は、表 2-13
に示す番号に対応する。

西山氏庭園平面図
昭和十五年三月

設計・指導 重森三祐
施工 三川晴男

〔図 2-17〕 西山氏庭園平面図
(昭和 15 年 (1940 年) 3 月 重森三祐作図、一部加筆)



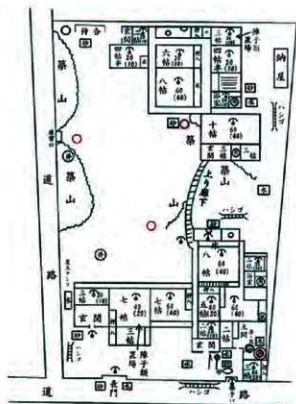
西山氏庭園立面図
昭和十五年三月

設計・指導 重森三祐
施工 三川晴男

〔図 2-18〕 西山氏庭園立面図
(昭和 15 年 (1940 年) 3 月 重森三祐作図)

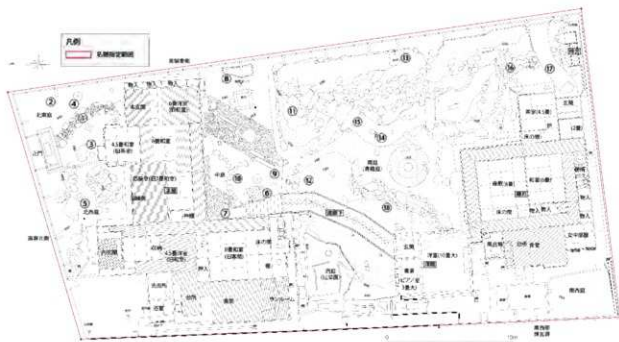


〔図 2-19〕 青龍庭園
(昭和 35 年 (1960 年) 10 月 下川苔地画伯作)



〔図 2-20〕 防護要図 (書き起こし図)

- 防護要図 第九編 西山荘之助
- ① 本丸 (Main Hall)
 ② 内丸 (Inner Courtyard)
 ③ 外丸 (Outer Courtyard)
 ④ 本丸の南側 (South side of the Main Hall)
 ⑤ 本丸の北側 (North side of the Main Hall)
 ⑥ 本丸の東側 (East side of the Main Hall)
 ⑦ 本丸の西側 (West side of the Main Hall)
 ⑧ 本丸の南西側 (Southwest side of the Main Hall)
 ⑨ 本丸の北西側 (Northwest side of the Main Hall)
 ⑩ 本丸の東北側 (Northeast side of the Main Hall)
 ⑪ 本丸の西側 (West side of the Main Hall)
 ⑫ 本丸の南側 (South side of the Main Hall)
 ⑬ 本丸の北側 (North side of the Main Hall)
 ⑭ 本丸の東側 (East side of the Main Hall)



※図中番号①～⑭は、表 2-13
 に示す番号に対応する。

〔図 2-21〕 西山氏庭園現況図

(3) 古写真

古写真には、庭園改修以前に撮影されたものや建築改築途中の写真、昭和15年(1940年)庭園改修後の写真が確認できる。

北東庭は重森三玲の設計図と現状が異なる区域で、北西庭は川崎順一郎作庭とみられているが、作庭前後の古写真は確認できていない。中庭と南庭(青龍庭)は、作庭完了後に撮影された古写真が存在し、青龍庭の枯滝石組、枯流れ、集団石組、待合付近の他、渡廊下、離れ座敷から撮影された写真が多く残されている。また、洋館周辺については、作庭前の姿と考えられる写真が確認できる。

中庭

中庭は、庭園改修前の渡廊下接続部と庭園改修完了後の古写真が残されている。古写真と現状を比較すると、中庭では、飛石や敷石、手水鉢周りの役石に大きな変化は見られないが、高木の樹種や地被類、燈籠火袋の向き、鉢前の海に敷かれた砂利、敷石の目地等に、古写真と異なる箇所が認められる。南庭(青龍庭)との境界部には、金閣寺垣や枝折戸が設けられていたが(写真2-5)、現在は疑竹柵に代わっている(写真2-6)。



【写真2-4】中庭 改修前



【写真2-5】中庭 作庭当初



【写真2-6】中庭 現況

南庭（青龍庭）

南庭（青龍庭）は、作庭後と現在を比較すると、石組に大きな変化は見られないが、盛砂や枯流れの白砂敷範囲、築山の裾を比較すると、やや範囲や形状の変化が見られる（写真2-7、2-8）。植栽については、樹木の枯損やササ・コケ・ツツジ等の成長（写真2-15、2-16）、集団石組付近への補植（写真2-17）等が見られる。待合周辺については、平成のバリアフリー改修に伴い飛石から洗出し舗装に変化している（写真2-18、2-19）。

洋館付近を撮影した作庭以前の写真（写真2-14）は、築山上に洋館が建てられ、入口へ至る園路には飛石が据えられている様子が確認できる。



〔写真 2-7〕 南庭（青龍庭） 作庭当初



〔写真 2-8〕 南庭（青龍庭） 現況



〔写真 2-9〕 庭園改修前



〔写真 2-10〕 庭園改修前



〔写真 2-11〕 庭園改修前



〔写真 2-12〕 庭園改修前



〔写真 2-13〕 庭園改修前



〔写真 2-14〕 洋館（左：庭園改修前 右：現況）



〔写真 2-15〕 南庭（青龍庭）茶室西側（左：作庭当初 右：現況）



〔写真 2-16〕 南庭（青龍庭）茶室西側（左：作庭当初 右：現況）



〔写真 2-17〕 集団石組付近（左：作庭当初 右：現況）



〔写真 2-18〕 待合（左：作庭当初 右：現況）



〔写真 2-19〕 待合・茶室（左：作庭当初 右：現況）

第3章 名勝の本質的価値

第1節 名勝の本質的価値

西山氏庭園（青龍庭）は、阪急電鉄宝塚線沿線間につくられた近代郊外住宅地の一つ、岡町住宅地の中に所在する住宅庭園であり、昭和15年（1940年）、重森三玲の設計・改修により現在の姿となった。庭園や建造物の改修に関わる豊富な資料と庭園の現況から、名勝西山氏庭園の持つ文化財的価値は、以下に示す3点（時代性、真正性、意匠性）に整理される。

1. 鉄道沿線につくられた近代郊外住宅地に残る住宅庭園

【時代性】

西山氏庭園が位置する岡町住宅地は、阪急電鉄の前身である箕面有馬電気軌道の開設に合わせて開発され、明治45年（1912年）に分譲を開始した。岡町住宅地は、明治末期から大正にかけて販売された近代郊外住宅地のなかでも先駆的な事例である。施主は、大正元年（1912年）10月、ここに建造物付の土地を購入し、その後、建造物の増改築ならびに庭園の改修を行っていく。箕面有馬電気軌道による沿線の住宅地開発は大正以降も引き続き行われ、その事業の進め方は以後の全国の私鉄経営に大きな影響を与えた。西山氏庭園は、重森による改修等により分譲当初の姿がそのまま残されているわけではないが、地割や庭の石材にその一部が継承及び転用されている状況がうかがえる。このことは、岡町住宅地に残る戦前の住宅の中でも近代郊外住宅の敷地構成と住宅建築、庭園が重層的かつ良好に残されていることを示すものである。

2. 豊富な資料により、作庭過程や作庭時の近代郊外住宅における生活の様子がわかる庭園【真正性】

西山氏庭園の作庭ならびに建造物が増改築されていく過程は、西山家に残されていた土地家屋売買契約書、各種工事見積書及び内訳明細書、「林泉日録抄」、重森筆の扁額等により明らかである。庭園の完成は、施主である西山丑之助自らの趣向を元に、庭園の設計者である重森と、建造物の設計者である岡田孝男、そして庭園の施工者ならびに設計も一部手掛けた川崎順一郎達が密にやりとりを重ねた結果によるものであり、その成果が現在の庭園とそれを取り巻く建造物群の配置と外観によく表されている。

また建造物内に残されている調度品のうち、特に洋館内のものは、その多くは重森が庭園の設計・改修に着手する頃に一括で納品・設置されたものである。その際に描かれた洋館内のイメージ図や透視図は、近代郊外住宅における生活の様子を伝える資料である。

3. 重森三玲初期の作例であり、独創的な作風を確立させていく過渡期の庭園

【意匠性】

西山氏庭園は重森が設計指導した庭園であり、独創的な作庭観に基づいた初期の作例である。重森は作庭にあたり、大徳寺大仙院書院庭園や慈照寺（銀閣寺）庭園、曼殊院庭園など伝統的庭園の意匠を取り入れる一方で、青龍庭の築山斜面や枯流れ周辺には青石を林立させ、中庭の直線的意匠の石敷きや、中庭から青龍庭への大胆な場面転換など独創的な表現も試みている。このように、青石を基調とした「立石本位」と称する独創的な造形表現の萌芽と作風確立への過渡期ととらえるべき表現が認められる庭園である。

第2項 構成要素の特定

前記した本名勝の本質的価値に関する考え方に基づき、名勝西山氏庭園を構成する要素を下記の表に整理した。「本質的価値を構成する要素」は、昭和15年（1940年）に庭園の改修が完了した時に整った景観を構成する要素とし、「本質的価値を構成する要素以外の要素」は、前所有者の生活のために後年整備された施設や、活用や管理に必要な施設を分類した。一方、名勝指定範囲外では「名勝の周辺環境を構成する要素」として、「周辺の関連する要素」「周辺の必要な施設」「周辺の不要な施設」にそれぞれ分類した。

〔表3-1〕構成要素

分類			種別	地区名					
				北東庭	北西庭	中庭	南庭 (青龍庭)	西庭 (旧菜園)	南西庭
名勝指定範囲内	本質的価値を 構成する要素		①地形・地割				築山 枯流れ 盛砂	築山	
			②石組	景石 石敷 香殿石	景石 香殿石 飛石	石敷 香殿石 飛石	滝石組 立石 景石 石橋 沢飛石 飛石 舟石 香殿石 磨穴 石積 石垣	板石 延石 飛石 緑石	緑石
			③植栽	高木 低木 草本類 地被類	高木 低木 草本類 地被類	高木 低木 草本類 地被類	高木 低木 草本類 地被類	高木 低木 草本類 地被類	高木 低木 草本類 地被類
			④構造物	石燈籠 中仕切 塀	石燈籠 踏踏 袖垣	石燈籠 井戸 縁先手 水鉢 枝折戸 木櫓	石燈籠 踏踏 井戸 袖垣 木戸	石燈籠	
			⑤建造物	主屋、渡廊下、洋館、離れ、待合、正門、高塀、南西部棟瓦塀					
			⑥調度品	戦前の調度品					
			⑦資料群	庭園図面、土地家屋売買契約証、見積書・請求書・明細書、扇額、建造物図面と絵図、防護要図、古写真、「林泉日録抄（四）～（八）」					
			⑧その他	瓦					
	本質的価値を 構成する要素 以外の要素	管理・活用に 必要な要素	管理 施設	通用門、ブロック塀・ブロック積、倉庫、シャッター（北西・南東）、擬竹柵、波状鉄板、洗い出し（離れ玄関前）、矢来（正門一帯）、木製控え（東側高塀沿い）					
				給排水 設備					
				防災設備					
				防犯設備					
名勝指定範囲外	名勝の周辺環境を 構成する要素		活用 施設	便益施設					
				空調設備等					
				石製標識、登録証（銅製プレート）					
				不要な要素					
名勝指定範囲外	名勝の周辺環境を 構成する要素		周辺の関連する要素	阪急電鉄宝塚線ならびに沿線の近代郊外住宅地					
			周辺の必要な施設	外周側溝、石橋（正門前）					
			周辺の不要な施設	鉄製柵（外周北東隅）、電柱と電線					

第3項 各地区の空間構成

(1) 北東庭

北東庭は、正門から主屋本玄関に至る前庭である。正門から本玄関まで緩やかに曲がる延段を敷き、本玄関前には平石を配置している。延段の中央東側には八角形燈籠、西側には四角形燈籠と花弁彫丸傘形燈籠を配置している。丸傘形燈籠の足元には景石が伏せて据えられている。

北東庭の主な視点場は、門と本玄関であり、門から南を眺めると、四角形燈籠が正面に位置し、その左奥に本玄関が眺められる。現在は本玄関から 6 畳洋室（旧和室）の南に中庭の井戸付近の景観が眺められる。



〔写真 3-1〕北東庭（本玄関から）



〔写真 3-2〕北東庭（正門から）

(2) 北西庭

北西庭は、主屋応接室（旧和室 7 畳）に北面し、東側は中仕切塀、西側は内玄関側の中廊下と敷地北西角の車庫によって区画された、坪庭状の空間である。旧縁側に北面して沓脱石を配し、小池状に地面を掘り窪めて中央に降り蹲踞を配する。降り蹲踞は、海の中央に手水を配し、手水鉢の北側に六角形燈籠を生け込む。旧縁側より中仕切塀へ続く園路には飛石を打ち、西側に傘形燈籠を配している。川崎順一郎が昭和 15 年（1940 年）4 月に西山家に送付した庭園工事に関わる見積書及び明細書を同封した封筒の表書きには「表庭京風下り蹲踞式」と記載されていることから、北西には降り蹲踞を主とした構成であったことが分かる。

北側の高塀沿いには大振りの景石を据え、傍らに六角形燈籠を据えている。内玄関の北側には景石や四角形燈籠を配する。

北西庭の主な視点場は、旧縁側と内玄関である。旧縁側の正面には、景石と六角形燈籠が眺められる。旧縁側より北東方向を眺めると、手前に降り蹲踞が眺められる。内玄関の正面には、四角形燈籠と足元の景石が景観を形成している。北東庭と北西庭の間の中仕切塀は両地区を行き来するための副動線となっている。



〔写真 3-3〕北西庭（主屋旧縁側から）



〔写真 3-4〕北西庭（主屋内玄関から）

(3) 中庭

中庭は、主屋に南面する平庭であり、南側の竹垣で南庭（青龍庭）と空間を分けている。主屋東西棟の六畳和室の南側と六畳洋室（旧和室）の南側、主屋南北棟の八畳和室（旧客間）の東側に沓脱石を配する。床の間を持つ主屋南北棟の和室（旧客間）には縁を取り付け、銀閣寺形手水鉢と六角形燈籠（三月堂形）を伴う鉢前を組む。鉢前の沓脱石と主屋前の沓脱石、中庭東側の井筒を飛石園路で繋ぐ露地としている。飛石園路の周囲は、主屋に対してほぼ45度に斜行する石敷きとしている。南側の竹垣は、石積沿いに金閣寺垣を配し、南庭（青龍庭）へ続く飛石園路には枝折戸により区画している。枝折戸の東側と西側には四ツ目垣、西側の鉢前は枝垣を配する。

現在の主な視点場は、中庭の北東に位置する旧和室と西側の旧客間である。旧和室の南側には正面に井戸を配し、飛石は南庭（青龍庭）へ南西方向に続いている。旧客間の東側には、床の間に面して手水鉢と燈籠を配し、旧客間の前に据えた沓脱石から南庭（青龍庭）へ続く飛石が打たれている。



【写真 3-5】中庭（主屋東西棟縁側から）



【写真 3-6】中庭（主屋南北棟縁側から）

(4) 南庭（青龍庭）

南庭（青龍庭）は、離れの北側から東側にかけて展開する主庭である。南庭（青龍庭）の北辺と東辺は背後に石積を施して盛土し、その高低差を利用して北側に枯滝石組を配し、東側には立石を主とした石組を施す。枯滝石組から蛇行しながら南流する枯流れを接続し、流末には四角形の手水を配する。流れのほぼ中央の西で離れに北面して盛砂が造られている。

渡廊下一帯については、洋館が建つ地盤高と庭園の地盤高との差を解消するように築山のように造成し、斜面に石組を施す。離れ座敷には北面と東面に沓脱石を配し、そこから庭園をめぐるができるようように飛石園路で動線を確認する。庭園の南東隅には待合を設け、枯流れの流末、茶室の西側に流れ蹲踞を据え、露地としている。

現在、待合の東側には、シャッターが設置され、開口部と離れ座敷玄関の間は、丑之助の子敏之の代にバリアフリー工事が行われ、洗出し仕上げの園路へと改修された。それ以前は木戸があったという。

南庭（青龍庭）の主な視点場は離れ座敷と茶室である。座敷の北側は、正面に盛砂を造り、左手に築山の集団石組、右手に枯滝石組を眺められる。座敷の東側は、正面奥に立石を据え、中景に枯流れ、右手に四角形燈籠を据えている。茶室の北側は、正面奥に枯滝石組を配し、枯流れが緩やかな弧を描きながら右手に続いている。中景に石橋を据え、近景に四角形燈籠を右手に配置している。茶室の東側には開口を配している。待合より北側を眺めると、手前に飛石を据え、奥に流れ蹲踞と燈籠を据えている。

南庭（青龍庭）は、離れ座敷や茶室、築山に飛石園路が巡らされ、回遊により変化に富んだ景觀を眺めることができる。渡廊下は、西側を塀により遮蔽し、東側を開放している。東側には渡廊下から、築山の植栽越しに枯流れや石組、盛砂をやや俯瞰的に眺めることができる。洋室や主屋二階からも南庭（青龍庭）や中庭を眺められる。



【写真 3-7】南庭（青龍庭）（離れ座敷から）



【写真 3-8】南庭（青龍庭）（離れ座敷から）

（5）西庭（旧菜園）

渡廊下の西側には、花壇や菜園として使用されていた西庭がある。主屋から洋館までの高低差を利用し、上段に六角形燈籠を据え、下段に花壇を造る。北東部の渡廊下際にはクロマツがあり、燈籠の周囲にはキョウチクトウやハコネウツギ等の花木を植栽している。渡廊下の勝手口の前には板石敷の通路が造られ、主屋の南西角で南に折れ、洋館の北西角付近へ続いている。使用されている板石や延石は、表面に反りがある。

西庭（旧菜園）は、主屋の南西部が主な視点場であったと考えられる。サンルーム付近より南を眺めると、小高い築山に洋館が眺められ、築山のすそには燈籠と石組が据えられている。



【写真 3-9】西庭（旧菜園）（主屋南西隅から）

（6）南西庭

西庭（旧菜園）よりブロック塀・煉瓦塀に沿って南へ通路が続き、離れの西側には、倉庫が設置されている。倉庫の南側、敷地の南西部には、延石で区画された南西庭がある。南西庭は、離れの勝手口の正面に位置している。奥にカヤやアラカシ等の高木が植栽され、手前にキョウチクトウやユキヤナギ、フヨウ、スイセンが見られる。倉庫の際には石が 1 石見られるが他に石組等は見られない。庭の中には、待合の東側にあり、倒壊した燈籠〔笠、中台、竿、火袋（割れ）〕が保管されている。

南西庭は、現在は台所の勝手口や倉庫が設けられ、茶の間や女中部屋に隣接することから、裏庭として利用されていたと考えられる。



【写真 3-10】南西庭（離れ南西隅から）

第4項 構成要素

(1) 本質的価値を構成する要素

①地形・地割

敷地は北東庭で標高19.4m、離れ座敷北側で標高19.0m、南西部は標高19.2mでやや南下がりの地形である。北西庭は、高塀付近がやや高く築山状の地形が造られ、降り蹲踞との高低差は0.5m程度である。中庭は標高19.3mの平庭で、南庭（青龍庭）は北部の築山が最も高く（標高20.3m）枯滝石組が造られ、緩やかな曲線を描く枯流れに沿って南へ下っている。枯流れは、白砂利が敷かれ、随所に石橋や景石、舟石が設置されている。枯流れの東側には緩やかに起伏する築山が造られ、飛石による回遊路を伴う。渡廊下東側の築山では、法面に大小の石組を配置し、洋館付近が最も高く（標高20.4m）、築山裾との高低差は1.3mである。離れ座敷の北側には、白砂を盛って形成した円錐台形の盛砂（底部直径3.15m、天端直径0.55m、高さ0.7m）が造られている。渡廊下西側の西庭（旧菜園）は、洋館付近が標高20.4mで、築山裾の花壇付近との高低差は0.7m程度である。



【写真3-11】築山2・盛砂



【写真3-12】盛砂



【写真3-13】築山1・枯流れ



【図3-2】地形・地割図

②石組

本庭園に使用されている石材は、これまでの調査により、岡町住宅地の分譲時に使用された、生駒石や日下石や宿野石が本庭園内に再活用されていることが指摘されている¹⁾。重森三玲の作庭に伴い南郷石や徳島石等が新たに持ち込まれ(表3-2)²⁾、滝石組や枯流れに活用されていることが分かっている³⁾。

北東庭 本玄関前の平石は生駒石を用い、延段は辺縁部に丹波鞍馬石を配し、真黒石を敷き詰めている。丸傘形燈籠の足元に据えられた景石には宿野石が用いられている⁴⁾。

北西庭 降り蹲踞中央の手水鉢は生駒石を用い、蹲踞の左右の役石と背後の立石には宿野石を据えている。

中庭 飛石園路は鞍馬石の飛石を配し、分岐点に花崗岩製の葛石を北側は単体、南側は筋違いに据えている。主屋前に斜行する石敷には、丹波鞍馬石とみられる花崗岩の玉石を敷き詰め、石敷の目地には全体に白川砂が撒かれている。中庭東側の井筒は日下石が用いられ、鼻を出した受組形式としている。

南庭(青龍庭) 南庭(青龍庭)東側の土留めは、生駒石を1〜2石積み、野面石積としている。築山北の枯滝石組は大ぶりの生駒石と合わせて黒味を帯びた立石(石種不明)と南郷石を立て、景色を作っている。流れには阿波青石の石橋を2本掛け、下流の石橋北側に阿波青石の舟石を枯流れの中に配している。流末の流れ手水は、四角形の加工石で、流れの中に据えられている。手水構えは薄い徳島石を堰のように手水の北側と南側に据え、鉢明かりの石燈籠は織部形を据えている。

離れ座敷の北側及び東側に面する平庭は、杏散石から小ぶりの飛石を打って流れ下流部の石橋に接続している。飛石は、石橋の東側から滝石組を横切る沢飛石や上流の石橋まで続き、滝石組まで誘導している。離れ座敷北側の盛砂は、白川砂で造られ、裾には景石を据えている。渡廊下東側の築山は、先端の尖った立石を数多く据え、要所には生駒石の巨石を据えている。待合と茶室、離れ座敷周辺の飛石は鞍馬石を用いている。

西庭(旧菜園) 渡廊下の通用口から西へ直線状に板石を敷く。板石は、サンルーム付近で南に方向を変え、洋館の西側付近まで続いている。板石は表面がややむくり、大きさは0.85×0.4m程度のものが多く見られるが、洋館の北西角では延石状のものや直角三角形のものも見られ、現地に収まるように敷き詰められている。板石は、転用材と推定されている。

板石園路の南側にはブロックやレンガ等で区画した花壇を設け、築山の裾には六角形燈籠と飛石1石を据えている。飛石の両側には土留めを兼ねた方形切石の縁石が設置されている。燈籠の背後には、築山の中腹部に小ぶりの景石を2石据えている。

南西庭 花壇は、北辺と東辺に切石の延石を縁石として据え区画している。北側には景石状の丸みのある石が1石据えられている。

1) 林まゆみ・栗野隆「近代の西山家住宅における重森三玲の作庭に関する一考察」ランドスケープ研究 83 巻 5 号、令和 2 年(2020 年)

2) 川崎順一郎「西山様邸庭園工事見積書」「西山様邸庭園工事計算書」昭和 15 年(1940 年)、西山家所蔵
工事計算書によると、「庭石」は見積書では「庭石 石組用」とあり、数量は 120 個であった。

3) 重森の『林泉日録抄』や川崎の『林泉』の記事による。

4) 石置については、栗野隆氏による現地調査[平成 30 年(2018 年) 11 月 29 日]の記録による。

【表 3-2】西山氏庭園に調達された石材

〔林まゆみ・栗野隆「近代の西山家住宅における重森三玲の作庭に関する一考察」ランドスケープ研究 83 巻 5 号を基に作成
原表は、川崎順一郎「西山様邸庭園工事計算書」昭和 15 年（1940 年）西山家所蔵より作成〕

位置	記載	数量	備考
南庭 （青龍庭）・中庭	庭石		見積書では「庭石 石組用」と記載
	鞍馬玉石		
	眞黒マキ石		
	飛石	67 個	
	△四国 庭石		石種不明
	白川砂	自動車 2 台	
	タタミ/クラマ石 軒打		
	セメント/砂・深草	1 切	中庭の石畳か
	四国産庭石	大 2 個	
	船石	1 個	
	不詳	4 個	
	待合クシ石	1 (個)	クツ石 (寄石) か
	柱 塚石	4 個	
	待合用 サシ石		
	燈籠三月堂形	1 基	主屋鉢前鉢明かり
	燈籠織部形	1 基	流れ南躰躰明かり
	燈籠白大夫形	1 基	待合東 (現存しない)
	生込燈籠	1 基	茶室北の枯流れ西岸
	躰躰鉢	1 (個)	枯流れ南
	手水鉢銀閣寺形	1 (個)	主屋鉢前鉢手水鉢
	井筒	1 (基)	中庭
	石橋	1 (枚)	見積書では 2 枚
	葛石	1 (枚)	見積書では 3 枚
	井戸蓋	2 枚	
北東庭・北西庭	鞍馬石 クツヌギ	1 個	
	玄関ツタヒ 眞黒石	7 俵	
	タタミ 鐵皮石		丹波鞍馬石か
	躰躰マキ石 浄土七寸石	1 (切)	
	タタミ石 軒打 深草/セメント 砂	1 切	

※数量の括弧内の単位は、推定して記載したものである。



〔写真 3-14〕北東庭 延段



〔写真 3-15〕北東庭 景石



〔写真 3-16〕北西庭 降り蹲踞



〔写真 3-17〕北西庭 飛石



〔写真 3-18〕中庭 飛石



〔写真 3-19〕中庭 石敷



〔写真 3-20〕南庭（青龍庭）
枯滝石組



〔写真 3-21〕南庭（青龍庭）石組



〔写真 3-22〕南庭（青龍庭）石橋 1



〔写真 3-23〕南庭（青龍庭）石橋 2



〔写真 3-24〕南庭（青龍庭）景石
と築山 2



〔写真 3-25〕南庭（青龍庭）杏脱石
と飛石



〔写真 3-26〕南庭（青龍庭）飛石
と築山 1



〔写真 3-27〕南庭（青龍庭）景石
と盛砂



〔写真 3-28〕南庭（青龍庭）手水鉢
と飛石



〔写真 3-29〕南庭（青龍庭）飛石



〔写真 3-30〕西庭（旧菜園）板石



〔写真 3-31〕南西庭 縁石



③植栽

本庭園の植栽は、重森三玲の「林泉日録抄」や設計図、川崎順一郎の工事見積書・工事計算書、古写真より、主に南庭（青龍庭）・中庭の作庭前後の様子が窺える。

「林泉日録抄」では重森が南庭（青龍庭）の滝石組前の松の移植（4月8日）やカシ大木の植込（5月3日）、松・垂梅・その他樹木の搬入（5月11日）、滝石組付近の添松、洋館付近のマキその他サツキの植付（5月19日）、苔一部植付（5月23日）イヨザサ、カンチク、ケヤキ、サンゴジュ、ダイスギ等の植付（6月5日）の記載がある。（表2-9、図2-16 P33・34）

川崎順一郎が作成した見積書及び計算書によると、ほぼ、重森三玲の設計図に記載されているものが確認できる。重森の設計図にあって川崎順一郎の計算書にないものとしては、南庭ではカエデ、ヒサカキ、モッコク、ヒメクチナシ、アセビ、中庭ではクス、ドウダンツツジ、北東庭ではブンゴザサが挙げられる。それとは反対に、重森の設計図にはないが、調達された植物はマキ、ハゼ、サンゴジュ、アカヤシオ、シャシヤンボなどがある。中庭を区画する高生垣は、設計図ではアラカシであるが実際はギンモクセイが植栽されている。さらに、集団石組には設計図では植栽はないが改造前から庭園に存在したマツを植栽し、後に西山がサクラを植栽したことが、下川苔地の写真画（図2-19 P39）や聞き取り調査¹⁾から分かる²⁾。

設計図や古写真に見られる南庭（青龍庭）滝石組東側のクロマツ（写真2-7）や茶室付近のキササゲ（No. 93、写真2-15）は枯損し現存しておらず、設計図や古写真の段階から失われているものが一部で見られる。

重森の設計図や川崎の計算書、古写真と現在の樹種構成を比較すると、庭園全体の地割は概ね設計案通りに施工されているが、植栽については、作庭当初から現存すると推定される樹木、旧位置や樹種を踏襲した後継木に代わっている樹木、作庭以降枯損した樹木、作庭以降補植された樹木等が見られる。

作庭当初より現存すると推定される主な樹木は、南庭（青龍庭）滝石組西側のクロマツ（No. 49）や東側築山の高塀に沿って植えられているアラカシ（No. 64, 66, 68, 71, 72, 78, 80, 81, 82等10本程度）、枯れ流れ沿いに植栽されたサツキツツジ（No. 1160）等がある。中庭では、高塀沿いに植えられたクロマツ2本（No. 38, 41）や中央付近のクス（No. 42）、北東庭の高塀沿いにあるクロマツ2本（No. 1, 6）がそれぞれ設計図に記載があり、同位置に現存する。また、渡廊下東側の集団石組付近にあるマツ（No. 96）は、作庭当初の古写真（写真2-17）でもその様子が確認できる。

1) 小寺健二氏への聞き取り調査、平成30年（2018年）11月29日

2) 林まゆみ・栗野隆「近代の西山家住宅における重森三玲の作庭に関する一考察」ランドスケープ研究83巻5号、令和2年（2020年）

〔表 3-3〕 西山氏庭園に調査された植物

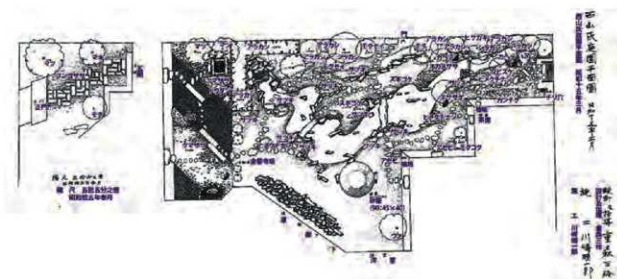
〔林まゆみ氏・栗野隆氏「近代の西山家住宅における重森三治の作庭に関する一考察」ランドスケープ研究 83 巻 5 号を基に作成、
原表は、川崎順一郎「西山緑庭庭園工事計算書」より作成。備考欄の樹木番号Noは、巻末図 1-1 及び巻末表 1-1 に対応する。〕

位置	記載	特定される樹種の和名	数量	備考
南庭 (青庭庭・中庭)	男松	クロマツ	1 本	
	梅	ウメ「林庭自録抄」のシダレウメから	1 本	現存 (No.86)
	楓	イヌマキ、ラウソクマキ、コクヤマキ	1 本	
	樺	シラカシ、アラカシ	1 本	現存
	材松	キタヤマダスギ	7 本	現存 (No.91, 92)
	キササギ	キササギ	1 本	枯死 (No.93)
	ワビスケ 白梅	ヤブツバキ	1 本	
	モウセイ	キンモクセイ、ギンモクセイ	1 本	
	梅	シラカシ、アラカシ	1 本	現存
	樺	シラカシ、アラカシ	20 本	高さ 10 尺もの
	樺	シラカシ、アラカシ	9 本	高さ 2 間半もの
	ハゼ	ヤマハゼ、ハゼノキ	1 本	
	西方竹	シメウチカ	20 本	現存
	葉竹	カンチカ	20 株	
	伊予松	オカメザサ	30 株	現存
	龍木世(屋)	ギンモクセイ	大 5 本	現存
	龍木世(屋)	キンモクセイ	小 5 本	現存
	サツキ	サツキツツジ	17 本	現存
	紅入袴	アカヤシオ	5 本	
	日麗	ウバメガシ	20 本	
	南天	ナンテン	5 本	
	黒松	クマツキ	250 株	
	モナ	モナ	2 本	
	茶庭木	ジャシヤンボ	15 株	
	青木	アオキ	5 本	
	オズミモナ	オズミモナ	1 本	
	キンゴジュ	キンゴジュ	1 本	
	ケヤキ	ケヤキ	1 本	
	トクサ	トクサ	5 株	
	大 日麗	ウバメガシ	2 本	
	樺	クマツキ	1 本	
	科竹	スサギ	60 株	
北庭 (北庭庭)	モナ 木	モナ	1 本	
	ウバメ 樺	ウバメガシ	1 本	
	龍木世	ギンモクセイ	1 本	
	丸葉松	マルバヒイラギ	1 本	
	科竹	スサギ	2 株	

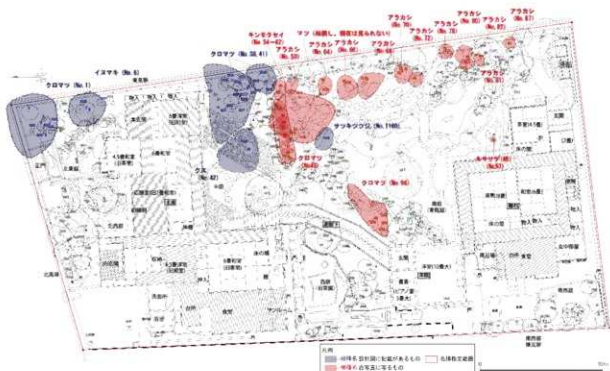
〔表 3-4〕 現在の植物一覧

〔網掛けは、上記表に記載のある樹種を示す。平成 31 年 (2019 年) 3 月調査時点〕

位置	樹種名	本数	備考
南庭 (青庭庭)	アオキ	7 本	
	アラカシ	10 本	
	ウメ	1 本	
	ウツギ	11 本	
	キササギ (枯木)	1 本	
	キンモクセイ (ギンモクセイ)	10 本	
	クスノキ	5 本	
	クロガネモチ	1 本	
	クロマツ	3 本	
	サツキツツジ	11 本	
	サルスベリ	1 本	
	ジャシヤンボ	1 本	
	シラカシ	1 本	
	シロダモ	1 本	
	ダイダイ	2 本	
	ツバキ	1 本	
	ナンテン	20 本	
	ヒイラギ	1 本	
	ヒサカキ	5 本	
	ライリグアオキ	1 本	
北庭 (北庭庭)	マツ	1 本	
	マンリョウ	11 本	
	モチツツジ	3 本	
	モッコク	1 本	
	ユキヤナギ	2 本	
	アオキ	4 本	
	アジサイ	3 本	
	アラカシ	3 本	
	イヌマキ	2 本	
	カエデ	1 本	
中庭	クスノキ	1 本	
	クロマツ	2 本	
	シラカシ	2 本	
	ツバキ	1 本	
	ツバキ	2 本	
	ナンテン	7 本	
	オズミモナ	1 本	
	ハナミズキ	1 本	
	マンリョウ	2 本	
	ユキヤナギ	1 本	
北庭 (北庭庭)	タケ	40 株以上	
	ツバキ	2 本	
	ナンテン	6 本	
	ヒイラギ	2 本	
	ライリグアオキ	1 本	
	マンリョウ	2 本	
	モナノキ	1 本	
	イヌマキ	2 本	
	ウバメガシ	2 本	
	ウツギ	1 本	
北庭 (北庭庭)	カンツバキ	2 本	
	クスノキ	1 本	
	クロガネモチ	1 本	
	クロマツ	1 本	
	イヌマキ	2 本	
	カエデ	1 本	
	キンモクセイ (ギンモクセイ)	1 本	
	クロマツ	1 本	
	ツバキ	1 本	
	ナンテン	1 本	
西庭 (西庭庭)	ナンテン	4 本	
	ムクゲ	1 本	
	ヤツデ	1 本	
	ユキヤナギ	1 本	
	アオキ	1 本	
	アラカシ	4 本	
	イヌマキ	1 本	
	ユキヤナギ	1 本	
	ユキヤナギ	2 本	
	ナンテン	3 本	
南庭 (南庭庭)	ムクゲ	1 本	
	モナ	1 本	
	ユキヤナギ	1 本	
	アラカシ	1 本	



〔図 3-4〕 設計図に記載された植栽



〔図 3-5〕 現在の植栽

(青：設計図と同位置に同様の樹種が見られるもの、赤：古写真と同様の樹木が見られるもの。
 図中のNo.数字は、巻末図1-1及び巻末表1-1と対応する。)

④構造物

庭園内の構造物は、石造物（石燈籠・蹲踞）・垣根・柵が見られる。敷地の北東部に正門を配置し、北・東側は高塀で区画し、西側は煉瓦・コンクリート造の塀で区画し、南側は波状鉄板で区画している。北西部には駐車場・通用門を配し、南庭（青龍庭）伝いの高塀に外部を行き来するための木戸が設けられている。敷地南東隅の高塀には、離れ玄関へ続く外部からのシャッターが設置されている。シャッターは、丑之助の子敏之の代にバリアフリー工事の際に設置されたもので、それ以前は木戸があったという。

北東庭 正門から本玄関に至る延段の両側には、3基の石燈籠を据えている。延段の東側には八角形燈籠（石燈籠3）、西側には四角形燈籠（石燈籠2）と花卉彫丸傘形燈籠（石燈籠1）を配置している。北東庭と南西庭の境界には中仕切塀があり、北東庭と北西庭の空間を分けている。中仕切塀には両者を行き来するための出入口が設けられている。現在、出入口に戸はないが、かつては片開き戸が備わっていたことが構造上確認できる。

北西庭 北西庭には、4基の石燈籠と蹲踞が据えられている。旧縁側面に面して降り蹲踞（蹲踞1）があり、蹲踞の北側に六角形燈籠（石燈籠7）を生け込む。降り蹲踞の西側には傘形燈籠（石燈籠6）を配し、北側の高塀沿いには六角丸傘形燈籠（石燈籠5）を据えている。内玄関の北側には四角形燈籠（石燈籠1）を配する。内玄関の北東角には竹製の袖垣が設置されている。

中庭 中庭には、主屋南北棟の和室（旧客間）に面して、銀閣寺形の縁先手水鉢と三月堂形の六角形燈籠（石燈籠8）を据え、中庭東側には石造の井戸1を据えている。中庭の南側には南庭の石積沿いに金閣寺垣（擬竹製）を配し、西側の飛石園路には枝折戸（擬竹製）を設置し、南庭（青龍庭）との空間を分けている。枝折戸を中心に東側と西側には四ツ目垣、鉢前の南側は枝垣を設置している。

南庭（青龍庭） 南庭（青龍庭）は、南東部に茶室が設けられており、この茶室に東面して流れ蹲踞や2基の石燈籠（石燈籠9、石燈籠10）を据え、露地としている。待合の東側には、石燈籠の基礎が見られる。以前は石燈籠（石燈籠11）が据えられていたが、倒壊し、南西庭に残欠部が保管されている。南庭（青龍庭）の東部には、築山上に井戸2が設置されている。離れ座敷及び茶室の北東角には竹製の袖垣が設置されている。

西庭（旧菜園） 西庭（旧菜園）は、東側に渡廊下があり、北東部には南庭（青龍庭）へ行き来する勝手口が設けられている。築山の裾には六角形燈籠（石燈籠12）を据えている。

南西庭 離れの西側には、スチール製倉庫（2棟）が設置され、倉庫の南側に南西庭がある。ここには現在、南庭（青龍庭）の待合東側に据えられており、大阪北部地震により倒壊した石燈籠11の残欠〔笠、中台、竿、火袋（割れ）〕が保管されている。火袋と推定される部材は割れて旧状が不明瞭な状態である。



〔図 3-6〕 構造物配置図



〔写真 3-32〕 石燈籠 1



〔写真 3-33〕 石燈籠 2



〔写真 3-34〕 石燈籠 3



〔写真 3-35〕 石燈籠 4



〔写真 3-36〕 石燈籠 5



〔写真 3-37〕 石燈籠 6



〔写真 3-38〕 石燈籠 7



〔写真 3-39〕 石燈籠 8



〔写真 3-40〕 石燈籠 9



〔写真 3-41〕 石燈籠 10



〔写真 3-42〕 石燈籠 11
(基礎のみ)



〔写真 3-43〕 石燈籠 11
(残欠保管)



〔写真 3-44〕 石燈籠 12



〔写真 3-45〕 蹲踞 1



〔写真 3-46〕 蹲踞 2



〔写真 3-47〕 縁先手水鉢



[写真 3-48] 井戸 1



[写真 3-49] 井戸 2



[写真 3-50] 枝折戸 (擬竹製)・金
閣寺垣 (擬竹製)・四つ目垣 (擬竹
製)・枝垣



[写真 3-51] 袖垣 1



[写真 3-52] 袖垣 2



[写真 3-53] 袖垣 3



[写真 3-54] 中仕切扉



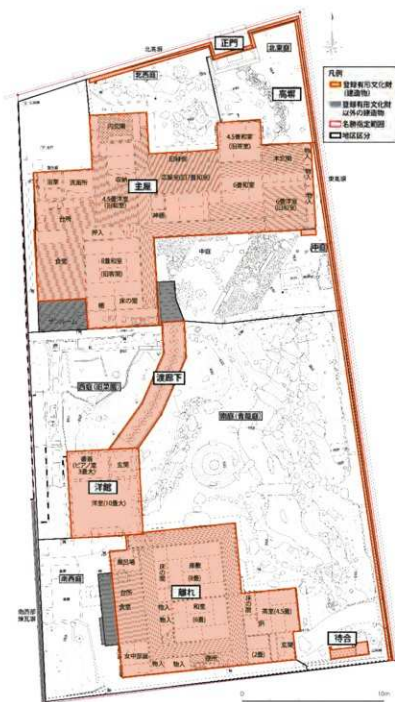
[写真 3-55] 建仁寺垣 (擬竹製)
・木戸

[表 3-5] 構造物一覧

地区 区分	名称	形状	大きさ (m)、材質	備考
北東庭	石燈籠1	花卉彫丸卓形燈籠	0.4×0.4×H1.4	中仕切堀と主屋が接する付近に配置。丑之助氏没後、邸外から移設されたもの。
	石燈籠2	四角形燈籠	0.5×0.5×H1.6、台、竿、モルタル、火袋、モルタル補修痕あり	敷石1(アブローチ)の西側に配置。丑之助氏没後、邸外から移設されたもの。
	石燈籠3	八角形燈籠	0.7×0.7×H1.9、台・竿モルタル補修痕、宝珠欠け、笠欠け	敷石1(アブローチ)の東側に配置。
	中仕切堀	木造モルタル瓦葺	H1.9、扉無し、飛石有り、瓦葺き、入口0.75×1.55	北東庭と北西庭を分ける堀。
北西庭	石燈籠4	四角形燈籠	0.54×0.54×H1.85、土台0.55×0.55、台座亀、笠、中台島、火袋、笠、宝珠	北西庭西側の石組段上に配置。
	石燈籠5	六角丸卓形燈籠	台座0.8×0.8自然石、竿、中台(格狭間は二区で亥の目を形定)、火袋、笠0.6×0.6、宝珠	蹲踞1と飛石を挟んで石組段上に配置。
	石燈籠6	卓形燈籠	0.35×H1.15、生込型、竿(三日月)、笠、宝珠	蹲踞1と飛石を挟んで配置。丑之助氏没後、邸外から移設されたもの。
	石燈籠7	六角形燈籠	0.5×H1.2、生込型、台座無、火袋(猿)	蹲踞1の背後に配置。
	蹲踞1	降り蹲踞	手水鉢0.7×0.7×0.4、水盤φ0.28、生駒石	中央に手水鉢、手前に前石、左右に湯桶石、手燭石、後方に鏡石(景石1)などの役石を置く。
中庭	袖垣		竹製、旧内玄関東側	
	石燈籠8	六角形燈籠	0.7×0.7×H2.2、三日月堂形	宝珠・火袋割れ、モルタル補修痕有り。縁先手水鉢の後方に配置。大阪北部地震で倒壊。
	井戸1	方形石組、井桁に石を組む	1.4(東西)×1.3(南北)×H0.45、日下石	井桁状の石組みによる大型井戸。東側に井戸ポンプ設備付随、南西角に立水栓、蓋設置。
	縁先手水鉢	銀閣寺形	0.61×0.61×H0.78(台設置面からH0.96)、水面円形内径φ0.34、外径φ0.42	主屋縁側に東面する、大型の平石を台に銀閣寺形の手水鉢を置く。
	枝折戸	枝折戸	0.75×H1.03、擬竹製	
	金閣寺垣	金閣寺垣	6×H0.62、擬竹製	
	四ツ目垣	四ツ目垣	0.75×H1.33、擬竹製	枝折戸東側。
南庭 (青龍庭)	石燈籠9	四角形燈籠、生込形	0.45×0.45×H1.1(竿・火袋・傘方形、竿の南西面に「奉寧」南東面に「宝永三」の記載あり)	枯流れ下流の西側に配置。
	石燈籠10	織部形燈籠	0.48×0.48×H1.3(竿・火袋・傘方形、火袋北側に満月、南側に三日月)	蹲踞2の後方に配置。
	石燈籠11	六角形燈籠	0.42×0.42(基礎のみ、南西庭に竿・火袋・傘・宝珠保管(修復困難))	待合と南東門の間に配置。大阪北部地震で倒壊。
	蹲踞2	方形手水鉢	0.43×0.43×H0.23(水面円形、φ0.23、水鉢深さ0.1程度)	枯流れの中に石塔を利用した蹲踞を置き、左右に各々流れを確保しながら南北に2本の細長い石を横たえつつ、次第に枯流れを終焉させる。
	井戸2	井筒、方形石組	0.78(南北)×0.79(東西)×H0.42(花崗岩の板石組みによる井戸)	東側にポンプ設備付随、モルタル補修痕、蓋設置(南北0.84×東西0.82×1.0.08)。
	袖垣	四ツ目垣状	竹製	離れ座敷の北東角。
	袖垣	枝垣状		離れ茶室の北東角。
	建仁寺垣	建仁寺垣	H1.8、擬竹製	離れ玄関の南東側。待合の西側。
	木戸			離れ玄関の南側。南西庭への通用口。
	石燈籠12	六角形燈籠	0.7×0.7×H2(台座、中台、竿、火袋干支、笠、宝珠)	
西庭 (旧菜園)	石燈籠11	六角形燈籠	竿・中台・火袋・傘・宝珠(各部割れ・崩れ)	南庭(青龍庭)南東部に設置されていたが大阪北部地震で倒壊し、仮保管中。

⑤ 建造物

敷地内には、主屋・渡廊下・洋館・離れ、待合・門・塀といった建造物が配置されている。敷地北東部に正門を設け、正門の南側に主屋が建てられている。主屋の南側に中庭・南庭（青龍庭）が展開し、主屋南西部の濡縁に渡廊下（木造）が接続する。渡廊下の南に洋館〔地階：煉瓦造（一部後補の鉄筋コンクリート造内壁あり）・1階：木造〕が続き、洋館南東隅の階段を介して離れ（木造）が配置されている。これら建造物は庭園を取り巻くように配置され、西山氏庭園の重要な構成要素である。正門、高塀も近代郊外住宅地の落ち着きのある歴史的な街路景観を形成している。



〔図 3-7〕 建造物配置図



〔写真 3-56〕 正門



〔写真 3-57〕 東高塀



〔写真 3-58〕 正門見返し



〔写真 3-59〕 本玄関アプローチ



〔写真 3-60〕 内玄関外部



〔写真 3-61〕 主屋東西棟



〔写真 3-62〕 主屋南北棟



〔写真 3-63〕 渡廊下外観



〔写真 3-64〕 渡廊下



〔写真 3-65〕 洋館と渡廊下全景



〔写真 3-66〕 洋館洋室 (10 畳)



〔写真 3-67〕 離れ全景 (北から)



〔写真 3-68〕 離れと茶室



〔写真 3-69〕 離れ玄関と茶室



〔写真 3-70〕 待合と離れ玄関



〔写真 3-71〕 待合全景



〔写真 3-72〕 待合雪隠



〔写真 3-73〕 南西部煉瓦塀

主屋 敷地北寄りに北面して建つ南北棟（二階建て）と東西棟（平屋）が一体となった木造建築物である。主屋は平面 L 字状を呈し、二階屋根は桧瓦葺き、切妻屋根および化粧銅板葺き片流れ屋根である。一階屋根は一文瓦葺き入母屋屋根である。東西棟平屋建ての接客部とその西側に接続する南北棟二階建ての住居部からなる。接客と生活の動線を明快に分け、数寄屋風の茶室を備えるなど、近代郊外住宅の一類型を伝えるものとなっている。

主屋は当初の南北棟のみから東西棟が増築されたことをはじめ、何度も増改築が繰り返されており、現在、当初の形状を残しているのは南北棟 1 階八畳和室と、一部ではあるが 2 階縁側部分である。既往の増改築としては、大正 2 年（1913 年）の台所増築、昭和 10 年（1935 年）頃の二階サンルーム増築、昭和 16～17 年（1941～1942 年）にかけて行われた三越大阪支店による玄関、台所の改築、昭和 43～45 年（1968～1970 年）の浴室改築等である。

渡廊下 主屋と洋館を繋ぐ渡廊下は、昭和 14 年（1939 年）設置された。単に建造物間を結びつけるスロープの役割だけに止まらず、重森三玲の庭と様式の異なる外観をもつ 3 つの建造物を一体化させる重要な役割を有しており、近代和風住宅としての西山氏住宅の最もユニークな空間といえる。

裏手になる渡廊下の西面は壁で隠され、一部下地窓を付しているだけであるが、庭側に当たる東面は土壁塗りの腰を設けるが足元を透かしているので軽快である。手摺の上部は大きく開放し、桁から下に小さな垂壁を設ける。廊下の天井は網代仕上げとし、軒は化粧軒裏、柱上部に黒木の腕木を付す。床は那智黒の小石の洗い出しのなかに 4 枚一組の塀を飛石のように四半に敷く。

以上、渡廊下は各所に巧みな処理がみられ、茶室を知悉した岡田孝男ならではの意匠といえる。

洋館 大正 3 年（1914 年）に建てられた洋館は、昭和 14 年（1939 年）岡田孝男により改築されたものである。地階を物置とした高い煉瓦造りの基礎（一部後補の鉄筋コンクリート造内壁有）の上に建ち、離れの北西端に階段で接続する。L 字形の棟をもち、北面を半切妻とした寄棟造り石綿スレート葺、木造平屋建ての独立洋館である。南側を 10 畳大の洋間とし、その北側に 3 畳大の書斎を配し、北東隅部に玄関を設ける。

洋館は昭和 14 年（1939 年）の岡田孝男による改築により、外観はベランダが撤去された以外は当初の状態で留めている。軒を支えるペアの腕木（トリグリフ状の材）から上部はそのままに、コーニスから下部の壁仕上げについては、1 階東面は千鳥目地切りされた小石の洗い出し仕上げ、他の面は水平目地切りされたモルタル塗りとしている。2 階は吹付け樹脂塗料が施されているので改築時の仕上げは不明であるが、窓建具を改築しているため、外壁の塗り直しはされているとみられる。

内部については改築により雰囲気は一変している。天井と壁はあまり変化がなかったと思われるが、2 階の開口部は総て新たな建具に変更され、内側には網戸（網戸は後補）、外側にはアルデコを基調とするカットガラスを嵌めた開き窓に変更されている。新たに設けられた玄関にはフラッシュ加工の親子扉が設けられている。マントルピースは電気ストーブ用として設計されており、上部は埋木細工による木と鳥が描かれた化粧合板によるパネルを設ける。寄木の床タイル、灯具や家具、カーテンなどの設えにより、室内は一気に建築家の設計による最新の意匠へと変貌したといえる。

特に洋室の北に張り出した書斎（旧の玄関ホール）は、フラッシュ加工された合板による造り付けの家具や複雑な花模様をカットガラスの技法で施した窓に改築しており、アルデコから 1930 年代の過渡的な時代の意匠をよく体现したのとなっている。

離れ 離れは桁行五間、梁間四、五間の方形平面をもつ。南北方向に棟をもち、四周に半間の下屋を廻らし、半間入側の位置に階高の低い 2 階、いわゆるツシ二階を設ける。2 階は桧瓦葺き、1 階の東

面と北面の下屋は一字瓦葺きとする。

東南隅に玄関と後に増築された茶室を張り出し、東西方向に一字瓦葺きの入母屋屋根を架す。茶室の破風には茶室の号である「青龍」の扁額を掲げる。

平面は8畳間と6畳間の続き間を中心として、その南と西面を廊下とする。平面西側は廊下を介して女中部屋、茶の間、台所、浴室などの小部屋が配され、南面は便所と洗面と物入れとなっている。東面から北面にかけての縁には半間幅の大きなガラス引違い戸を建て込み青龍庭との一体的な造りとなっている。八畳間は一間幅の畳床の左に半間の押板床と平書院、右手には蹴込み板の奥に地袋を造る。平書院の上部は桐材に格状間を象った欄間としている。

8畳間と6畳間境の欄間には箴欄間、床柱は絞り丸太を用いているが、落し掛けはナグリ仕上げの材を用い、他は長押を付すなど、いわゆる数寄屋風書院と呼ばれる自由な選択を行っている。

洗面室、便所、浴室など台所以外の小部屋はよく旧状を留めており、洗面室と浴室にはステンンドグラスが用いられるなど、この離れ単独で上質な昭和初期の近代和風住宅としての姿を留めている。

茶室と玄関は岡田孝男により昭和15年(1940年)に改築されている。茶室は重森三玲著『茶室茶庭事典』(昭和48年(1973年)株式会社誠久堂新光社)に詳しいので以下に採録する。

外観瓦葺きとされ、四畳半台目の構えとされている。床は台目床で、絞り丸太の柱に、杉の面皮框を入れた畳座で、床脇に百日紅(サルスベリ)材の中柱を用い、板小壁に引木をつけて吹貫きを見せ、二重釣り棚を付けている。床は躰口を上がった正面にとられ、点前座へ方立(ぼたて)の勝手口をつけ、給仕口は火燈(※)とされる。天井は床内檐の鏡天井、床前は杉長片(のね)、点前座は蒲の落し天井、他は掛込み天井とされる。(※部分のみ現況と異なる)

待合 離れ玄関東方に建てられた、幅五尺の腰掛けと三尺幅の雪隠を備えた待合である。南側の敷地境界を背にして杉丸太を建て、片流れに一字瓦葺きの屋根を架す。離れ茶室と同様に赤黄色の大津壁風の土壁を用いている。

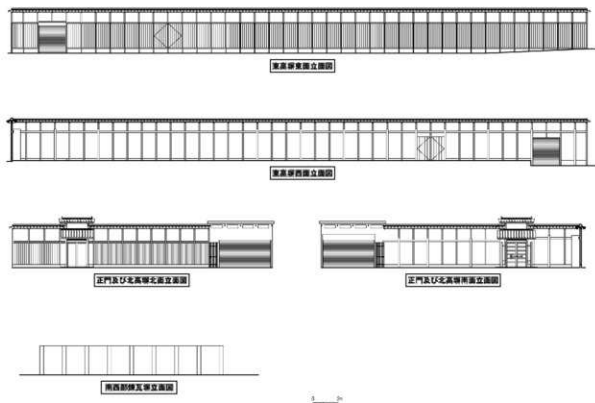
正門 敷地の北面の東寄りに建つ間口1.8mで瓦葺きの門である。高塀から半間入れ込み、その間に二重の腕木門を挿入した形となっている。櫓上に精細な格子欄間が設けられている。門扉はケヤキの鏡板を張った両開き戸とし、内側に門を備える。門扉の敷地側に鉄骨の支保が設けられている。

高塀 敷地の北面と東面を区切る高さ約3mの高塀であり、敷地北東隅で矩折れに曲がる。高塀は真壁造りであり、腰高に焼杉による縦板を大和打に張り、腰板よりも上部は漆喰塗り、屋根は一字瓦を葺く。高塀は詳細を見ると、東面は軟石を延石とするが、北面は一部花崗岩が用いられるなど、北面と東面で若干仕様異なる箇所がみとめられる。高塀は内側にコンクリート製の控え柱を設けることで強固な構造としている。

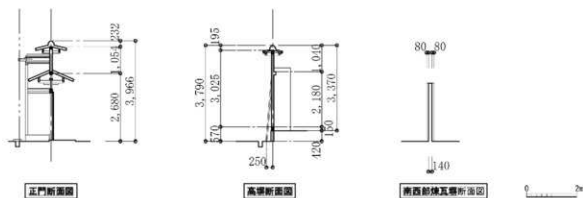
高塀は近代郊外住宅地で落ち着いた佇まいの街路景観を形成している。

南西部煉瓦塀 敷地南西部の隣地境界となっている煉瓦塀である。全長14.4mを測り、1.76mをースパンとして一尺角(約30cm角)の柱部分と厚さ18cmの壁部分から成り、8スパン設けられている。設置時期は不詳であるが、敷地西側境界の一部であることや、採用されている煉瓦が長さ225mm×幅105mm×厚さ55mmと古い規格を有することから、岡町住宅経営株式会社が入手する以前から建設されていた可能性もある。柱部分の表面は堅いモルタルにより厚塗りされた上に漆喰砂モルタル状の中塗り材と上塗り材で仕上げられている。壁部分の表面は中・上塗り材のみで仕上げられている。

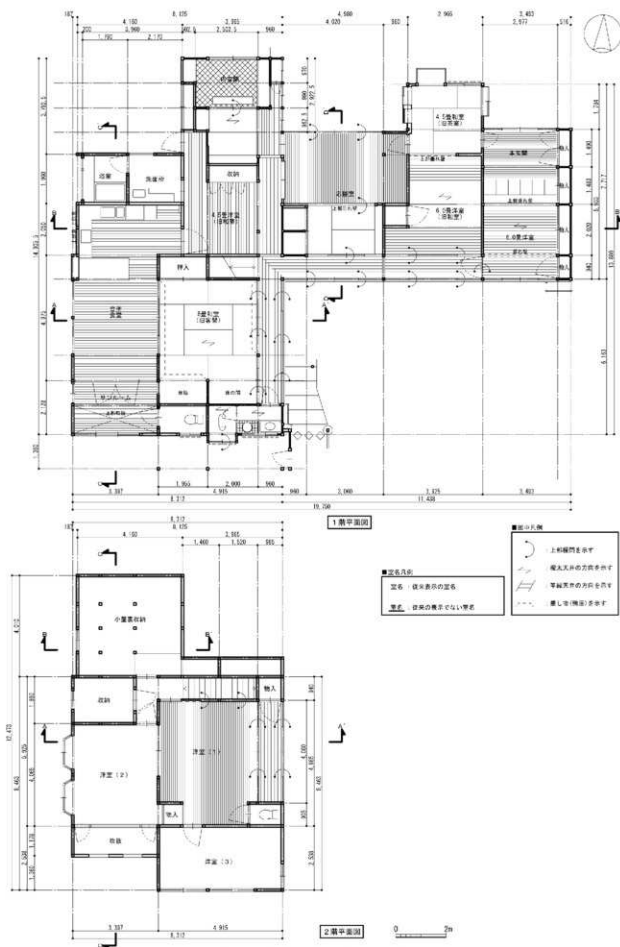
南西部煉瓦塀には丸鋼が水平に数本通されているとみられ、柱部分には三本ずつ丸鋼直角方向に挿入されていることから、何らかの構築物の一部とも考えられる。



〔图 3-8〕 正門・高塀・南西部煉瓦塀立面図 (S=1:300)



〔图 3-9〕 正門・高塀・南西部煉瓦塀断面図 (S=1:150)

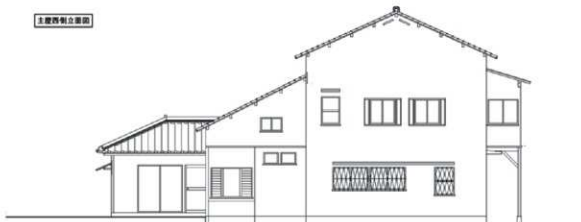


〔図 3-10〕 主屋平面図 (S=1:150)

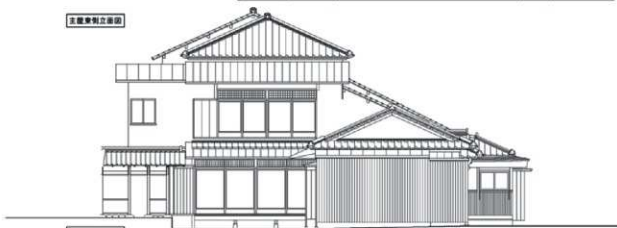
主屋北側立面図



主屋西側立面図



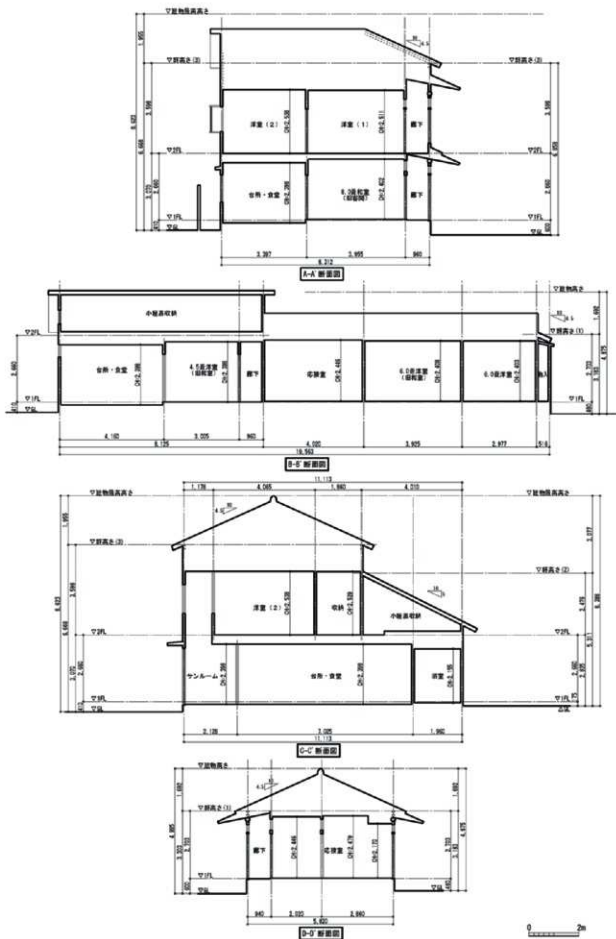
主屋東側立面図



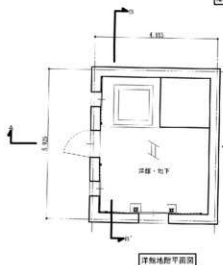
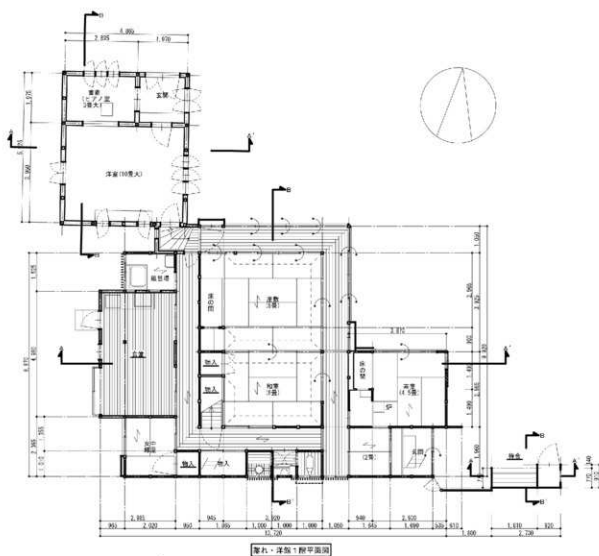
主屋南側立面図



【図 3-11】主屋北側・西側・東側・南側立面図 (S=1:150)



[図 3-12] 主屋断面図 (S=1:150)



■記号凡例

図名 図章表の図名

図章 図章の表示でない箇所

■記号凡例

上向き線を示す

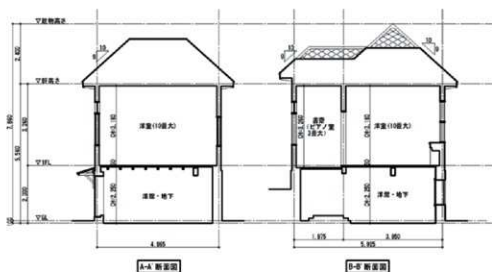
横向き線を示す

平置き入の方向を示す

直し地(通称)を示す

0 2m

〔図 3-14〕 離れ・洋館平面図 (S=1:150)



〔图 3-15〕 洋館立面図・断面図 (S=1:150)

0 2m



西立面图



南立面图



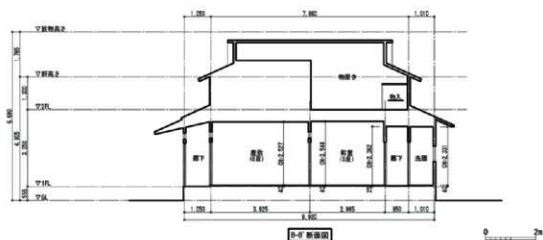
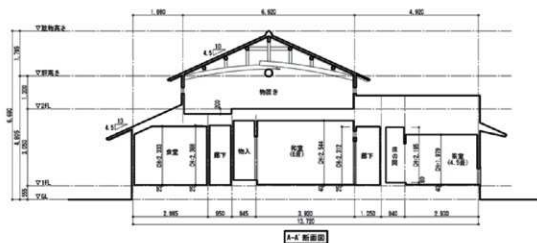
东立面图



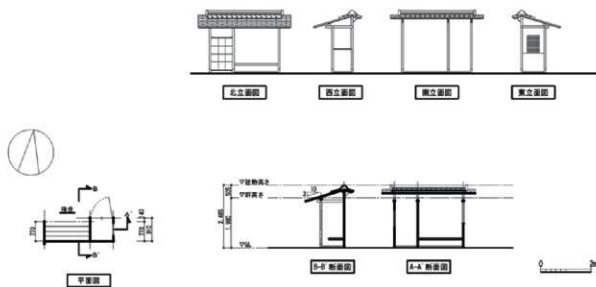
北立面图

0 2m

【图 3-16】 檐下立面图 (S=1:150)



〔図 3-17〕 離れ断面図 (S=1:150)



〔図 3-18〕 待合立面・断面図 (S=1:150)

⑥調度品

昭和 14～15 年（1939～1940 年）に行われた洋館・離れの改築は、当時三越大阪支店の技師であった岡田孝男が監修している。その際に設えられた洋館のマントルピースソファ、椅子、テーブル、キャビネットなどの家具調度品も三越大阪支店から購入されており、岡田が関わっていることが充分考えられる。しかもこれらは意匠的特質や素材が統一され、洋館とも調和している。

主として洋館・離れに残された戦前期の調度品一式は、庭園を有する近代郊外住宅における暮らしの一端を伝える重要な要素である。

〔表 3-6〕 調度品一覧

建造物名	部屋	調度品名	伝票名	点数	概要	確認資料	文書番号
洋館	十畳大洋室（応接室）	三人掛け肘掛け付きソファ	長椅子	1	張地ベージュ、背とアーム表面は菱形格子の中に紋章風植物モチーフ6種の透かし模様がある茶色ビロードに切り替え。座面に同生地カバーのクッション。脚部先端を銀色に彩色して金属を覆っているようなデザインとなっている。	御見積書（昭和14年（1939年）7月22日付 株式会社 三越大阪支店住宅建築部作成）	〔表 2-10〕 (P36) :3-1-1 ～3-1-4
		一人掛け肘掛け付きソファ	安楽	2	三人掛け肘掛け付きソファと同じ		
		カバー付き背もたれ椅子	小椅子	2	表面張り地茶色ビロード、菱形格子の中に紋章風植物モチーフ6種の透かし模様。背面張地ベージュ無地、脚先、脚裏に銀色の彩色。カバーは生成り無地、裾アフリック縁飾り、背面留め具3。		
		クッション	クッションカバー4	4	黄色がかかったベージュ、表面は花柄の多色縦織りで、背面は無地、同色多艶のある縞りの縁取り。一柄一点。		
		丸テーブル	丸卓子	1	脚3本基台一体型、脚が集中するように基台中心に下り、そこから3本の台足が放射線状に伸びるデザイン。天板を突板で仕上げ、木目をシンメトリーに円を描くように出している。脚元を銀色に彩色、台足先端に金属板の裏打ちあり。		
		ネストテーブル	茶卓子	1	入れ子式2台一組。濃色の木製、脚先銀色に彩色。天板を突板で仕上げ、木目をシンメトリーに出している。		
		テーブルセンター	ツツレ織卓子センター	3	花系モチーフのある多色縦織り、一部裏面バイル仕上げ、フリンジ付、円形1、長方形大小各1、タグ付き。		
		サイドボード	飾棚	1	木製、脚先を銀色に彩色して金属を覆っているようなデザインとしている。中央扉開閉時に鹿、鳥、植物のアルデコ調浮彫のある金属円形パネル。		
		ストープスクリーン	ストープスクリーン 陶片モザイク	1	水中を泳ぐ金魚のモザイク画の小型衝立。枠は濃色の木製、画面隅に朱で「Sen kou」のサイン		
		レコードケース	レコードケース	1	木製、観音開き扉。前面中央縦に暗色の突板を使用して縦縞模様を出している。内部上部に抽出6杯天板は大理石、棚は木製、スライド台2、観音開き扉収納3、前面には暗色と明色の突板を交互に使用。全体で市松模様となっている。流し内部に横木栓1、排水口2（底部1、内側面木栓1）、木製白色塗装の流しカバー板付き、板中央には格子状に小さな窓がつけられている。		
		流し付き造り付け棚	流し付 脇台	1			
		机	机	1	両袖は多々上段袖出し1、つまみ付き扉内収納1、中央天板下に抽出1（鍵穴付）あり。脚元銀色の彩色。前面濃色の家紋張り仕上げ、左右対称の木目を出している。		
		バス（洋館応接室）		1	改築後の洋館内のイメージ図。透視図。北東から南西方向で描かれる。おおよそイメージ図通り納品・設置されたとみられる。	令和元年（2019年）洋館内	〔写真 3-76〕
		洋館家具デザイン		5	洋館内におおよそイメージ図に描かれた各種調度品が設置されている。	令和元年（2019年）洋館内	〔写真 3-77・3-78〕



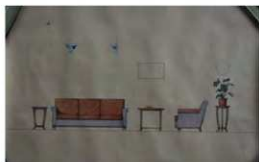
〔写真 3-74〕 洋館応接セット



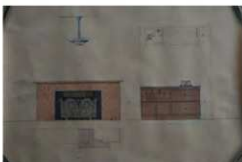
〔写真 3-75〕 流し付き造り付け棚



〔写真 3-76〕 洋館パース



〔写真 3-77〕 洋室家具デザイン



〔写真 3-78〕 洋室家具デザイン

⑦資料群

西山氏庭園は、昭和 15 年（1940 年）3 月に重森三玲によって設計されたことが「西山氏庭園平面図」（以下、平面図と略称 図 2-17）「西山氏庭園立面図」（以下、立面図と略称 図 2-18）から明らかである。平面図には南庭（青龍庭）、中庭、北東庭が描かれ、立面図には南庭（青龍庭）、中庭が描かれている。作庭後の図面・絵図としては、アジア・太平洋戦争の最中である昭和 19 年（1944 年）段階の敷地内の建造物・庭園配置や間取りが判明する「防護要図」（図 2-20）、昭和 35 年（1960 年）に下川苔地氏によって描かれた「青龍庭図」（図 2-19）がある。

主屋、離れ、洋館などの平面図からは各建造物の増改築の過程が把握できる。離れ玄関に掲げられた重森三玲筆の扁額（写真 2-3）では「青龍庭」の解説ならびに作庭契機について記されている。

この他『西山敏之氏所蔵文書』（表 2-10 35・36 項）にある戦前の見積書・請求書は建造物建設や庭園作庭に関するものも含まれる。西山家住宅に多数残されていた古写真は、庭園と建造物の変遷を知る上で貴重な資料である。

⑧その他

敷地内に保管されている瓦は、かつて西山家住宅で実際に使用された瓦とみられ、近代の郊外住宅で使用された瓦として重要である。

(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素

①管理施設

通用門・シャッター 敷地北西部の車庫入口として設置されている通用門・シャッターと、敷地南東部の離れ玄関へ至るシャッターが設置されている。敷地南東部のシャッターについては、管理用出入口として現在使用されている。北側高塀沿いの矢来、ならびに東側高塀に沿いの木製控えも高塀・正門を保護する施設である。

隣接地との区画施設 敷地西側の北半分はコンクリートブロック塀、南半分はモルタル塗りの煉瓦塀（南西部煉瓦塀）が設置されている。南西部煉瓦塀については、煉瓦の規格や構造形式等から、大正期の建設であることが指摘されている。敷地南側には、高さ数mの波板鉄板が設置されている。

給排水施設 庭園内には、各所に管理用の立水栓や排水溝、排水柵が設置されている。井筒及び井戸には、井戸ポンプ設備が併設されている。

防災設備 建造物の防火設備（自動火災報知設備、煙感知器、誘導灯、消火設備）については、令和3年（2021年）3月までに設置を完了させている。設置状況については巻末資料4（P134～138）を参照のこと。

防犯設備 警備設備、防犯センサーについては、令和2年（2020年）7月より運用を開始している。

便益施設 主屋内には、現代に改築された台所や便所が設置されている。敷地北西部には、主屋に隣接して駐車場（ガレージ）が設けられている。南西庭には、現代の管理施設として倉庫が2棟設置されている。

②活用施設

石製標識（標柱） 令和3年（2021年）2月に国指定名勝を示す標柱を設置した。

③不要な要素（除去すべき要素）

有刺鉄線（東側高塀）、景観上・維持管理上支障となる配線・草木・雑草類が挙げられる。



〔写真 3-79〕瓦集積状況（正門脇）



〔写真 3-80〕通用門、シャッター



〔写真 3-81〕南東部シャッター



〔写真 3-82〕ブロック塀・ブロック積



〔写真 3-83〕波板鉄板



〔写真 3-84〕排水柵



【写真 3-85】給排水施設



【写真 3-86】自動火災報知設備
(主屋)



【写真 3-87】パッケージ型
消火設備 (離れ西側)



【写真 3-88】自動火災報知設備無線アンテナ (洋館地下)



【写真 3-89】防犯センサー



【写真 3-90】駐車場 (ガレージ)



【写真 3-91】倉庫



【写真 3-92】石製標識 (標柱)



【写真 3-93】有刺鉄線

(3) 名勝指定範囲外

名勝の周辺環境を構成する要素

①周辺の関連する要素

阪急電鉄宝塚線沿線につくられた近代郊外住宅地 (図 2-12、P27) が該当する。明治 43 年 (1910 年)、阪急電鉄宝塚線の前身である箕面有馬電気軌道が開設され、それに合わせて沿線では住宅地開発が行われる。明治 43 年 (1910 年) 池田室町住宅地を皮切りに、翌明治 44 年 (1911 年) 箕面桜井住宅地、明治 45 年 (1912 年) 岡町住宅地と開発が続き、大正期以降も沿線の郊外住宅地の開発は行われていく。このような事業の進め方は、その後、全国の私鉄経営のモデルとなっている。

②周辺の必要な施設

外周側溝は煉瓦と板石が使用されており、岡町住宅地の開発分譲時の遺構とされている。正門前の側溝に架かる石橋も正門と一体でとらえるべきものである。

③周辺の不要な施設

外周北東部に設置された鉄製柵と電柱、電線が庭園景観上支障となる。



【写真 3-94】外周側溝



【写真 3-95】正門前石橋



【写真 3-96】外周北東部鉄製柵

第4章 名勝の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

第1項 保存管理の現状

西山家住宅及び西山氏庭園は、大正元年（1912年）10月以降、前所有者である西山家が建造物及び庭園を維持管理してきた。平成19年（2007年）に建造物が登録有形文化財に、同20年（2008年）には庭園が登録記念物にそれぞれ登録された。豊中市は、平成30年（2018年）7月と翌令和元年（2019年）7月に建造物の、平成31年（2019年）3月に庭園の管理団体となり、建造物及び庭園の維持管理を引き継いだ。

西山氏庭園は、令和元年（2019年）10月の名勝指定の後、翌2年（2020年）1月に豊中市の所有となり、豊中市が庭園及び建造物の管理の主体者として実施することとなった。

豊中市では、庭園の管理団体となってから、市内の施工業者による維持管理作業を行ってきた。現在は、庭園全体を対象として、年間を通して植栽管理作業（高木剪定、除草、清掃等）を実施している（表4-1）。

建造物の傷みが見られる箇所は、市の外部委託業者により適宜修繕を行い、維持してきた。

庭園の防犯設備は、令和2年（2020年）に侵入防止と夜間警備のために防犯センサーを設置した。また、防災設備については、令和2年度（2020年度）に火災受信機をはじめとしてパッケージ型消火器、感知器等を設置し、火災等の非常時に備えている。

【表4-1】庭園の植栽管理作業（横線は実施時期を示す。点線は不定期での実施を示す。）

作業項目	月												備考（実施箇所等）
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
高木剪定													北東庭・中庭・青龍庭
中木剪定													北東庭・北西庭・中庭・青龍庭・西庭
低木刈込													北東庭・北西庭・青龍庭・西庭
園内清掃													
薬剤散布													
除草剤散布													
除草（機械・人力）													北東庭・北西庭・中庭・青龍庭・西庭
施肥													人力除草範囲（390㎡）
散水													2000ℓ/回、樹木の見回りも実施
家屋通風													散水時に実施（主屋・洋館・離れ雨戸・窓開放）
外周側溝清掃													68m 分
雨樋清掃													不定期で2回
施設補修工													不定期で2回

第2項 保存管理の課題

市の所有・管理となった西山氏庭園は、今後、豊中市を代表する文化財のひとつとして適切に保存し、活用していくために庭園や建造物の現状を把握し、保存管理の体制について、検討していく必要がある。

庭園の維持管理は、本質的価値を構成する要素の取扱いや庭園景観の将来像を見据えた管理作業の内容や頻度、方法、体制について検討する必要がある。

建造物については、現況の構造や耐震性、老朽化や傷みの進行状況を把握するとともに、今後市の活用方針を見据えた適切な管理のあり方について検討する必要がある。

第3項 構成要素の課題

(1) 地形・地割

北東庭 地被類の衰退による表土の流出や堆積が見られる。主屋や高塀等の雨落ち付近では、表土の流出が見られる。

北西庭 地被類の衰退による表土の流出や堆積が見られ、一部飛石が埋没している箇所が見られる。蹲踞は、手水鉢の周囲には排水不良により水が溜まる状況が見られる。

中庭 地被類の衰退による表土流出や堆積が見られる。豪雨時には排水不良による滞水が見られる。

南庭（青龍庭） 地被類の衰退による築山の表土流出や園路への土砂堆積が見られる。一部飛石が土砂に埋没している箇所が見られる。離れ座敷の北側に造られた盛砂は、古写真との比較によると、現在と形状が異なり、天端面の幅が狭まっている。また、裾部の境界が曖昧になっている。枯れ流れについても、白砂敷の範囲が曖昧になっている。豪雨時には排水不良による滞水が見られる。

西庭（旧菜園） 管理状況の変化により草本類が繁茂し、地形や地割が不明瞭になっている。渡廊下の下部は地被類の生育不良により表土が渡廊下側へ流入している。

南西庭 管理状況の変化により草本類が繁茂し、地形や地割が不明瞭になっている。



〔写真 4-1〕蹲踞周辺の排水不良
（北西庭）



〔写真 4-2〕豪雨時の排水不良（中庭）
令和2年（2020年）7月14日



〔写真 4-3〕表土の流出・補修（中庭）



〔写真 4-4〕土砂堆積（南庭（青龍庭））



〔写真 4-5〕盛砂の形状変化
〔南庭（青龍庭）〕



〔写真 4-6〕豪雨時の排水不良
〔南庭（青龍庭）〕



〔図 4-1〕 地形・地割の課題位置図

(2) 石組

経年による劣化で庭園内の飛石や延段の土砂堆積、不陸、埋没が見られるほか、離れ玄関前は洗い出し舗装が施されたため、飛石の配置が変化している。

北東庭 門より玄関へ続く延段は、周辺の表土流出による埋没や石敷の不陸が見られる。門の基礎縁石に一部不陸が見られる。主屋の基礎東石に一部欠損や移動が見られる。

北西庭 周辺の土砂流出により、飛石や蹲踞の役石に一部埋没や不陸、傾倒が見られる。

中庭 延段や飛石に不陸は見られないが、石敷周辺の表土の流出による露出や土砂の堆積が見られる。古写真の比較により、蹲踞周囲の玉石が小振りなものへ変化している。

南庭（青龍庭） 石組や石積の傾倒や崩れは見られないが、一部飛石の不陸や土砂堆積による埋没、幹や枝の接触が見られる。離れの玄関前においては、バリアフリー対応のために飛石より洗い出し舗装へ一部改修され、周辺の飛石の配置等が変化している。

西庭（旧菜園） 菜園を区画するブロックやレンガは傾倒や不陸が見られる。

南西庭 花壇は北辺と東辺に切石の延石を据えて区画しているが、草本類の繁茂や土砂の堆積によりゆがみやずれが見られる。



[写真 4-7] 主屋東石の欠損・移動 (北東庭)



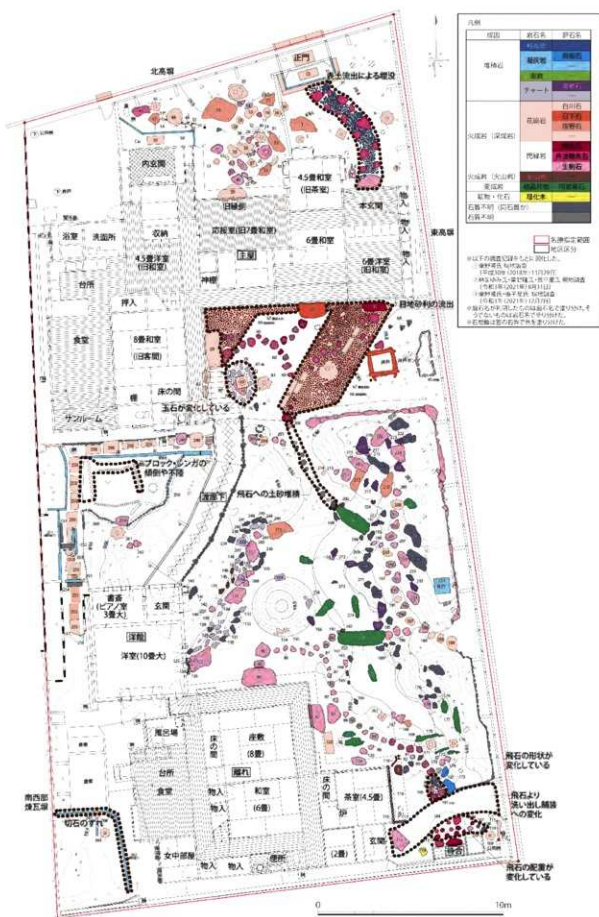
[写真 4-8] 飛石周辺の土砂堆積 (北西庭)



[写真 4-9] 飛石周辺の土砂堆積 [南庭 (青龍庭)]



[写真 4-10] 飛石から舗装への改修 [南庭 (青龍庭)]



(3) 植栽

庭園内の植栽は、年間管理により定期的な剪定作業が行われ、樹木の生育環境は維持されているが、樹木の生長により、幹や枝葉が高塀や渡廊下、石組等に接近するものが見られ、今後建造物や構造物に影響を与える恐れがある。また、剪定等により日照環境は維持されているが、林床の地被類（苔、笹等）の衰退が見られる。

北東庭・北西庭 日照不足等による地被類の衰退が見られる。石組や飛石近くに植栽された樹木は、幹や根が接触する等、今後影響を与える恐れがある。

中庭 主屋東側の鉢前付近に植栽されたハナミズキは、作庭時と樹種が異なっている。飛石や延段の周囲には、作庭当初は笹が植栽されていたが、現在は苔に変化し、主屋の軒下や高塀の足元では、地被類（苔）の衰退が見られる。

南庭（青龍庭） 滝石組西側のクロマツは、古写真の比較により傾倒が進行している様子が見られる。また、古写真によると、滝石組東側には双幹のクロマツが見られたが、現在は枯損し失われている。低木類は成長により石組や枯流れを隠す箇所がある。日照の影響等で当初からの地被類が衰退し、土砂流出や、苔から笹へ変化している箇所が見られる。離れより北側や西側への眺めは、敷地外の電柱や電線が見え、景観に支障を与えている。また、西側は高塀沿いに設置された井戸ポンプの配線や、隣接住宅の屋根が見える。

西庭（旧菜園） 花壇や菜園が管理されなくなり、ノウゼンカズラや草本類が繁茂し、地形や地割が不明瞭になっている。石燈籠に隣接する花木は、今後支障を与える可能性がある。渡廊下に隣接するマツは、幹や枝葉の接触が無いよう維持する必要がある。

南西庭 植栽の繁茂により地形が不明瞭になっている。倉庫と塀間の実生木は幹の成長により塀を圧迫している可能性があり、除去する必要がある。



【写真 4-11】地被類の衰退（北東庭）



【写真 4-12】地被類の衰退（中庭）



【写真 4-13】枝の接触（南庭（青龍庭））



【写真 4-14】実生木の南西部煉瓦塀への圧迫（南西庭）

(4) 構造物

北東庭 延段東側の石燈籠3は、宝珠が一部欠損し笠の一部に割れが見られる。延段西側の石燈籠2は、火袋や中台には割れや表面の風化、補修痕が見られ、台座と竿、中台、火袋が接着されている。中仕切塀東側の石燈籠1は、一部笠に欠けが見られるが、傾倒等は見られない。中仕切塀は、一部部材の腐朽や壁面の亀裂、汚れが見られるほか、門扉が消失している。

北西庭 旧縁側に面した踰路1の北に据えられた石燈籠7は、モミジの幹が笠に接触している。内玄関脇の袖垣は、老朽化している。

中庭 石燈籠8は、宝珠の割れや火袋・竿の風化や亀裂、欠けが見られ、台座と竿は接着されている。また、古写真と比較すると火袋の向きが異なる。石造の井筒は、古写真では竹材の蓋であったが、現在は鉄製の蓋となり、ポンプ設備が設置されている。石積沿いの金閣寺垣や四ツ目垣、枝折戸は古写真では竹製であったが、現在は擬竹製である。

南庭（青龍庭） 流れ踰路の石燈籠9、10は、欠損や傷み等は見られない。待合の東側には、石燈籠の基礎が見られ、以前は石燈籠11が据えられていたと考えられるが、倒壊し、南西庭に残欠部が保管されている。築山上に設置されている井戸2は、井戸枠に亀裂があり、補修の痕跡が見られる。離れ座敷及び茶室の北東角の袖垣は、古写真と形状が異なっている。



〔写真 4-15〕石燈籠2 火袋の割れ（北東庭）



〔写真 4-16〕石燈籠8 火袋の割れ（中庭）



〔写真 4-17〕竹蓋から鉄蓋への変化（中庭）



〔写真 4-18〕竹垣から擬竹柵への変化（中庭）



〔写真 4-19〕袖垣の形状変化〔南庭（青龍庭）〕



〔写真 4-20〕石燈籠11の残欠部保管（南西庭）



〔図 4-4〕 構造物の課題位置図

日常的な維持管理によって建造物の状態が維持されている。高塀や渡廊下では、一部に表層の剥離や腐朽、あるいは瓦のずれなどが見られる。離れ、洋館、主屋では左官壁や土壁の亀裂及び剥落、緑部上部庇に傷みが見られ、室内では雨漏り跡や蟻害が見られる。



①正門及び高塀等

〔表 4-2〕 正門及び高塀等 部位別課題一覧

正門及び高塀等		課題
外部	北高塀	北東隅柱が地蔵等の揺れで位置がずれて、ゆがみ、貫が抜けている。 三和土に割れがある。基礎上台石一部不陸。 棟瓦が多くの部位でずれている。 底面側モルタル上塗り浮きあり。壁剥落〔写真4-21〕。袖塀変形部位有。
	東高塀	小壁左官に亀裂がある〔写真4-22〕。中棧ゆがみ有。 控え柱足元腐朽（全城）。縦板貼り一部ゆがみや剥離あり。モルタル中塗り剥離。 竜山石の葛石に割れあり。柱腐朽被害一部あり。腰板腐朽。 底面側モルタル浮き。漏水。裏門の傷みが顕著に見られる〔写真4-23〕。
	正門	袖壁取り合い部左官壁亀裂、門柱東底面側左官剥離あり。下屋と袖壁境界で水漏れあり。銅製雨樋から塩化ビニール管に変更されている。基礎回り不陸あり〔写真4-24〕。控え柱結あり。
	塀・門付属	塀との連結残貫に落下一部あり、土台付近腐朽あり。
	南西部煉瓦塀	仕上げ層剥離、構造強度が担保されておらず、保存や安全性の確保が課題である。
勝手門及びびガレージ・シャッター		一部錆などがあるが、大きな毀損はない。塀の連続性を確保して、新しい機能を担保する方向性を検討する必要がある。旧玄関の石樋などが洋館北に残されている。



〔写真 4-21〕北高塀 壁剥落



〔写真 4-22〕東高塀 小壁左官亀裂



〔写真 4-23〕東高塀 裏門傷み大



〔写真 4-24〕正門 基礎回り不陸

②渡廊下

〔表 4-3〕 渡廊下 部位別課題一覧

渡廊下		天井部	室内・壁面・柱	床・床下
内部	渡廊下		洗い出し壁板や杉網代戸、窓左官塗り直し、照明器具吊が毀損している。	
外部	屋根	棟瓦、平瓦、軒瓦のずれ等大きくあり応急処置している〔写真4-25〕。		ツタ等の繁茂が屋根土に到達している。控え柱腐朽あり〔写真4-26〕、状態調査が必要。
その他		西側背後築山裾に土留めで使用されている石材は塀などの解体部材と思われる。主に竜山石の葛石がある。		



〔写真 4-25〕棟瓦、平瓦、軒瓦のずれ、ツタ等の繁茂が屋根土に到達



〔写真 4-26〕控え柱腐朽

③洋館

〔表 4-4〕洋館 部位別課題一覧

洋館		天井部	室内・壁面・柱	床・床下
内部	玄関	主な毀損はない。		
	書斎 (ピアノ室3畳大)		クロス汚れ、部分剥離あり。黄ばみあり。床のニスが剥離していると思われる。	
	洋室 (10畳大)		クロス汚れ、部分剥離あり。黄ばみあり。床のニスが剥離していると思われる。	
	洋室・地下		壁毀損有。棚板ゆがみ有。ボンズ等遺物跡あり。	床面湿気多い。
	その他	大雨時に雨水侵入有。管理方法の検討と大雨時の湿気など検討課題がある。		
外部	屋根	雨の押えが毀損している。		
	壁面	木製建具塗装に傷みがある。軒裏塗装に傷みがある〔写真4-27〕。		
	雨樋	上屋根樋が毀損している。樋塗装が全体的に毀損している〔写真4-27〕。		
その他		外部は古写真より変化している。		



〔写真 4-27〕屋根 上屋根樋毀損、樋塗装全体的に毀損

④離れ

〔表 4-5〕離れ 部位別課題一覧

離れ		天井部	室内・壁面・柱	床・床下
内部	玄関 (2畳)		左官壁に一部毀損〔写真4-28〕。腰貼り虫食いがある。	
			左官壁の一部毀損。腰貼り虫食いがある。	
	廊下1(東)		腰貼り全域に傷みが認められる。小壁は激しく毀損している。左官壁も毀損している。地震により離れと茶室の固有振動が異なるために、亀裂等が集中していると思われる。	
	廊下2(南)		腰貼り全域で傷みがある。部分的に左官壁が毀損している。	
	廊下3(西)		腰貼り全域で傷みがある。部分的に左官壁が毀損している。	
	茶室(4.5畳)		左官壁が毀損している。地震により離れと茶室の固有振動が異なるために、亀裂等が集中していると思われる。	
	階段	大きな毀損はない。		
	和室(6畳)		襖の破れ有り。左官毀損有り。	
	座敷(8畳)		襖の破れ有り。床の間落しと掛け上郎小壁、左官小毀損有り。	
	仏間 (和室6畳内)		健全である。仏壇はない。	
	女中部屋	天井雨漏り跡有〔写真4-29〕	障子の破れ有り。浅黄・大津小押手傷有り。	
	茶の間		新建材の内装をはがして復元・検討が必要。	
	台所		新建材の内装をはがして復元・検討が必要。	
	洗面		洗面等が戦後に改築されているが、付け足されたものも多く、設備等の復元年代の検討が必要。	
	便所		洗面等が戦後に改築されているが、付け足されたものも多く、設備等の復元年代の検討が必要。	
外部	風呂場		湯船は戦後に改築されているが、範囲等はタイル痕跡からうかがえる。設備等を復元年代に合わせて整理すれば適切な復元が可能である。左官壁タイルの割れ抜け若干有り。	
	2階	物置	大きな毀損は見られない。通電している古い子線などがないか点検する必要がある。	蟻等がないか点検する必要がある。
	屋根		漏木などがないか点検し、南面漆喰などの亀裂なども点検する必要がある。	
	壁面		部分的に亀裂等がみられる。ちりぎれ。土壁毀損〔写真4-30〕有り。下屋黒漆喰汚き、垂木一部蟻害〔写真4-31〕。大きなゆがみなどからの浮きや剥離などもなく、軽微な傷み。	
	雨樋		当初の銅製樋に復元するか、既存を使用する場合は、捨て樋等を使い、金属に負担の無いような修理を心がける。	
その他		亀裂が多く、適切な修理が必要であるが、可能な限り当初の壁材を遺す。部分補修も念頭に入れながら保守計画の検討が必要。		



[写真 4-28] 玄関 左官壁一部毀損



[写真 4-29] 女中部屋 天井雨漏り跡



[写真 4-30] 壁面 土壁毀損



[写真 4-31] 垂木 蟻害

⑤待合

[表 4-6] 待合 部位別課題一覧

待合		天井部	室内・壁面・柱	床・床下
外部	待合		雪隠柱蟻害。雪隠壁剥離。柱下腐朽。左官袖壁腐朽[写真4-32]。	土間三和土割れ[写真4-33]。
	屋根・雪隠	役石を確認し、適切な改築を心がける。		
	その他	蟻害や腐朽とともに、雪隠の構成確認や前面の舗装材撤去等で露地の構成要素と共に修復の必要がある。 全体が北側へ傾倒しているため、緊急に応急処置が必要である。		



[写真 4-32] 左官袖壁腐朽



[写真 4-33] 土間三和土割れ

⑥主屋

〔表 4-7〕主屋 部位別課題一覧

主屋		天井部	室内・壁面・柱	床・床下
内部	1 階	内玄関	外部に大きな毀損はない。傷んだ縁側上部庇と連結しているため、施工方法を検討する必要がある〔写真4-34〕。内部は左官壁の毀損などが部分的に見られる。	
		8畳和室 (旧客間)	主な毀損はないが、東側の柱が痛み、室内側に大きく傾んでいる。	
		4.5畳洋室 (旧和室)	浴室への境界にはガラス建具と欄間障子が残されているが、岡田改築のものと考えられる。	
		食堂	サンルームと共に改築が多く、当初形は判然としないが、大きな骨格は残されており、建材等をはがして、調査する必要がある。	
		取次2畳	一部左官に亀裂等がある。他は比較的状态が良い。	
		中廊下 (旧南北縁)	スイッチプレートの子ずれなどがあるが、軽微な毀損である。	
		浴室	旧和室との境界および脱衣室との境界に岡田改築時代の食堂建具枠が露出している。それらには横形やペンキが残されており、復元的な指標になる可能性がある。	
		本玄関	蟻害が極や式通に進行しており、柱にも上がっているため、後補の板張りをはがして、通風を確保するとともに、屋外の雨仕舞を改善する事や、材料銅管、左官壁の当初意匠に復元するなど課題が多い〔写真4-35〕。南東角の煉瓦基礎に関しても調査が必要である。	
		4.5畳和室 (旧茶室)	改築後毀損は少ない。外部は化粧軒裏が破損するなど毀損が進行している。北側に傾倒か。	蟻害
	増築	3畳間	毀損はなく状態は良い。	
		神棚	状態は良い。	
		6畳和室	毀損が少なく、状態は良い。	蟻害
		6畳洋室 (旧和室)	状態は良い。下層に意匠が残されていると思われる。	
		応接室 (旧7畳和室)	後補材を除去すると復元が可能であると思われる。	
		客便所	左官にシミや小さな割れなどがあるが全体的に状態は良い。外部の格子などに一部毀損がある。	
		小屋裏収納	貫の切断跡や加工痕跡が散見する。内部の仕上げ材は新しい現代のものである。	
	2 階	洋室 (1)	状態は良い。復元するにあたり、大壁になっている建材の除去後に再度確認する必要がある。	
		洋室 (2)		
		洋室 (3)		
		吹抜 物入 物入 屋根	除却が望ましい。	
外部		壁面	状態は良い。復元するにあたり、増築部位の除去後に小屋組みなどの確認をする必要がある。	
		雨樋	状態は良い。復元するにあたり、現在の壁材の除去後に元の仕上げなどの確認をする必要がある。周囲の住宅は杉皮などの意匠も残されている。	
		その他	復元するにあたり、鋼製の樋にするほか、アンコウなど遺構や古写真から再製作する必要があるほか、内部には捨て樋なども検討する。二階東側の軒樋が消失しており、毀損につながることから早期の修理が必要。	



〔写真 4-34〕内玄関 縁側上部庇の傷み



〔写真 4-35〕本玄関 蟻害

第2節 活用の現状と課題

第1項 活用の現状

(1) これまでの利用実態

西山氏庭園及び西山家住宅は、西山丑之助によって庭園の造営や建造物の増改築がされたうえで、令和2年（2020年）に豊中市の所有となるまで西山家により居住地の庭園及び住宅として利用されてきた。

現在の建造物の部屋割りを見ると、北東に正門と本玄関を配し、北西庭に面する旧7畳和室は来客の応接室としている。主屋の内玄関より西側は増改築によって整えられた浴室や台所、食堂、サンルーム、便所があり、西山家の主な生活空間となっていたことが分かる。サンルームの南面には西庭（旧菜園）がある。主屋2階の南面には子供部屋がある。渡御下の南に位置する洋館は、昭和14年（1939年）の改築により書斎（当初はピアノ室）として使用された。

離れは南庭（青龍庭）を眺める南東部に座敷があり、東側に茶室、西側には風呂場や台所、茶の間、女中部屋が配置されている。離れの勝手口に面した南西庭には倉庫と花木が植栽された庭がある。近年には利用状況に合わせ、離れ玄関に至る園路のバリアフリー化工事やシャッターの設置工事が行われた。離れは、主に丑之助の母〔えん、昭和5年（1930年）没〕が使い、亡くなってからは丑之助と幸が使用していた（表4-8③）。離れは親族が集う場として正月や結婚式の場としても使われ、食器や御膳が揃えられていた。また、丑之助が能を趣味にしていたため、離れで舞や謡をすることがあったという（表4-8⑤⑥）。

離れに付随する茶室と玄関は、昭和15年（1940年）に改築され、現在の姿となった。旧茶室は、昭和8～9年（1933～1934年）頃に造られ、庭園の待合や露地付近の改築に合わせ、表千家流の茶室へ改築された。茶室が造られた当初には茶室で茶会が催されたという（表4-8④）。

【表4-8】聞き取り調査

場所	聞き取り内容	聞き取り者	聞き取り日時	
庭園	南庭（青龍庭）の作庭は、丑之助の母〔えん、昭和5年（1930年）没〕の京都への憧れを叶える側面もあった。	丑之助子	平成16年（2004年）4月4日	①
	西庭（旧菜園）には、戦時中、防空壕があった。出入口は2か所あった。戦後もしばらく資材置場として利用していたが、埋戻された。	丑之助孫	令和2年（2020年）9月9日	②
離れ	離れは丑之助の母が使い、亡くなってからは丑之助と幸が使用していた。終戦後は一時、借家としていた。最終的には幸が使用し、亡くなってからは使われなくなった。	丑之助子	平成16年（2004年）4月4日	③
	茶室を茶会で使ったのは初めの頃のみで、回数はそれほど多くなかった。改築の時に表千家流の茶室に改築した。	丑之助子	平成16年（2004年）4月4日	④
	離れで親族の結婚式を挙げたことがある。	丑之助ひ孫	平成30年（2018年）	⑤
	丑之助は能が趣味であり、離れで舞や謡をすることがあった。	丑之助ひ孫	平成30年（2018年）	⑥
	主屋旧仏間は仏間として使われていた。本玄関隣の旧茶室は玄関待合として作られたと思う。		令和2年（2020年）9月29日	⑦
	カフェまたはレストランの営業を考えた時があったが、結局、相談の結果断念した。	丑之助孫	令和2年（2020年）9月9日	⑧
洋館				

(2) 公開活用方法

西山氏庭園は、これまで個人の居住地内にあり、非公開の庭園とされてきたが、建造物が登録有形文化財に登録された平成 19 年（2007 年）以降、現地公開や講演会等を開催してきた。現在は春や秋に数日程度の公開日を設け、抽選による時間指定入替制として 50～100 名程度の参加者を募り、無料により公開している。

【表 4-9】これまでの公開活用の取り組み一覧

公開回数	年	月日	名称	場所	概要
1	平成 20 年 (2008 年)	3 月 22 日 (土)	国登録文化財西山家住宅及び庭園の一般公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 参加者 100 名
2		10 月 18 日 (土)	国登録文化財西山家住宅及び庭園の一般公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 参加者 120 名
3	平成 21 年 (2009 年)	4 月 18 日 (土)	国登録文化財西山家住宅及び庭園の一般公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 参加者 120 名
4		10 月 17 日 (土)	国登録文化財西山家住宅及び庭園の一般公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 参加者 100 名
5	平成 22 年 (2010 年)	4 月 17 日 (土)	国登録文化財西山家住宅及び庭園の一般公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 参加者 100 名
6	平成 23 年 (2011 年)	4 月 16 日 (土)	国登録文化財西山家住宅及び庭園の一般公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 参加者 100 名
7	平成 24 年 (2012 年)	4 月 21 日 (土)	国登録文化財西山家住宅及び庭園の一般公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 参加者 49 名
8	平成 30 年 (2018 年)	12 月 15 日 (土)	国登録文化財西山家住宅と庭園の一般公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 6 年ぶりの一般公開 ・ 参加者 183 名
	令和元年 (2019 年)	9 月 29 日 (日)	国名勝指定記念講演会 西山氏庭園の魅力	岡町図書館	・ 林まゆみさん「重森三玲庭園としての西山氏庭園」 ・ 三宅正弘さん「近代郊外住宅地としての西山氏庭園」
9		12 月 14 日 (土)	国名勝西山氏庭園現地公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 国名勝指定後初の現地公開 ・ 参加者 49 名
10	令和 2 年 (2020 年)	11 月 14 日 (土)	国名勝西山氏庭園現地公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 新型コロナウイルス対策のため人数制限 ・ 参加者 40 名
11	令和 3 年 (2021 年)	5 月 29 日 (土)	国名勝西山氏庭園現地公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 緊急事態宣言下のため延期
12		12 月 18 日 (土)	国名勝西山氏庭園現地公開	西山氏庭園 西山家住宅	・ 抽選による時間指定入替制 ・ 新型コロナウイルス対策のため人数制限 ・ 参加者 86 名

(3) 公開動線

一般公開時には南東部にあるシャッターを出入口とし、離れ、洋館、渡廊下を経て南庭（青龍庭）を一方通行で回遊する順路を設定し、案内誘導している。

中庭は順路に含まれていないが、渡廊下から見学できる。北東庭、北西庭、西庭（旧菜園）、南西庭は非公開としている。

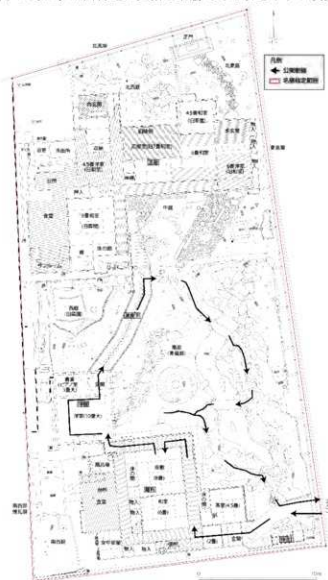
建造物内部は、離れ及び洋館、渡廊下が順路に含まれ見学できるが、主屋は順路に含まれず、外見のみの見学となっている。また、離れの内部も順路を決め、それ以外の範囲は非公開としている。

(4) パンフレットや冊子、周辺住民等への周知

来訪者を対象とした庭園の価値や歴史を解説する案内パンフレットを作成し、一般公開時に現地で配布している。また、平成 30 年度（2018 年度）の学術調査の成果を冊子にまとめ、頒布している。

地域住民へは、豊中市のホームページや広報誌『広報とよなか』、教育委員会で発行する『文化財ニュース豊中』等を通して、西山氏庭園の価値や魅力、公開活用の情報等を発信している。

令和 3 年（2021 年）2 月に、正門付近に国指定名勝である旨を示す石製標識を設置した。



〔図 4-6〕一般公開時の公開動線〔令和 2 年度（2020 年度）〕

第2項 公開活用の課題

(1) 公開活用の方法や体制の整備

現在は年間で数日間の公開日を設けているが、庭園の公開方法や時期、範囲について検討するとともに活用時の体制を整える必要がある。

(2) 公開・非公開区域の明確化

現状では非公開としている区域の公開活用における取り扱いを検討する必要がある。

(3) 公開動線の検討

西山氏庭園及び西山家住宅でこれまでに利用されてきた利用動線を検討し、想定される庭園観賞の視点場からの観賞を目指し、公開・非公開区域に配慮した公開動線の整備を検討する。また、非公開区域における管理施設の配置や管理動線についても検討する必要がある。

(4) 庭園の観賞方法や利用状況を踏まえた活用

西山氏庭園及び西山家住宅の配置や機能、これまでの生活様式や接客、迎賓空間としての利用実態等を資料等から検証し、庭園の視点場や観賞方法、動線の整備について検討する。

(5) 解説板や誘導サイン、解説パンフレット等の作成・更新

来訪者へ庭園の価値を伝えるために、公開時には庭園内の解説板や誘導サインの設置、解説パンフレット等の更新について検討する必要がある。

(6) 便益施設の検討

今後の公開活用を見据えた現状の便益施設の取扱いや不足施設の確保について検討する必要がある。また、活用時のこれら便益施設への案内・誘導サインの内容や掲示等についても併せて検討する。

(7) 価値や公開状況の情報発信

西山氏庭園の沿革や価値、公開状況やバリアフリー情報、アクセス、周辺施設についての周知を図るため、様々な情報媒体や多言語を用いた情報発信を行う必要がある。

(8) 周辺住民などへの周知

地元に自治会は存在しないが、地元・周辺住民・周辺自治会に対して庭園の価値を伝え、活用への理解や周知を図る取り組みを検討する必要がある。また、周辺住宅に配慮した活用や整備についても検討する必要がある。

(9) 周辺施設・観光資源との連携・活用

周辺に位置する原田神社をはじめとする文化遺産や、近代郊外住宅地である岡町住宅地等、庭園の本質的価値に関係する要素と連携を図る必要がある。また、岡町図書館や原田しろあと館等、周辺の文化施設やNPO法人と連携を図りながら豊中市における文化観光資源として位置づけ、情報発信を行う。各関係機関との連携により、他の文化財や文化観光施設を結ぶ回遊ルートや誘導サインを検討し、地域の交流拠点・生涯学習の場・学校教育の場等として、活用を図る必要がある。

第3節 整備の現状と課題

第1項 整備の現状

名勝指定以降、西山氏庭園及び西山家住宅の保存を図るべく、機械警備の導入や国登録有形文化財の建造物内での防災設備の設置、限界耐力診断法による建造物の耐震診断などを実施してきた。また、活用の一環として石製標識を設置した。なお、これら整備に際しては事前に文化庁や大阪府教育庁、学識経験者の指導、助言を受けるとともに整備の過程等を記録している。

第2項 整備の課題

(1) 庭園

日常的な維持管理のほか、庭園の状況を把握し、発生した問題や起こり得る課題に対処しているが、定期的に樹木の管理や状況を把握し、対処する必要がある。

樹木の生長により、建造物や構造物に干渉している部分、あるいは今後干渉するおそれのある部分があり、樹木の管理について検討する必要がある。

西庭(旧菜園)は活用公開時に非公開としているが、洋館の窓から見るができるため、今後の公開活用も考慮し、整備をする必要がある。

(2) 建造物・構造物

日常的に建造物内の清掃や修繕等、維持管理がされているが、空調設備の点検や害虫除去なども定期的に行っていく必要がある。

建造物の内部に雨漏りや蟻害、外部では庇の破損などがあり、これらの傷みに対し、今後対処していく必要がある。今後、抜本的な修理・復原の必要性を検討する必要がある。

高堀や南西部煉瓦塀は表層の剥離や隅柱のゆがみ等が発生しているため、名勝指定範囲内への影響のほか、周辺住宅地への影響についても検討する必要がある。

近年までは個人の居宅であり、一般公開や多数の利用者の受け入れを想定していないため、活用のための便益施設・管理施設が不足している。運営体制や受け入れ方針に基づく施設の整備について検討する必要がある。

(3) 管理施設、防犯・防災設備

令和2年度(2020年度)に防犯・防災設備を整備したが、今後の利用状況や効果を踏まえて、さらなる拡充や更新について検討する必要がある。

(4) 活用施設

専用の駐車場や駐輪場がないため、来訪の際は公共交通機関の利用を呼び掛けている。一般公開は、近隣の宗教施設の協力を得て、駐輪場を受付・駐車場として利用し実施している。

第4節 運営体制の現状と課題

第1項 運営体制の現状

西山氏庭園及び西山家住宅の管理・運営は、所有者である豊中市が行っている。管理のうち、庭園の植栽管理や建造物の修繕、修理、清掃作業等は、専門業者に委託し実施している。

公開活用に伴う受付や申し込み業務、現地での案内等は豊中市が行っている。また、年間の公開スケジュールや活用に関しては、豊中市が立案計画・検討し、主催している。

西山氏庭園の保存・活用・整備にあたり、文化庁や大阪府教育庁と適宜協議し、学識経験者による指導・助言を受けながら進めている。

第2項 運営体制の課題

名勝を適切に保存・活用するには、名勝の持つ価値や今日に至る歴史を踏まえる必要があり、資料調査等の調査研究が重要となる。名勝は庭園のほか建造物、茶室、近現代史、郷土史、文献資料等の多様な要素で構成されているため、調査研究には各分野の専門知識を持つ学識経験者や調査研究機関の協力を得る必要がある。特に庭園については、名勝としての価値の恒久的な維持のため、文化財庭園の保存に必要な技術に精通した維持管理業者を選定するとともに、長期間にわたる継続的な状況把握と技術の伝承を前提とした契約手法や体制づくりが求められる。

名勝の保存・活用には文化財分野だけではなく、観光や風致保全、都市計画等の行政機関、関連団体や観光団体等、地域住民等、多様な分野の関係機関の協力を得て様々な取り組みを推進する必要がある、そのための体制構築が必要である。

今後、名勝の保存管理や公開活用に際して業務の一部を外部委託する場合は、委託業者に作業内容や方法をはじめ、文化財の価値や取り扱いについて効果的に伝達し、円滑な運営、作業等が可能になるよう体制を整え、人材育成に努める必要がある。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

基本理念

西山氏庭園は市内や近郊地域のみならず国が誇る文化財の一つであることを認識し、市民とともに適切な保存と活用を図り、その価値を次世代へ確実に継承していく

望ましい将来像

近代郊外住宅地の様子を良好に残す西山氏庭園は、「住宅都市とよなか」のルーツを示すものであり、その価値や魅力に触れられるまちづくりの核となる場所とする。

豊中市は、阪急電鉄開通を契機に大阪の郊外の中でも早くから住宅地として開発が進み、「住宅都市とよなか」とも称される。西山氏庭園は、私鉄沿線に形成された近代郊外住宅の敷地構成や外観、住宅建築、庭園の様子を良好に残し、住宅地として発展した豊中市のルーツともいえる姿を今日まで伝えている。西山氏庭園の作庭や建造物の改築等に関する豊富な資料や調度品は、近代郊外住宅における上質な暮らしぶりや生活の豊かさを知ることができる。また、西山氏庭園は、重森三玲が設計指導した初期の作例であり、独創的な作風を確立させていく上で過渡期と捉えるべき意匠的な表現が見られる庭園であり、我が国における造園文化の発展の過程を示している。

これらの価値をふまえ、豊中市では、西山氏庭園の持つ価値や魅力を市内外及び国内外に発信していくために、地域の個性、歴史、文化に根差したまちづくりを進めるための観光拠点のひとつとして西山氏庭園を位置づけ、保存及び活用を推進していく。

第2節 基本方針

西山氏庭園の持つ価値を将来にわたり確実に継承していくために、保存及び活用の基本となる考え方を以下に定める。

保存管理

西山氏庭園の価値を保存し、後世へ確実に継承するために必要な管理を適切に行う。庭園及び建造物の指標年代となる昭和15年（1940年）当時の景観を保存するとともに、庭園の価値を損なわないよう調和のとれた空間として恒常的な維持管理を行う。併せて名勝の保存管理に必要な設備の管理を進める。

活用

西山氏庭園の公開や文化体験等の直接触れる機会を通し、庭園の価値や魅力、近代郊外住宅の暮らしや地域性、景観等を、市民や来訪者に分かりやすく伝えられるよう広く発信する。近代郊外住宅の姿を保存する拠点施設の一つとして、周辺の近代郊外住宅や関連遺構、文化観光施設等と連携し、情報発信や活用により地域の歴史や文化等との関連が広く理解されるよう取り組む。

整備

本質的価値を構成する要素を保存するための整備を行うとともに、西山氏庭園の価値についての理解が深められるよう、価値を顕在化させるための整備を行う。また、庭園の保存管理や活用に必要な施設の整備を実施していく。なお、これらの整備事業に際しては、できる限り国の支援を得て実施できるよう、計画・調整する。

運営体制

西山氏庭園の保存や活用の取り組みを推進していくために必要な運営体制を整え、取り組みが円滑かつ効果的に行えるよう市内外の関係機関や市民団体等と連携を図る。文化財の保存や活用への意識を高め、主体的に取り組めるよう文化財への理解・愛着を有する人材を育成していく。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

西山氏庭園は、近代郊外住宅内に所在する住宅庭園であり、近代以降、阪急電鉄開通とともに住宅地として発展した豊中市近代化の歩みを示す文化財である。敷地内には南庭（青龍庭）をはじめとする6つの地区や、主屋や洋館、離れなどの建造物群、そして作庭の経緯を示す資料群が一体となって残されている。本計画では、名勝の本質的価値を踏まえ、次のように保存管理の方向性を定める。

1. 国民共有の財産としてその価値を将来にわたり適切に保存する。

西山氏庭園は豊中市が誇る文化財であり、地域の個性、歴史、文化に根差したまちづくりを進めるための一つの拠点となりうる。所有者である豊中市は、国民共有の財産でもある西山氏庭園についてその価値や魅力を市民と共有し、市民とともに将来にわたり確実に保存管理する。

2. 敷地内における庭園・建造物の構成や地割、さらには郊外住宅地の歴史的景観との調和がはかれるよう適切に保存する。

初期近代郊外住宅地の発展や変遷が分かる文化財であることから、敷地内における庭園や建造物の構成や地割構成を適切に保存管理するとともに、学術機関や学識経験者と連携しつつ資料調査を推進し、敷地の変遷について理解を深め、保存管理を行う。

近代郊外住宅や周辺地域の歴史的な風致景観との調和を図り、地域の特徴を示す外観や石組等の構成要素を適切に保存管理する。

3. 本質的価値の構成要素を良好な状態で後世に継承するために適切に保存する。

名勝の本質的価値の構成要素が整う昭和15年（1940年）の景観を基本としつつ、これらの要素を適切に保存する。庭園や建造物の利用形態は、生活や家族の変化とともに変遷しており、これらの重層的な価値についても引き続き調査を進め整理を行い、それぞれの価値が損なわれないよう適切な保存管理を行う。

4. 作者や施主の作庭意図や暮らしぶりを表す空間や意匠を適切に保存する。

庭園は、重森の改修により建造物と一体となった景観が形成されることになり、以後庭園だけでなく、洋館、離れを中心とした屋内空間についても大きく姿を変えることなく現在まで継承されている。両者が一体となった景観を適切に保存していく一方で、各所で認められる重森による改修以前の初期郊外住宅の庭園の痕跡や施主の暮らしぶりが分かる実用の空間についても適切に保存管理する。

第2節 保存管理の方法

保存管理の方針に基づき、各構成要素の保存管理の方法を以下に示す。なお、台風や地震等による自然災害が発生した場合、適宜、現況を確認し、被害が認められる際には関係機関と協議のうえ対応を検討する。

第1項 地区の保存管理方法

(1) 北東庭

北東庭は、表門から主屋本玄関に至る前庭空間であるとともに、庭園外からの来訪者を受け入れる空間である。よって、格式を保つとともに郊外住宅の前庭としての景観が保たれるよう保存管理する。作庭されて以降大きな変化無く継承されている空間であることから、現状の意匠を継承する。高塀沿いのクロマツ等の植栽は、外観及び庭園内からの眺望を形成するものであることから適切に管理を行う。

(2) 北西庭

通用門から内玄関へ至る私的な性格を持ち、中仕切塀によって北東庭と区切られた独立した空間である。設計・施工ともに川崎順一郎によるもので、降り蹲踞を中心とする空間は作庭時より継承されている。主屋旧縁側に北面した露地庭であるとともに、庭園内を行き来する空間として適切に管理を行う。

(3) 中庭

主屋に南面する庭園である。主屋の各部屋を視点場として作庭されており、南庭（青龍庭）の滝石組背後の生垣を背景に見立てている。設計図や作庭当初の古写真、作庭に関する記述内容に基づきつつ、空間性や意匠などに表現されている価値が損なわれないよう管理を行う。

(4) 南庭（青龍庭）

重森により青龍庭と名付けられた庭園で、離れ座敷を主な視点場として構成されている。中庭から飛石により回遊園路が巡らされていることから、建造物内から眺める眺望や庭園内での場面展開等の空間性や意匠等の作庭意図が損なわれないよう管理を行う。また、南庭（青龍庭）南部では待合や離れ玄関、茶室に面していることから、露地庭としての庭園空間も体感できるよう管理を行う。

(5) 西庭（旧菜園）

渡廊下西側に所在し、かつて西山家が家庭菜園等の私的な空間として使用されていた実用の庭園であり、重森による改修もなされていない。特に西庭で認められる多数の板石等は、かつて正門から玄関に至るアプローチ等に使用された可能性が、岡町住宅地内の庭園調査〔平成30年度（2018年度）〕結果より考えられるもので、初期郊外住宅の住宅庭園の一端を示すものとみられる。今後、庭園の利用形態とその変遷等の調査をふまえ、公開活用も見据えつつ管理する。

(6) 南西庭

離れの西側の庭園空間である。倉庫2棟が配置され、花木が植栽されていることから、西庭（旧菜園）と同様私的な菜園として使用されていたことが推察される。2棟の倉庫が設置される以前は菜園または植栽エリアが現在よりも広がっていたことが考えられる。今後、空間の変遷について調査を進め、西庭（旧菜園）とともに実用の庭園として公開活用も見据えつつ管理する。

第2項 構成要素の保存管理方法

(1) 本質的価値を構成する要素

① 地形・地割

- ・庭園の盛砂や築山、園路、枯流れ等の地割範囲や旧来の形状を明確に維持する。
- ・表土の流出や地割の不明瞭化を防ぎ、作庭意図を明確化するために、盛砂や枯流れの形状を維持するための地形復旧や白砂の敷き均し、締め固め等の保存管理を行う。
- ・日常的に状況を確認し、園路の不陸や堆積等が発生した場合には、適宜修繕し、現状の保存に努める。

② 石組

- ・石組の傾倒等の動態や傷み等の状態を把握するために、定期的に観察する。
- ・石組に接触する可能性がある樹木や枝、実生木の着生については、庭園の景観に影響の無い範囲で剪定や除伐等により石組の傾倒や毀損を防ぐ。
- ・石材の調査を進め、石材の風化や表面の劣化、石質等に応じた経過観察等の保存管理を行う。地域性や意匠性、転用材等の使用状況に応じた保存管理の取扱いを検討する。

③ 植栽

- ・庭園の各視点場から眺める景観や庭園内の空間性、奥行き等を維持するための植栽管理を行う。
- ・高木や低木、草本類等の生育状況を状態観察や樹木診断等により把握し、年間維持管理において剪定や草刈り、病虫害を防ぐ薬剤散布等の管理を行う。
- ・周辺住宅地への遮蔽性や庭園内から眺める庭園の広がりや奥行きに配慮し、樹木の剪定等により景観の保護や維持を図る。
- ・樹木の生長により、幹や枝葉が建造物や石組に影響を及ぼすおそれがある樹木や実生木等、保存上支障がある樹木や枝葉については、剪定や除伐を行う。

④ 建造物・構造物

- ・日常的に点検し、建造物・構造物に劣化や破損等の傷みが認められた場合は、適宜、維持修理を行う。
- ・建造物・構造物の変遷を検証するための資料調査や、損傷状況等を把握するための調査、耐震診断等の調査結果をふまえた保存処置や修理方針を検討する。
- ・現状の構造や耐震性、老朽化や傷みの進行状況を把握し、適宜修繕や保存のために必要な修理を行う。
- ・建造物のうち登録有形文化財は、き損届、復旧届など、文化財保護法上必要な届出を行う。

⑤ 資料群・調度品・その他（瓦）

- ・原則現状保存とする。また、劣化や破損等の傷みが認められた場合は、必要に応じて保存のための修理を行う。

(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素

管理施設・活用施設

- ・今後の建造物・構造物の修理方針や西山氏庭園の活用方針をふまえ、必要に応じ既存施設の修繕等を実施する。庭園の保存管理や活用に必要な施設の改修や用途の変更、除却等が必要となる場合には、庭園の風致景観に影響を及ぼさない範囲で実施する。
- ・庭園や建造物などの管理に必要な防災・防犯設備は、定期的な点検や修理を行い、各設備を維持管理する。

第3節 現状変更等の取扱い

第1項 現状変更等の取扱い方針

名勝の本質的価値や風致景観の保存を前提として、下記1～3に伴う現状変更以外は原則として認めない。

1. 発掘調査及び各種学術調査
2. 名勝の保存を目的とした管理・修理
3. 活用・防災上、必要な環境及び施設の整備

第2項 現状変更等の取扱いにおける留意事項

現状変更等の取扱いは、申請者が事前に大阪府と協議するものとし、必要に応じて文化庁と協議する。また、学識経験者等の指導・助言を得るものとし、以下の6点に留意して許可申請事務を行う。

1. 現状変更等の行為を行う際には、文化庁、大阪府、豊中市等の関係機関と協議を行うとともに、適宜、学識経験者等の指導・助言を得るものとする。
2. 現状変更等の対象とする範囲は、庭園の風致景観を保護するという観点から、必要最小限とする。
3. 保存管理及び保存整備、公開活用において現状変更等の許可申請の対象となる行為は、安全確保を目的としたもの、空間性及び構成要素の適切な保存を目的としたもの、名勝庭園としての保存に係る景観保全を目的としたもの、文化財的価値に則した利活用を目的としたものとする。
4. 保存整備に伴う現状変更等は、発掘調査及び各種学術調査等の成果による歴史的根拠を基本とする。保存整備に伴う土地の掘削や庭園の構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。
5. 施設整備を行う場合は、庭園の風致景観に十分配慮した規模・形態・色彩・素材とする。
6. 現状変更等を行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録する。現状変更は、本質的価値を損なわないものに限る。

第3項 現状変更等の取扱い基準

現状変更等の許可が必要と想定される行為について、取扱い基準を以下のとおり定める。

(1) 現状変更等に係ると想定される行為

現状変更等に係ると想定される行為と許可条件を以下に記載する。なお、名勝の保存に影響を及ぼすおそれのある行為は、その都度、個別に判断する。

〔表6-1〕 想定される現状変更等に係る行為とその可否・条件

想定される現状変更等に係る行為	行為の可否・条件
建造物の新築、増築、改築、移転または除却	・ 建造物の新築、増築、改築、移転については、名勝の価値が維持され、景観の保全に配慮された場合において認める。 ・ 建造物・構造物の除却は、名勝の価値に影響がないように図つたうえで認める。
構造物の新築、増築、改築、移転または除却	・ 安全上及び防災上、土地や施設等の管理に必要な構造物の改修にあたっては、名勝としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、名勝の保存状況やその必要性などに応じて判断する。
土地の掘削、盛土、切土等、そのほか土地の形質変更	・ 地形復元など保存・活用のための地形変更を除き、土地の掘削や盛土などの地形変更は原則認めないものとする。
木竹の伐採・抜根、植樹	・ 木竹の伐採・抜根は、樹木や根株が建造物・構造物等、名勝の保存に悪影響を及ぼしている場合、安全性が懸念される場合については認める。 ・ 新たな植樹については、建造物・構造物等、名勝の保護や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、名勝の景観形成に資する樹木の更新・補植に限り認める。
地下埋設物の設置、改築	・ 名勝の管理・公開に必要な地下埋設物（上下水道管敷設、各種ケーブル引き込み等）は、景観に大きく影響しない範囲で認めるものとする。また、景観保存のため、極力、既設管の位置を踏襲する。
建造物・構造物などの意匠・色彩変更	・ 名勝としての価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
管理・公開に必要な施設の改築、更新、移設、除却、新設、移設	・ 名勝の保存を前提として、名勝としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。新設や移設は、その必要性などに応じて判断する。
安全対策・防災・防犯設備の設置及び改築	・ 安全対策及び文化財の保存管理、活用上で不可欠な施設（安全対策・防災・防火・防犯に伴う設備）の設置・改築については、名勝としての価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。

〔表6-2〕 構成要素ごとの取扱い基準

分類	種別	要素	現状変更の取扱い基準
本質的価値を構成する要素	地形・地割	築山、枯流れ、盛砂	・ 原則現状保存とする。名勝の保存管理・活用に関する整備は、名勝としての価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。 ・ 伐採は、保存に悪影響を及ぼしている場合、安全上問題がある場合については認める。 ・ 補植は、既存木の枯損等により後継樹が必要となった場合に限り認める。
	石組	景石、石敷、沓石、飛石、滝石組、立石、石橋、沢飛石、舟石、壘穴、石積、石垣、緑石	
	植栽	高木、低木、草本類、地被類	
	構造物	石灯籠、中仕切壁、蹲踞、袖垣、井戸、縁先手水鉢、枝折戸、木櫓	・ 原則現状保存とし、名勝の現状変更等と同等に取り扱う。なお、必要に応じて協議を行うものとする。
	建造物	主屋、渡廊下、洋館、離れ及び待合、正門、高欄、南西部棟瓦廊	
	調度品	戦前の調度品	
	資料群	庭園図面、土地家屋売買契約証、見積書・請求書・明細書、編纂、建造物図面と絵図、防護要綱、古写真、「林泉日録抄（四）～（八）」	
本質的価値を構成する要素以外の要素	その他	瓦	・ 新設は名勝の保存管理・公開活用に必要なものに限り認める。 ・ 既存施設・設備の更新・改築・除却については認める。
	管理施設	通用門、ブロック塀・ブロック積、倉庫、シャッター	
		給排水設備	
		防災設備	
	活用施設	給水施設、排水施設 自動火災報知設備 防犯設備 機械警備設備、防犯センサー 便益施設 洋式便所（主屋1階）、駐車場 空調設備等 空調設備等 石製構造物	

(2) 現状変更等の申請区分

保存管理の方向性に基づき、今後、想定される現状変更等に係る行為を取り扱い区分とともに整理する。ただし、行為の程度によっては申請区分が変更となる場合があるため、必要に応じて文化庁及び大阪府教育庁とも協議するものとする。

[表 6-3] 想定される現状変更等の取扱い

区分	内容	想定される行為の例
許可申請事務が 必要	現状を変更する行為 (文化財保護法施行令第5条4項1号イ～チの規定に該当する行為を除く)	保存管理・活用、整備に係る行為 [例] ・計画に基づく整備、それに伴う発掘調査 ・建造物及び構造物の修理 ・樹木の伐採及び補植 ・便益施設の改修 ・防災及び防火、防犯設備の設置・改修 ・建造物の用途変更及び改修、更新、移設、除却
豊中市教育委員会へ許可申請事務が必要	文化財保護法施行令第5条4項1号イ～チの規定に該当する行為	小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいう。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築 工作物の設置若しくは改修 (改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。) 文化財保護法第115条第1項(文化財保護法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝等の管理に必要な施設の設置、又は改修 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 建築物等の除去(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。) 木竹の伐採(危険防止のため必要な伐採に限る) 名勝の保存のため必要な試験材料の採取等
許可申請不要	維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合(文化財保護法第125条第1項)	維持の措置の範囲 (特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条) 維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく名勝をその指定当時の原状に復するとき 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 名勝の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき ・人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要な場合 ・地震、台風、火災等非常災害時の建造物・構造物等被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置 ・立ち入り禁止等安全確保のために必要な工作物の設置 ・被災者や見学者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等
	日常の維持管理行為	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為 [例] ・日常的な清掃、設備の保守点検 ・植栽の日常的な手入れ(剪定、病害虫防除、草刈、清掃等) ・枯流れや盛砂を維持する日常管理(落葉除去、清掃等) ・建築物・構造物等の日常的な清掃・保守点検

第4項 現状変更許可申請以外の届出等

以下の場合には、文化庁長官への届出の必要がある。

〔表 6-4〕 届出、許可が必要な行為

名称	法令根拠	許可・届出等	行為の内容
き損届	文化財保護法第120条の規定（第33条の規定の準用） 「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則」第6条の規定	届出	名勝の構成要素がき損した場合は、その事実を知った日から10日以内に届出なければならない。
復旧届	文化財保護法第127条第1項の規定 「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則」	届出	名勝の構成要素について、経年劣化による老朽化部分など、現状に復する修理を行う場合は、着手しようとする30日前までに届出なければならない。ただし、現状変更等の許可（法第125条第1項の規定）が必要となる行為は除く。なお、届出にかかる復旧が終了した場合には、完了後すみやかに文化庁長官へ報告を行わなければならない。

第7章 活用

第1節 活用の方向性

西山氏庭園は、令和元年（2019年）に豊中市が管理団体となり、令和2年（2020年）に公有化を行った。国民共有の財産である西山氏庭園を後世へ確実に継承するためには、適切な保存管理を前提としつつ活用を推進し、西山氏庭園の価値についての理解を深め、広く共有させる必要がある。

このため豊中市としては、幅広い世代や国内外の来訪者に対し、西山氏庭園への理解・関心が高められるよう、その魅力を広く伝えるための取り組みを推進する。そこで、活用の方向性を以下の方針に沿って進めていく。

1. 名勝が持つ価値の周知の推進

西山氏庭園の持つ価値と魅力について、様々な情報媒体と多言語により国内外へ情報発信するなどの普及・啓発活動を推進する。

2. 地域や関連団体等との連携の推進

周辺地域や周辺自治会、関連団体、地域住民、学校などとの連携または協働を図り、西山氏庭園を永く維持していくための多様な活用を推進する。

3. 関連文化財との連携の推進

名勝周辺の関連文化財と連携し、一連の文化遺産としての活用をめざし、豊中市の観光やまちづくりの推進に繋げていく。

4. 公開施設としての整備の推進

近代郊外住宅や庭園の歴史や文化について誰にでもわかりやすく体感できるよう公開施設等の整備を進めていく。

5. 名勝庭園の観賞に適した環境の維持

市街の喧騒から離れ静かな環境であることも魅力の一つであるため、活用に際しては庭園観賞に適した静かな環境が損なわれることのないよう配慮する。

第2節 活用の方法

第1項 公開活用の取り組み

（1）本質的価値の情報発信

西山氏庭園の本質的価値への理解を深めるために、近代郊外住宅地や西山氏庭園、西山家住宅に関する見学会や講演会、シンポジウム等を企画し、広く情報発信する。また、『広報とよなか』や『とよなか歴史・文化財ガイドブック』への掲載、ウェブサイトを用いた情報の発信をはじめ、案内板や解説板、パンフレット、携帯端末等様々な情報媒体を用いた案内や解説内容の充実化を図る。



【写真7-1】『とよなか歴史・文化財ガイドブック』平成20年（2008年）

(2) 調査研究の推進と成果の公表

西山氏庭園は、これまでの資料調査により歴史的な背景や作庭経緯の一端が明らかになっている。調査研究の成果は、講演会や現地説明、ウェブサイトや報告書等を通じ、市民をはじめ、広く情報を発信していく。往時の暮らしぶりや利用実態については、現地の解説内容や文化体験等の取り組みに適宜反映していく。

(3) 文化財の保護への意識を高める取り組みの推進

西山氏庭園を通じて、今日に至るまで継承されてきた文化財に対して市民が愛着を感じ、誇りを持てるよう、文化財の保存と活用の意識を高める取り組みを進める。

庭園や建造物の修理工事、発掘調査、資料調査を実施する際には、修理・調査の進捗を報告・説明する機会を設ける。修理現場説明会の開催や修復技術の解説、修復作業の体験の機会を設けるなど、市民が文化財に対して、その保存と活用への意識を高め、郷土愛を育むことをめざす。また、市民ボランティアや地域の関連団体と連携し、維持管理作業（除草・清掃作業等）への参加や菜園（野菜・花卉等）の栽培体験への参加、一般公開時の案内解説等、行政と市民が協働して文化財の保存と活用に取り組む。

(4) 学校教育・社会教育での活用

西山氏庭園は、箕面有馬電気軌道の開設以降、郊外住宅地として発展した地域にあり、近代郊外住宅地の様子を実際に体感し学ぶことができる文化財のひとつである。地域の歴史を示す財産である西山氏庭園を学校教育や社会教育等において、郷土の歴史や文化を学ぶ場、創造力を育む場として提供する。

① 学校教育での活用

・出前講座の実施

文化財担当職員が学校等に出向く出前講座において、豊中の歴史や文化財、昔の暮らしや文化活動などについて説明する中で、西山氏庭園や近代郊外住宅についても取扱い、画像や映像などを使用し、文化財に対する理解をより深めていく。

・体験学習での活用

企画展示を開催し、調度品や資料類等の実物に触れながら、西山氏庭園や周辺の近代郊外住宅等の歴史や文化、当時の暮らしぶりについて学ぶ体験学習の機会を設ける。西山氏庭園内においては、茶道体験や菜園における栽培等、文化体験等が体感できる機会や、植栽や菜園を利用した環境学習の機会を設ける。

・校外学習での活用

校区に所在する文化財や近代郊外住宅等の現地見学等の案内や解説等、校外学習への支援や現地における解説を行う。西山氏庭園内では歴史や意匠、植栽や石材等の造園材料、建造物の構造や技術、当時の暮らしぶり、町並み景観等に関連づけ、実地見学を通じた幅広い分野での学習の場として活用する。

② 社会教育での活用

・企画展示

市民が広く文化財に親しみを持てるよう、（仮称）郷土資料館や豊中市立文化芸術セン

ター展示室等において、民俗資料や調度品、文献資料等を活用した企画展示を行う。西山氏庭園内では、修理や公開の方針をふまえた公開区域内において企画展示を開催し、絵図や文献資料、調度品等について解説し、庭園や建造物等に関する理解を深める。周辺の近代郊外住宅と連携した公開や周辺の関連文化財を含む企画展示を行い、広域的な地域の歴史を知る機会を設ける。

・体験講座

西山氏庭園の一般公開事業では、文化財担当職員や市民ボランティア等による歴史や文化、伝統技術、意匠的な特徴、当時の暮らし等々の解説を行う。建造物や庭園、美術品、調度品、町並み等の学識者や専門技術者による各分野の解説や公開講座の機会を設ける。茶室における茶道体験や茶会、洋館における音楽鑑賞会、観月会、春季・秋季の特別公開等、市民向けの文化講座を企画し、伝統技術や芸能を身近に体感できる機会を設ける。

(5) 文化・芸術・観光交流の促進

西山氏庭園は、阪急電鉄岡町駅に近く、周辺には大阪国際空港、新大阪駅、また高速道路のインターチェンジなどがある。これらの立地を活かし、国内外からの幅広い世代からなる来訪者や市民による伝統文化や芸術、観光交流の場として活用できるよう体制を整える。茶会等の催しや建造物等の伝統文化に触れる国際交流の場として市民団体等への貸し出しを行う等、庭園の価値や魅力を高める活用の取り組みを推進する。

(6) 関連文化財等との連携

西山氏庭園の周辺には史跡桜塚古墳群や原田神社等の地域の歴史を示す文化財や関連遺跡等が多数残されている。岡町住宅地や隣接する豊中新屋敷住宅地内には郊外住宅や側溝、塀など近代郊外住宅地としての歴史的景観が一部に残されている。第2章2節3項(P27～28)に示す周辺の近代郊外住宅や関連する文化財、文化観光施設等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等への情報掲載や、近代郊外住宅地の歴史を巡るモデルコース等の作成等の検討を進める。

第2項 公開に向けた施設等の整備

西山氏庭園は、これまで個人の居住地として維持されてきたが、令和元年度（2019年度）以降、豊中市が西山氏庭園の所有となった。今後豊中市によって広く公開活用の取り組みを進めるために、活用の体制や公開の方法や期間、公開範囲、公開順序等について検討する。

(1) 公開範囲

主な公開範囲は、表門から主屋、渡廊下、離れへ至る公開順路を基本とし、見学人数や特別公開、体験講座等の利用状況に応じ、茶室、西庭（旧菜園）等についても公開範囲に含むこととする。受付や便益施設等の管理施設に関わる区域は、主屋西側や離れ西側の台所や食堂を対象として、今後の耐震補強計画や具体的な整備の状況に合わせて検討を進めることとする。

(2) 公開動線

公開動線は、調査研究成果をふまえ、前所有者の暮らしぶりや利用動線、空間の用途、庭

第8章 整備

第1節 整備の方向性

西山氏庭園は、昭和15年（1940年）に重森の設計により改修され、現在の姿となったことが明らかである。そこで今後は、作庭が完了した昭和15年（1940年）段階の景観を整備の指標として、設計図や古写真、文書等の資料をもとに庭園と建造物の整備を進める。整備では、現状と課題を踏まえて名勝の本質的価値を適正に保存し、将来へ確実に継承するための「保存のための整備」と、名勝の本質的価値への理解を補い、魅力を高めるとともに、今後の公開活用に伴い必要な「活用のための整備」をそれぞれ実施する。また整備にあたっては、名勝の風致景観や本質的価値の保存を前提として、各種調査研究成果に基づき実施する。

第2節 整備の方法

第1項 保存のための整備

（1）地形・地割修理

- ・作庭時の空間性や意図が不明瞭になっている箇所については、価値が顕在化するように整備する。
- ・作庭時の設計図や古写真を参照し、詳細な現地確認を行った上で旧来の形状や範囲へ修復する。盛砂や枯流れについては、形状や範囲に変化が認められるため修復する。
- ・作庭以降、前所有者の生活形式に合わせて改修されてきた箇所については、現地の状況や今後の管理・活用の方針をふまえた整備方針を検討する。本質的価値の保存や風致景観の保全のために修復が必要と考えられる箇所については、旧来の庭園意匠に戻すための修復を行う。
- ・重森による改修以前の庭園の痕跡が残されている箇所については、その価値が減じないように配慮しつつ整備する。
- ・西庭（旧菜園）や南西庭は、用途や公開・活用範囲、視点場等について検討し、修復を行う。
- ・雨水の排水不良改善のための整備は、名勝の風致景観や作庭意図に影響を及ぼさないよう行う。

（2）石組修理

- ・土砂の堆積または流出により状態が不安定な石組については、土砂を除去または補うことで、旧来の地盤高へ修復する。
- ・石組や石積の配置の変化や緩み、傾倒等が見られるものについては、旧位置を検証し、学識者の指導を踏まえ、据え直しを検討する。
- ・飛石については、損傷を生じさせぬよう、過度の利用・通行とならないよう整備する。

（3）植栽整備

- ・設計図・古写真との比較を通じて、作庭時の植栽や前所有者の西山氏により補植、植え替えられた樹木とそれ以外の樹木等について整理し、石組みを隠す低木や、石組みに隣接し今後接触する恐れがある樹木については、空間性や意匠を保存するための除伐・剪定を行う。
- ・建造物・構造物に接触・破損する可能性がある枯枝や掛かり枝、枯木等についても除伐・剪定を行う。
- ・作庭時の写真と比較し、大きく成長した樹木や石組を隠す低木については、切り下げ剪定等により、作庭意図が明確になるよう整備する。
- ・近隣の住宅地等への影響や景観上の支障が無いよう、植栽の剪定等により調整する。
- ・地被類の衰退や変化が見られる範囲は、その要因を検討し、補植や範囲の明確化を図る。

- ・ 樹勢低下や病害虫が見られる樹木は、樹木診断結果に基づき病害虫防除や樹勢回復の処置を行う。
- ・ 菜園として利用されていたに西庭（旧菜園）等では、聞き取り調査に基づく野菜や花等の栽培を行うための区画として整備する。

(4) 建造物・構造物修理

- ・ 建造物・構造物は、資料調査をはじめとする各種の調査研究等の成果に基づき、劣化や破損状況に応じた修理や整備を行う。その際は解体時も含め、工程ごとに詳細な記録を取りつつ実施する。
- ・ 建造物・構造物の修理や整備の際は、庭園と同様、昭和15年（1940年）段階の景観への復元を基本とするが、修理の履歴や利活用の方法等を踏まえ、最良の状態が別の年代となった場合は、柔軟に対応する。
- ・ 登録有形文化財の建造物は、今後建造物の保存活用計画を検討し、その中で細部の調査をふまえた取扱いや修理方針を検討し、修理や整備を行う。
- ・ 令和2年度（2020年度）実施の耐震診断調査（国庫補助事業）の結果をふまえ、今後の建造物の活用方針、施設の利用方法を見据えた耐震構造や修理方針を検討し、耐震補強等必要な整備を行う。耐震診断結果の概要については巻末資料3（P128～133）に掲載した。
- ・ 建造物・構造物の基本構造に関わる傷みや老朽化・腐朽の進行等、優先的に修理する必要がある箇所については、応急処置や早期修理工事の方法を検討する。
- ・ バリアフリーについては、名勝の本質的価値や風致景観を保全しつつ、必要な整備を行う。
- ・ 建造物における雨水排水設備の損傷、またはその方法や経路の見直しが必要な箇所は、名勝の風致景観や作庭意図に影響を及ぼさないよう留意し、排水不良を改善するための整備を行う。雨水排水の整備は建造物だけでなく、庭園のそれと一体の改善課題として進めていく。
- ・ 鉄板蓋が被せられている井戸については、名勝の景観に合うよう竹製のもの等に取り替える。
- ・ 擬竹柵の設置箇所については、旧来の竹製の柵に戻す。
- ・ 竹柵や高塀等のうち、老朽化が見られる箇所については、修復や更新を行う。
- ・ 南西部煉瓦塀は、損傷や老朽化の状態を調査し、隣接地の土地所有者と事前協議のうえ保存のために必要な修復を行う。
- ・ 石材の風化や倒壊による毀損、配置や向きが古写真と異なる石燈籠は、本来的な状態へ修復する。

(5) 上記以外

- ・ ブロック塀や倉庫については、その必要性について検討する。
- ・ 想定される火災や地震等に備え、防災や防犯のために必要な設備を整備し、必要に応じ設備の更新や充実を図る。

第2項 活用のための整備

(1) 防災・防犯設備の整備

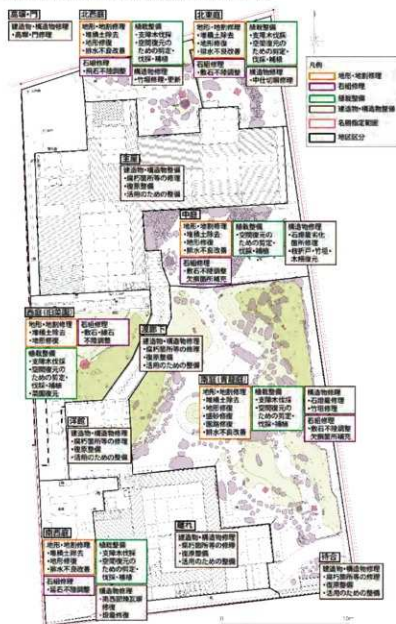
- ・ 建造物については、令和2年度（2020年度）国庫補助事業において自動火災報知設備等の設置が完了しているが、今後、公開活用の体制や方法に合わせた防災・防犯設備について検討し、必要に応じて追加の整備を行う。既存の設備の改修や更新が必要な箇所についても適宜整備を行う。防災設備の詳細は巻末資料4（P134～138）に掲載した。

(2) 案内・解説・誘導板等の整備

- ・名勝内の風致景観や古樹・植栽・地表面の保存を前提とし、解説板や案内板、誘導板を整備する。なお、案内・解説・誘導板等の本設または仮設の判断については、その都度検討する。
- ・設置した案内・解説・誘導板等は、調査研究成果に基づき必要があれば記載内容を見直し、または更新する。また、円滑な誘導や公開範囲の区分が必要な箇所には、案内板、誘導板の配置や移設、あるいは改修を検討する。
- ・案内・解説・誘導板の整備に際しては、情報機器類とともにガイドブックやパンフレット等、紙媒体の活用方法についても検討する。

(3) 受付施設・展示施設・休憩施設・便益施設の整備

- ・公開時の受付・展示施設、案内（ガイドンス）施設等の配置や機能、展示内容とその方法について検討し、その結果得られた方針を踏まえて整備する。
- ・名勝指定地内では現在、受付や解説、あるいは来場者のための休憩に供する空間が未整備であることから、建造物内部に便益機能の追加をする。



〔圖 8-1〕 整備計画

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の方向性

名勝の運営は、所有者である豊中市が主体となり、有識者や調査研究機関、行政機関（文化庁、大阪府教育庁）等の協力を得て継続的に実施する（図9-1）。

保存管理・整備は、計画内容を効果的に進めていくために、有識者や行政機関から指導・助言を受けるとともに、必要に応じ調査や施工等に関する専門技術者の協力を得て進める。また、日常的な維持管理についても、外部委託等により専門性を担保しながら安定した運営を行えるよう体制を整える。

活用については、文化財分野だけではなく、観光・文化振興・景観保全・都市計画等の関係機関や団体の協力・協働により、様々な取り組みを円滑に進める。

また基盤となる調査研究については、有識者や各種専門家・研究機関との連携を強化しながら行い、運営体制へ反映させていく。

第2節 運営・体制の方法

第1項 保存管理・整備体制

前節で示したとおり、保存管理・整備は豊中市が主体となって進めていく。主な内容は、日常的な維持管理のほか、文化財保護法に基づく名勝の保存管理・整備等である。保存管理・整備を進めるにあたっては、有識者および行政機関から指導・助言を受けながら進めていく。名勝内の現状把握、課題の優先度や事業の実施計画の検討については、豊中市の文化財担当部局が担当する。保存管理・整備にかかる設計・施工では、有識者等による指導のもと、文化財への専門的な知識や技術を有する専門技術者によって実施するとともに、日常の維持管理に携わる人材、ならびにその後継者の育成に繋げていく。

災害発生時には名勝の被害状況の把握に努め、安全確保のために応急処置をするとともに豊中市の関連部局や行政機関へ状況を報告し、復旧等の対応を協議・検討する。

【各機関の役割】

豊中市

- ・名勝の適切な保存のために必要な措置を講じる場合、できる限り国の支援を得て実施できるよう、計画・調整する。名勝の価値や保存活用に関係する調査研究について、継続的に実施できる体制を整える。
- ・名勝内外の環境や景観を維持するため、市の文化観光やまちづくり、都市計画等の関連部局や、周辺住民との情報共有や連携をとりつつ、名勝の保護を図る。

行政機関（文化庁・大阪府教育庁）

- ・豊中市に対して名勝の保存活用及び価値付けにかかる適切な指導・助言を行う。

有識者会議

- ・名勝の調査・研究にかかる豊中市からの意見聴取に対して指導・助言を行う。
- ・保存管理・整備の方針や実施内容にかかる豊中市からの意見聴取に対して、必要に応じて有識者、関係者間での情報共有を図りながら、指導・助言を行う。

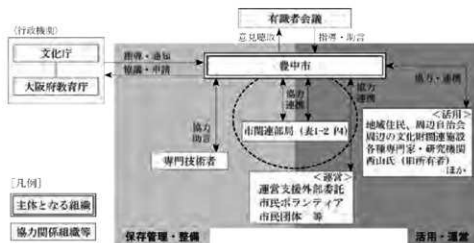
専門技術者

- ・保存管理・整備の設計・施工にあたって、専門技術者は豊中市に必要な助言を行い、協力して事業を実施する。

- ・ 名勝の本質的価値や文化財の専門技術に関する知識や技術を深めるために、人材育成のための機会を設け、情報・技術の継承を図る。

第2項 活用・運営体制

活用・運営は豊中市が主体となり、他市・地域事例を研究しながら進めていく。さらに今後、市関連部局と協力・連携のもと、市民ボランティア、市民団体等の育成につとめながら活用に取り組んでいく。ここで言う市関連部局は、表1-2（P4）掲載の各部局である。



【図 9-1】 運営体制組織図

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 事業の優先基準

西山氏庭園では、第5章で示した大綱・基本方針に基づき、保存管理や活用、整備、調査研究、管理・運営を実施する。整備を進めるにあたり、資料等の調査研究の成果を踏まえるとともに、整備方針等の検討が必要な区域では、各分野の専門家等から指導・助言を得ながら整備を実施する。

実施計画は課題の優先度によって、短期・中期・長期の3期に分類した。事業の進捗、あるいは体制や社会情勢等に応じて計画を見直し、段階的に実施していく。なお、施策の実施に際しては、できる限り国の支援を得て実施できるよう、計画・調整しながら行っていく。

事業の実施に並行して、庭園保存のために必要な日常維持管理や資料調査を継続するとともに、指定範囲に隣接する区域の追加指定に向けた取り組みを推進していく。

第1項 短期計画

短期計画は、令和7年度（2025年度）に本格的な公開を開始することを目指し、公開に向けて優先すべき計画を令和4～7年度（2022～2025年度）の4箇年計画により進めていく。

短期計画では、保存のための庭園整備（地形・地割修理、石組修理、植栽整備、建造物・構造物修理）や緊急を要する建造物修理（耐震補強・保存修理）、公開開始に向けた活用のための整備、運営体制の整備、追加指定に向けた取り組みを優先的に実施していく。

第2項 中長期計画

短期計画の実施後に10年程度の期間で取り組む計画を中期計画、中期計画以降の計画を長期計画として段階的に実施する。中長期計画には、保存のための整備や活用のための整備、資料の調査研究の推進を設定した。長期計画では、庭園の状態や経過を観察し、保存のための整備等が必要となった場合は改めて計画を見直す。

〔表10-1〕実施計画

分類	内容	実施時期		
		短期計画 (～4年)	中期計画 (5～10年)	長期計画 (11年～)
保存のための整備	地形・地割修理			●●●●●●●●
	石組修理			●●●●●●●●
	植栽整備			●●●●●●●●
	建造物・構造物修理			●●●●●●●●
活用のための整備	耐震補強・防災防犯施設整備			
	案内・解説・誘導板の整備			
	受付・休憩・便益施設の整備		●●●●●●●●	
運営体制の整備	市民ボランティア・市民団体の募集・育成			
継続的な取り組み	日常維持管理			
	資料調査			
追加指定に向けた取り組み				

第2節 事業計画

短期計画は、令和4年度（2022年度）より開始し、令和7年度（2025年度）の完成を目指し整備を進める。令和4年度（2022年度）は、整備基本計画を策定し、保存及び活用の整備内容を具体的に示す基本設計を取りまとめる。令和5年度（2023年度）より整備基本計画に基づく実施設計及び整備工事に向けた準備に着手する。建造物については、令和4年度（2022年度）に緊急修理が必要な箇所の整備を優先的に実施するとともに、活用の方針に基づく保存修理を実施する。

活用の取り組みについては、これまで実施してきた年複数回の一般公開を継続するとともに、適宜修理現場の見学会等説明の機会を設ける。令和7年度（2025年度）本格活用開始に向け、活用の条件を整理し、関係部局と調整のうえ、市民ボランティアや運営支援団体の募集・育成等についても検討を進め、本格的な公開活用に向けた体制を整えていく。

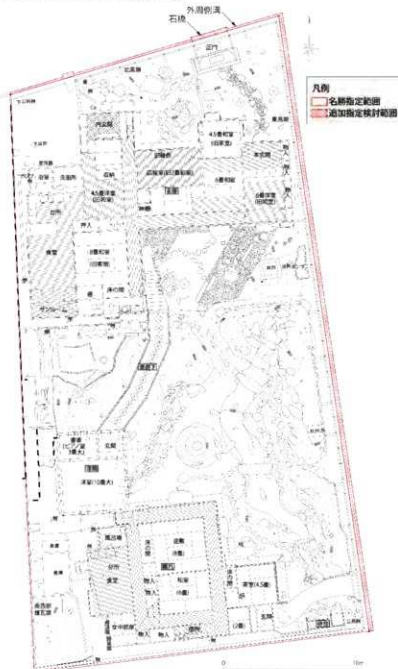
〔表 10-2〕 短期計画

分類	内容	実施時期			
		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
名勝	整備基本計画・ 基本設計				本格 活用 開始
	実施設計				
	保存整備工事				
	緊急修理				
登録有形文化財	整備基本計画・ 基本設計				
	実施設計				
	保存整備工事				
	一般公開（年複数回）				
活用の取り組み	整備基本計画 （方針検討）				
	活用方針に基づく事 業準備				
	市民ボランティア・市 民団体の募集・育成				

第3節 追加指定の検討

西山氏庭園の名勝指定範囲は、図 10-1 に示されるように、現状では敷地を囲む高塀及び正門を含む区域としているが、敷地に隣接する道路側溝及び側溝に架かる石橋は指定範囲に含まれていない。これらの指定範囲周辺に位置する要素は、西山氏庭園の本質的価値を補完する要素の一つであるとともに、近代郊外住宅の区画を示し指定範囲周辺の風致景観の保護を図るために不可欠な要素であることから、指定範囲内の構成要素と範囲とを一体として保護を図る必要がある。そのため、名勝の追加指定に向けた諸条件の整理や関係部局との調整、協議を進めていく。

また、周辺の近代郊外住宅や旧来の町並み景観を特徴とする高塀等の保護を図るために、土地や建造物の所有者と連携し、登録有形文化財や文化財建造物等としての指定に向けた調査や保護活動、周知を図る活用の取り組みを検討する。



〔図 10-1〕 名勝の追加指定検討範囲

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

本計画は令和4年（2022年）4月から実施し、5～10年を目安に事業の実施状況や進捗を確認するために経過観察を行う。この経過観察を踏まえ、必要に応じて事業計画の見直しを図り、事業の運営体制等についても状況に応じた実現可能な計画として進めていく。

また、大規模災害や法規制の変更等により、本計画の継続的な実施が見込めない状況が生じた場合は、計画内容を適宜見直す。

第2節 経過観察の方法

本計画に基づいて名勝の保存管理及び公開活用に取り組むが、調査研究の成果や事業の実施によって明らかとなった課題、あるいは社会情勢等により、名勝の状態や取り巻く環境も変化していく可能性がある。そのため、本質的価値を構成する要素の保存管理及び活用が本計画に基づいて適切に取り扱われているか、定期的な経過観察により点検・評価し、計画の実施における課題を整理し、必要に応じて計画内容を見直す。

整備・活用は、実施した事業の効果を確認するために事業内容の点検と評価をし、計画段階で掲げた目標の達成度や事業の効果等の結果に基づき、遺構の事業内容や進行方法に反映する。

実施計画に示す事業の進捗状況を確認して円滑かつ確実に事業を進めるために、必要に応じて有識者、行政機関から指導・助言を得る。

〔表 11-1〕自己点検表

項目	点検・評価項目	点検・評価内容	点検・評価頻度
保存管理	本質的価値	本質的価値が適正に守られているか。	常時
	価値を構成する要素の適切な保存	各種の構成要素の適切な維持管理と点検による保存ができていくか。	1回/年
	情報発信	本質的価値への理解を深めるために、情報発信が行われているか。 解説板や案内板やパンフレット等による案内や解説内容の充実化が図れているか。	1回/年
	調査研究	調査研究の成果が発信できているか。また、解説や文化体験等の取組みに反映できているか。	1回/年
	文化財保護への意識向上	調査や修理等の際にその進捗や成果を報告・説明する機会を設けているか。	1回/年
活用	維持管理作業や栽培体験等に行政と市民が協働して取り組んでいるか。	維持管理作業や栽培体験等に行政と市民が協働して取り組んでいるか。	1回/年
	学校教育（出前講座）	出前講座による文化財に対する理解を深める取り組みができていくか。	1回/年
	学校教育（体験学習）	資料館や基遺体験、菜園栽培等により文化体験ができる機会を設けているか。	1回/年
	学校教育（校外学習）	近代郊外住宅地や当時の暮らしぶり等を関連付けた学習ができる場を提供しているか。	1回/年
	社会教育（企画展示）	西山氏庭園内外で資料館等を活用した企画展示が実施できているか。	1回/年
	社会教育（体験講座）	解説や各種の体験講座により、伝統技術や芸能を身近に体験できる機会が設けられているか。	1回/年
	文化・観光交流の促進	伝統文化や観光交流の場として庭園の価値や魅力を高めるように取り組んでいるか。	1回/年
公開に向けた施設等の整備	近代郊外住宅地や関連文化財、文化観光施設等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等への情報掲載やモデルコース等の作成等の検討ができていくか。	近代郊外住宅地や関連文化財、文化観光施設等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等への情報掲載やモデルコース等の作成等の検討ができていくか。	1回/年
	活用の体制や公開の方法や期間、公開範囲、公開期路等について検討ができていくか。	活用の体制や公開の方法や期間、公開範囲、公開期路等について検討ができていくか。	1回/年
	公開に向けた施設等の整備	調査研究成果をふまえた公開動線が設定できているか。また、庭園の眺望や来訪者の動線が交錯しないように配慮できているか。	1回/年
	名勝の風致・景観に影響が無い範囲で施設の充実化や改修等が行われているか。	名勝の風致・景観に影響が無い範囲で施設の充実化や改修等が行われているか。	1回/年
保存のための整備	地形・地割修理 石組修理 植栽整備	適正な維持管理。また、整備の実施もしくは計画が遂行されているか。	1回/年
	建造物・構造物修理	適正な維持管理。また、整備の実施もしくは計画が遂行されているか。	1回/年
	防災・防犯設備の整備	防災・防犯設備の検討や追加整備が行われているか。	1回/年
活用のための整備	案内・解説・誘導板の整備	案内・解説・誘導板の整備	1回/年
	受付施設・展示施設・休憩施設・便設施設の整備	案内・解説・誘導板の整備	1回/年
	配置や機能、バリアフリーをふまえた整備が行われているか。	配置や機能、バリアフリーをふまえた整備が行われているか。	1回/年
運営・体制	保存管理・整備の体制	名勝の価値や保存活用に関する調査研究について、継続的に実施できる体制を整えられているか。	1回/年
	市内の関連部局と連携が取れているか。	市内の関連部局と連携が取れているか。	1回/年
	市民ボランティアや市民団体等の育成につとめられているか。	市民ボランティアや市民団体等の育成につとめられているか。	1回/年
実施計画	活用・運営体制	市内の関連部局と連携が取れているか。	1回/年
	優先基準	優先基準に則して事業の計画が立てられているか。	1回/年

※実施計画の進捗等により、自己点検表は適宜見直す。

卷 末 資 料

巻末資料 1

豊中市教育委員会規則第 5 号

名勝西山氏庭園保存整備委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年豊中市条例第 38 号）第 2 条の規定に基づき、名勝西山氏庭園保存整備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、名勝西山氏庭園（登録有形文化財西山家住宅を含む。）に係る保存活用計画の策定等について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は、第 2 条の諮問に係る保存活用計画の策定等に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 教育委員会は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、豊中市教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される委員会その他会長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び会長が決定されるまでの委員会の議長は、豊中市教育長が行う。



〔巻末図 1-1〕 植栽配置図
(本図は、全ての植栽を図化したものである)

[巻末表1-1] 樹木調査表 (平成31年(2019年)3月11日毎木調査による)

高木

番号	樹種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	形状	状態	地区
1	クロマツ	96.0	7.9	5.2	強剪定	やや弱	北東区
2	ハゼノキ	73.0	3.2	3.8	強剪定	普通	
3	ナンテン	—	1.36	1.3	—	普通	
4	イロハモミジ	14.0	3.12	1.2	—	普通	
5	ツバキ	16.0	3.59	1.2	—	普通	
6	イヌマキ	96.0	4.4	3.2	刈込	やや弱	
7	クロガネモチ	16.0	2.21	1.6	—	普通	
8	ウバメガシ	21.0	2.02	0.4	強剪定	普通	
9	ウバメガシ	42.0	2.89	2.0	強剪定	普通	
10	キンモクセイ	31/31 36/30/15	4.08	3.5	6株立	普通	北西区
11	モッコク	26.0	3.39	1.0	—	普通	
12	クロマツ	67.0	6.66	4.5	強剪定	普通	
13	モッコク	33/16	3.62	1.9	2又	普通	
14	イヌマキ	42.0	4.68	1.5	刈込	普通	
15	イヌマキ	40.5	4.99	1.5	刈込	普通	
16	イロハモミジ	31.5	2.37	2.6	—	普通	
17	フヨウ	36.5	1.92	1.2	—	普通	
18	ムクゲ	37/36	2.32	1.5	2又	普通	
19	クスノキ	24.5/ 21	4.94	2.5	—	普通	西川区 旧栗屋
20	クスノキ	84.0	7.88	3.2	—	普通	
21	ムクゲ	28.0	2.46	0.9	2又	普通	
22	ハコネウツギ	36.5/ 23/19	2.55	2.4	4株立	普通	
23	キョウチクトウ	15/10/ 12	2.46	1.8	株立	普通	
24	ムクゲ	15/10	2.23	1.1	2又	普通	
25	ダケイジュ	15/19 5/16	4.1	1.4	2株立 2又	普通	
26	センダン	35/11 10/5	2.95	1.7	株立	普通	
27	アラカシ	29.0	3.44	1.2	—	普通	南西区
28	アラカシ	33.5	3.62	1.2	—	普通	
29	アオキ	13/9	2.72	1.1	株立	普通	
30	フヨウ	30.5/ 38.5	3.0	1.9	2株立	普通	
31	アラカシ	14.5	1.85	1.4	—	悪(幹腐)	
32	イヌマキ	35.0	3.86	1.7	—	普通	
33	モミ	27.0	3.84	1.4	—	普通	
34	アラカシ	24/19 44	2.68	1.6	株立	普通	
35	ラカンマキ	22.0	3.48	1.2	—	普通	中川区
36	ムク	3/3.5	2.24	1.1	株立	普通	
37	キョウチクトウ	6/14/ 9/ 10/18	2.67	1.7	株立	普通	
38	クロマツ	89.0	6.85	6.1	—	普通	
39	ネズミモチ	15.5/ 13.0	2.06	1.0	2株立	普通	
40	イロハモミジ	13.0	1.87	1.2	—	普通	
41	クロマツ	58.0	7.4	2.8	—	普通	
42	クスノキ	67.0	5.59	3.7	—	普通	
43	ハナミズキ	18.0	4.15	3.2	—	やや弱	南東区(青龍区)
44	アラカシ	86.0	5.7	3.2	強剪定	普通	
45	アラカシ	46/41 5	4.9/ 3.2	2.0	強剪定 2株立	普通	
46	ツバキ	12.5/ 11.5	2.2	1.0	2又	普通	
47	イロハモミジ	28.5	3.25	2.0	—	普通	
48	モッコク	10.5	2.2	0.8	—	やや弱	
49	クロマツ	86.5	5.45	4.8	—	普通	
50	アラカシ	30.5	3.7	1.4	強剪定	普通	
51	ギンモクセイ	33.5/ 32/27	3.95	2.3	強剪定 3株立	普通	北東区
52	アラカシ	5/6/ 41	2.7	1.1	強剪定 3株立	やや弱	
53	アラカシ	27.5	2.8	0.9	強剪定	普通	
54	ギンモクセイ	9/15/ 5/10/ 7	2.3	1.1	生垣 4株立	普通	
55	ギンモクセイ	8/8	2.3	0.8	生垣 2又	普通	
56	ギンモクセイ	16/9	2.4	1.0	生垣 2又	普通	

高木

番号	樹種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	形状	状態	地区
57	ギンモクセイ	8.5/7 5/9	2.3	1.5	生垣 3株立	普通	南東区(青龍区)
58	ギンモクセイ	7/11/ 8.5/2 6.5/2	2.4	1.1	生垣 7株	普通	
59	ギンモクセイ	7/6/7 12/2 6.5/1 5	2.5	1.1	生垣 6株立	普通	
60	ギンモクセイ	7.5/9 5/6/ 10/19 7/8	2.3	1.1	生垣 6株立	普通	
61	ギンモクセイ	16/22 5/12/ 12/5 9/5/ 3	2.5	1.2	生垣 6株立	普通	
62	ギンモクセイ	16.0	2.6	1.4	生垣	普通	
63	クスノキ	108.5	4.1	2.5	強剪定	普通	
64	アラカシ	30/30 5/53	4.0	1.5	強剪定 3株立	普通	
65	シラカシ	30.0	2.4	0.6	強剪定	普通	南東区(青龍区)
66	アラカシ	55/15	3.7	2.0	強剪定	普通	
67	クスノキ	68.5	3.15	1.5	強剪定	普通	
68	アラカシ	53/36	3.95	2.3	強剪定 立石に 4株立	普通	
69	クスノキ	54.5	3.45	1.6	強剪定	普通	
70	アラカシ	26/28 5/14	3.4	1.6	強剪定 3株立	普通	
71	クスノキ	110.0	3.95	3.2	強剪定	普通	
72	アラカシ	27.5/ 24.5	3.5	1.2	強剪定	普通	
73	アラカシ	44.5	3.5	1.6	強剪定	普通	北東区
74	アラカシ	48.0	2.33	1.4	強剪定	普通	
75	アラカシ	17.5	1.3	0.8	強剪定	普通	
76	アラカシ	26.0	1.8	0.9	強剪定	普通	
77	アラカシ	28/40 7/2.6 6	1.6	1.6	強剪定 2株立	普通	
78	アラカシ	40.0	4.1	1.2	強剪定	普通	
79	アオキ	10/10	2.15	1.8	強剪定	普通	
80	アラカシ	24.0	3.6	1.5	強剪定	普通	北東区
81	アラカシ	36.5	2.1	1.2	強剪定	普通	
82	アラカシ	14.0	1.75	1.1	強剪定	普通	
83	クロガネモチ	118.5	4.0	2.3	強剪定	普通	
84	イロハモミジ	14.0	2.2	0.8	強剪定	普通	
85	アラカシ	21.5	1.95	0.8	強剪定	普通	
86	ウメ	38.0	2.55	2.0	強剪定	普通	
87	アラカシ	38.0	2.83	1.0	強剪定	普通	
88	アラカシ	42.0	3.77	1.5	強剪定	普通	北東区
89	クスノキ	113.5	4.7	3.5	強剪定	普通	
90	イロハモミジ	14.0	1.55	1.5	強剪定	普通	
91	スギ	28/31 22/27 4/5	3.84	1.2	台仕上 4又	普通	
92	スギ	25.0	2.84	1.1	台仕上	普通	
93	サササグサ	116.0	2.18	—	樹木 1株	普通	
94	イロハモミジ	18.0	2.1	1.1	—	普通	
95	サルズベリ	38.0	2.6	3.9	—	普通	北東区
96	クロマツ	30/42 21	2.3	5.3	3又	普通	

低木

番号	樹種名	樹高 (m)	枝張 (m)	形状	状態	地区
1001	ヒイラギ	0.34	0.4	強剪定	普通	北東区
1002	ナンテン	1.55	0.8	5株以上	普通	
1003	ヒイラギ	0.73	0.5	—	普通	
1004	ナンテン	0.2	0.4	—	普通	
1005	ホウライチタ	1.7	1.2	40株以上	普通	
1006	マンリョウ	0.28	0.2	—	普通	
1007	ナンテン	1.9	1.1	2又	普通	
1008	マンリョウ	0.18	0.3	—	普通	
1009	ナンテン	1.25	0.8	2株	普通	北東区
1010	フイリアオキ	1.27	0.5	—	普通	
1011	ツバキ	1.43	0.8	—	普通	
1012	カンツバキ	0.75	0.5	—	普通	
1013	カンツバキ	0.8	0.6	—	普通	
1014	モチノキ	1.75	0.7	3又	やや弱	

番号	樹種名	樹高 (m)	枝葉 (m)	形状	状態	地区
1015	フィリアオキ	1.5	1.4	—	普通	北 西 区
1016	ナンテン	0.25	0.3	—	普通	
1017	フィリアオキ	1.1	0.8	2株	普通	
1018	ハマヒサカキ	0.98	0.9	—	普通	
1019	ヒラドツヅジ	1.0	0.6	—	普通	
1020	ヒラドツヅジ	1.8	1.0	—	普通	
1021	ナンテン	1.6	1.0	4株	普通	
1022	ヒラドツヅジ	1.36	1.5	—	普通	
1023	チャノキ	0.23	0.3	強剪定	普通	
1024	フィリアオキ	1.02	0.4	5株以上	普通	
1025	ヒラドツヅジ	1.9	1.5	—	普通	西 区 (旧東園)
1026	ヒラドツヅジ	1.4	1.5	—	普通	
1027	ナンテン	0.4	0.4	2株	普通	
1028	ナンテン	0.94	0.6	4株	普通	
1029	ナンテン	0.76	0.2	1株	普通	
1030	マンリョウ	0.67	0.2	2株	普通	
1031	フィリアオキ	0.88	0.7	10株以上	普通	
1032	ナンテン	2.1	1.0	5株以上	普通	
1033	ナンテン	1.8	1.1	5株以上	普通	
1034	シュロ	0.97	0.6	—	普通	
1035	アオキ	1.7	1.2	2株立	普通	南 西 区
1036	ナンテン	1.9	1.1	4株	普通	
1037	ユキヤナギ	1.6	1.2	—	普通	
1038	ヤブ	0.6	0.7	—	普通	
1039	ムクダ	1.5	0.8	—	普通	
1040	キョウチクトウ	1.1	0.9	—	普通	
1041	エノキ	0.73	0.6	強剪定	やや割	
1042	ナンテン	0.45	0.5	強剪定	やや割	
1043	エノキ	0.90	0.5	強剪定	やや割	
1044	アカメガシ	0.85	0.6	強剪定	やや割	
1045	ムクダ	0.65	0.5	強剪定	やや割	南 西 区
1046	枯木	0.80	0.5	強剪定	やや割	
1047	ムクダ	0.70	0.4	強剪定	やや割	
1048	ナンテン	1.65	1.1	3株	普通	
1049	ナンテン	1.90	0.7	4株	普通	
1050	キョウチクトウ	0.5	0.4	強剪定	普通	
1051	ナンテン	0.85	0.3	3株	普通	
1052	ナンテン	0.25	0.6	2株立	普通	
1053	ユキヤナギ	1.3	1.3	—	普通	
1054	ナンテン	1.49	0.4	—	普通	
1055	アジサイ	1.3	0.6	—	やや割	中 区
1056	ナンテン	1.3	1.1	8株	普通	
1057	ユキヤナギ	1.4	0.7	—	普通	
1058	ナンテン	1.2	0.7	10株以上	普通	
1059	ナンテン	1.6	0.7	5株以上	普通	
1060	ナンテン	1.3	0.9	4株	普通	
1061	ナンテン	1.5	0.8	2株	普通	
1062	ナンテン	1.4	0.7	5株	普通	
1063	マンリョウ	0.8	0.3	4株	普通	
1064	ナンテン	1.45	0.8	5株以上	普通	
1065	トキロマンサタ	1.6	1.2	—	普通	南 区 (青龍庭)
1066	チャノキ	0.7	0.5	—	普通	
1067	イヌマキ	0.2	0.2	—	普通	
1068	アジサイ	0.6	0.6	強剪定	普通	
1069	イヌマキ	0.2	0.3	—	普通	
1070	枯木	0.5	0.4	—	普通	
1071	マンリョウ	0.3	0.3	—	普通	
1072	ボケ	0.95	1.2	—	普通	
1073	アオキ	1.6	1.6	10株以上	普通	
1074	アオキ	1.35	0.6	8株	普通	
1075	アオキ	1.1	0.4	強剪定	普通	南 区 (青龍庭)
1076	アウカシ	0.85	0.5	強剪定	普通	
1077	アウカシ	0.8	0.4	強剪定	普通	
1078	アウカシ	0.8	0.7	強剪定	普通	
1079	アオキ	1.0	0.4	—	普通	
1080	ツバキ	0.8	0.4	—	普通	
1081	ツバキ	0.7	0.4	—	普通	
1082	シラカシ	0.5	0.5	—	普通	
1083	シラカシ	1.0	0.9	—	普通	
1084	マンリョウ	0.6	0.5	—	普通	
1085	マンリョウ	0.2	0.3	—	普通	南 区 (青龍庭)
1086	ナンテン	1.3	0.5	3株	普通	
1087	ナンテン	0.85	0.6	5株	普通	
1088	ヒサカキ	0.55	0.4	刈込	普通	
1089	ナンテン	1.5	0.4	2株	普通	
1090	ヒイタギ	1.5	0.8	刈込	普通	
1091	ナンテン	0.4	0.3	1株	普通	
1092	ナンテン	2.0	0.7	2株	普通	
1093	ナンテン	1.4	0.4	2株	普通	
1094	サツキツツジ	1.0	0.8	刈込	普通	
1095	サツキツツジ	1.1	1.0	刈込	普通	

番号	樹種名	樹高 (m)	枝葉 (m)	形状	状態	地区
1096	サツキツツジ	1.0	0.6	刈込	普通	南 区 (青龍庭)
1097	サツキツツジ	0.6	0.6	刈込	普通	
1098	サツキツツジ	0.5	0.8	刈込	普通	
1099	サツキツツジ	0.6	0.6	刈込	普通	
1100	サツキツツジ	0.9	0.9	刈込	普通	
1101	ナンテン	0.9	0.8	5株以上	普通	
1102	ナンテン	1.1	0.7	5株以上	普通	
1103	イロハモミジ	1.0	0.6	—	普通	
1104	イロハモミジ	1.5	0.9	—	普通	
1105	イロハモミジ	1.6	0.7	—	普通	
1106	モチツツジ	0.4	0.5	刈込	普通	南 区 (青龍庭)
1107	サツキツツジ	0.3	0.2	—	普通	
1108	ヒサカキ	0.5	0.3	刈込	普通	
1109	ユキヤナギ	0.3	0.5	—	普通	
1110	ナンテン	0.4	0.4	1株	普通	
1111	ユキヤナギ	0.45	0.4	—	普通	
1112	イロハモミジ	0.4	0.3	—	普通	
1113	モチツツジ	0.6	0.3	—	普通	
1114	ナンテン	1.6	0.5	2株	普通	
1115	ナンテン	1.5	0.6	6株	普通	
1116	イロハモミジ	1.3	0.7	—	普通	南 区 (青龍庭)
1117	イロハモミジ	0.7	0.4	—	普通	
1118	イロハモミジ	1.0	0.5	—	普通	
1119	ナンテン	0.8	0.5	2株	普通	
1120	クロマツ	0.8	0.4	強剪定	普通	
1121	シヤシヤンボ	0.4	0.4	刈込	普通	
1122	マンリョウ	0.17	0.3	—	普通	
1123	マンリョウ	0.1	0.2	—	普通	
1124	マンリョウ	0.6	0.3	2株	普通	
1125	ナンテン	0.6	0.6	3株	普通	
1126	ナンテン	1.6	0.9	7株	普通	南 区 (青龍庭)
1127	ナンテン	1.4	1.0	4株	普通	
1128	アオキ	1.7	1.4	—	普通	
1129	アオキ	1.6	0.9	—	普通	
1130	シロダキ	0.2	0.2	—	普通	
1131	マンリョウ	0.4	0.2	—	普通	
1132	ヒサカキ	0.3	0.3	—	普通	
1133	マンリョウ	0.5	0.3	—	普通	
1134	ヒサカキ	0.4	0.4	—	普通	
1135	ナンテン	1.0	0.4	2株	普通	
1136	ナンテン	1.4	1.2	3株	普通	南 区 (青龍庭)
1137	ナンテン	1.0	0.4	2株	普通	
1138	フィリアオキ	1.4	0.9	—	普通	
1139	ナンテン	0.4	0.3	1株	普通	
1140	ヒサカキ	0.4	0.4	刈込	普通	
1141	ナンテン	0.7	0.4	1株	普通	
1142	アオキ	1.4	0.8	—	普通	
1143	アオキ	1.4	1.1	—	普通	
1144	ナンテン	1.0	0.7	3株	普通	
1145	ナンテン	1.6	1.1	8株	普通	
1146	アオキ	1.6	0.9	—	普通	南 区 (青龍庭)
1147	クロマツ	0.6	0.8	—	普通	
1148	モチツツジ	0.3	0.3	刈込	普通	
1149	マンリョウ	0.4	0.3	—	普通	
1150	ナンテン	1.3	0.7	3株	普通	
1151	アオキ	1.6	1.2	—	普通	
1152	ナンテン	0.9	0.7	3株	普通	
1153	ナンテン	0.5	0.5	2株	普通	
1154	マンリョウ	0.2	0.2	—	普通	
1155	ナンテン	0.4	0.3	2株	普通	
1156	ナンテン	0.1	0.2	1株	普通	南 区 (青龍庭)
1157	ナンテン	1.8	0.9	8株	普通	
1158	サツキツツジ	0.8	0.9	刈込	普通	
1159	サツキツツジ	0.8	0.6	刈込	普通	
1160	サツキツツジ	0.9	1.9	刈込	普通	
1161	マンリョウ	0.9	0.5	—	普通	
1162	マンリョウ	0.4	0.2	—	普通	
1163	ナンテン	1.3	0.6	6株	普通	
1164	ササ	1.65	0.6	—	普通	
1165	ササ	1.6	0.55	—	普通	

草花類 全体

番号	樹種名
2001	リュウノヒゲ
2002	オカメザサ
2003	タマザサ
2004	ササ
2005	ハラシ

巻末資料 3

1. 西山家住宅主屋耐震診断結果

(1) 診断方法

主屋の耐震診断は建築基準法施行令第82条の5に基づく限界耐力計算により地震時の構造安全性を検討した。

また、診断に用いる耐力要素の耐力の値は「伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル」により土壁・土壁垂れ壁・土壁腰壁の強度の値として用いている。

(2) 耐震診断の準拠基準

- ・建築基準法、同施行令ならびに関連告示
- ・「2015年版建築物の構造関係技術基準解説書」
- ・伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル
- ・その他、木造建築物の設計に関連する日本建築学会の各種計算規準ならびに日本住宅木材技術センター「木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008年版）」
- ・重要文化財（建造物）耐震診断指針
〔平成11年（1999年）4月8日文化庁文化財保護部長裁定〕〔平成24年（2012年）6月21日改正〕
- ・重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領
〔平成13年（2001年）4月10日文化庁文化財保護部建造物課長裁定〕〔平成24年（2012年）6月21日改正〕

(3) 地盤種別

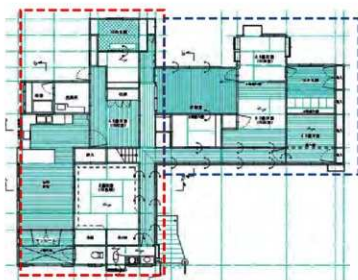
- ・地盤種別：昭和55年（1980年）建告1793号の表中の第2種地盤とする。
- ・ごく稀に発生する地震に対する安全限界時の層間変形角の最大値
- ・ごく稀に発生する地震時の層間変形角のクライテリアは安全限界では1/20rad以下とする。

(4) 主屋の構造上の特徴

- ・伝統的軸組構法で施工された建築物であり、柱と横架材及び横架材同士に接合部は伝統的な仕口・継手を用いている。ただし1階増築部分、2階増築部分は在来工法で施工されている。
- ・平面形状はL形な建物である。

(5) 耐震診断

- ・水平力に対する主要な構造要素（耐震要素）は土塗り壁、土塗り小壁（垂壁・腰壁）とする。
- ・平面形状がL型で2階部分の位置が偏在していることを考慮し平面図に示すX11通りで建築物を分け「東側部分」、「西側部分」でゾーニングし、各々の耐震性能を検証する。
- ・西側部分の耐震性能の検証について1階、2階を分けた2質点として限界耐力計算を用いて各階を検証したが、2階の構造高さが高く、構造耐力が低く1階と2階の耐力バランスが極端に悪いことによって応答値による各階の層間変形角を求めることが不可能であることから1階及び2階の荷重を1質点としたモデルにより1階の応答値を求めた。
- ・壁の上端が小屋梁もしくは桁等の横架材に達していない部分については復元力特性（耐力）に算定しない。
- ・増築部分のモルタル壁については施工方法が不明なことから、重量を求め、構造耐力として耐力に加算しない。

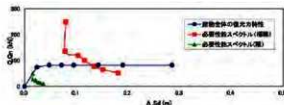


西側部分 東側部分

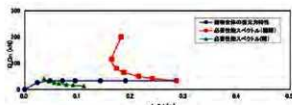
〔巻末図 2-1〕 主屋ゾーニング

(6) 耐震診断結果

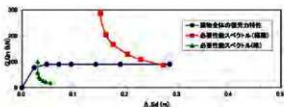
主屋の耐震性能の計算結果を巻末表 2-1・2-2 に示す。ごく稀に発生する地震に対して、東側部分については、層間変形角がけた行方向（長手方向）についてクライテリア以上の値となり、西側部分については張り間（短手方向）、けた行（長手方向）とも設定したクライテリアである層間変形角が $1/20\text{rad}$ 以上と算出されたことから、ごく稀に発生する地震に対して倒壊の危険性が生じる結果となり、東側部分、西側部分共に耐震補強を行う必要が生じている。



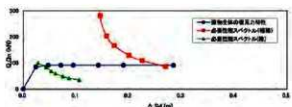
〔巻末図 2-2〕 主屋東側張り間方向



〔巻末図 2-3〕 主屋東側けた行方向



〔巻末図 2-4〕 主屋西側張り間方向



〔巻末図 2-5〕 主屋西側けた行方向

〔巻末表 2-1〕 主屋東側部分の診断結果

階	方向	層間変形角(rad)		判定
1階	X 方向(けた行)	1/10	$>1/20$	NG
	Y 方向(張り間)	1/21	$>1/20$	OK

〔巻末表 2-2〕 主屋西側部分の診断結果

階	方向	層間変形角(rad)		判定
1階	X 方向(張り間)	1/10	$>1/20$	NG
	Y 方向(けた行)	1/11	$>1/20$	NG

(7) 総括

限界耐力計算で求めたごく稀に起こる地震時の構造安全性は、東側部分及び西側部分共に、けた行方向、張り間方向とも設定したクライテリアを満たさない結果である。この結果は土壁、土壁小壁等の構造要素が横架材まで施工されていないことで構造上有効な耐力とならない、また西側2階増築部分、1階増築部分のモルタル壁の施工状況が不明であることから耐力に加算されていないことも耐震性能を低くする一因となっている。

構造部材に経年劣化及び腐朽・蟻害については目視調査では、概ね建築物北側に蟻害が生じており軸組の損傷部分の修繕を行うなど耐力低下を防ぐ対策が必要である。

耐力要素である土壁については、計算の前提条件として健全な状態として耐力を算定しているが、実際は経年劣化による剥落、亀裂などの損傷が生じていることから改修時には健全な状態にする修繕が必要である。

2. 西山家住宅渡廊下耐震診断結果

(1) 診断方法

診断方法は主屋と同じく限界耐力計算により地震時の構造安全性を検討した。

(2) 耐震診断の準拠基準

準拠基準についても主屋と同様とする。

(3) 地盤種別

- ・地盤種別：昭和55年（1980年）建告1793号の表中の第2種地盤とする。
- ・ごく稀に発生する地震に対する安全限界時の層間変形角の最大値
- ・ごく稀に発生する地震時の層間変形角のクライテリアは安全限界では1/20rad以下とする。

(4) 渡廊下の構造上の特徴

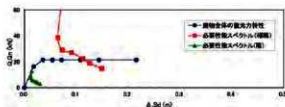
- ・伝統的軸組構法で施工された建築物であり、柱と横架材及び横架材どうしに接合部は伝統的な仕口・継手を用いている。
- ・庭に配慮した、緩やかに湾曲した平面形状で屋根は和瓦葺きである。
- ・軸組部材、構造要素及び接合部は健全な状況である。

(5) 耐震診断

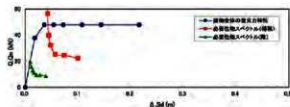
- ・主要な構造要素（耐震要素）は土壁・土壁小壁（垂壁・腰壁）である。
- ・斜めの壁、小壁についてはX軸、Y軸の長さに換算して耐力を補正している。

(6) 耐震診断結果

限界耐力計算により求められた応答値（層間変形角）が、ごく稀に起こる地震に対して張り方向の安全限界での想定したクライテリアである1/20rad以上であることからごく稀に発生する地震に対して倒壊の危険性がある。



〔巻末図 2-6〕 渡廊下張間方向



〔巻末図 2-7〕 渡廊下けた行方向

〔巻末表 2-3〕 渡廊下の診断結果

階	方向	層間変形角(rad)		判定
1階	X 方向(張り間)	1/17	>1/20	NG
	Y 方向(けた行)	1/48	<1/20	OK

(7) 総括

限界耐力計算で求めた地震時の構造安全性は張り間方向が設定したクライテリアを満足さない結果であることから張間方向に対して補強が必要である。

構造部材に経年劣化及び腐朽・蟻害については目視調査では、構造安全性に支障をきたす損傷は発見されていないが、補強工事を行う場合においては木材の腐朽などの損傷がある場合は新たな部材に取替て健全な状態にする必要がある。

壁・小壁（垂れ壁・腰壁）についても健全な状態を維持する必要がある、亀裂・剥落等の損傷がある場合は修繕し健全な状態に戻す必要がある。

3. 西山家住宅洋館耐震診断結果

(1) 診断方法

診断方法は主屋と同じく限界耐力計算により地震時の構造安全性を検討した。

(2) 耐震診断の準拠基準

準拠基準についても主屋と同様とする。

(3) 地盤種別

- ・地盤種別：昭和 55 年（1980 年）建告 1793 号の表中の第 2 種地盤とする。
- ・ごく稀に発生する地震に対する安全限界時の層間変形角の最大値
- ・ごく稀に発生する地震時の層間変形角のクライテリアは安全限界では 1/20rad 以下とする。

(4) 洋館の構造上の特徴

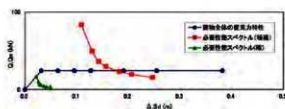
- ・伝統的軸組構法で施工された建築物であり、柱と横架材及び横架材どうしに接合部は伝統的な仕口・継手を用いている。
- ・平面形状はほぼ整形な建物で、主要構造部は 4.865m × 5.925m である。
- ・コンクリート造の高基礎の上に建築されている。

(5) 耐震診断

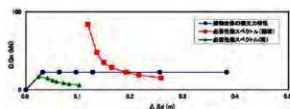
- ・地盤種別：昭和 55 年（1980 年）建告 1793 号の表中の第 2 種地盤とする。
- ・ごく稀に発生する地震に対する安全限界時の層間変形角の最大値
- ・ごく稀に発生する地震時の層間変形角のクライテリアは安全限界では 1/20rad 以下とする。
- ・主要な構造要素（耐震要素）はモルタル壁・漆喰壁（木ヅリ下地）である。
- ・建築物の地震時のねじれについては、損傷限界時の復元力を用いて偏心率を求め、偏心率が 0.3 以下であることを検証する。
- ・地階の壁については高基礎として、耐震診断は 1 階の本造部分について検証する。

(6) 耐震診断結果

限界耐力計算により求めた当該建築物の耐震性能の計算結果を巻末表 2-4 に示す。ごく稀に発生する地震に対して、層間変形角がけた行方向（間口）、張り間方向（奥行）とも安全限界変形角である 1/20rad 以下の変形となり設定したクライテリアを満たしている。



〔巻末図 2-8〕 洋館張間方向



〔巻末図 2-9〕 洋館けた行方向

〔巻末表 2-4〕 洋館の診断結果

階	方向	層間変形角(rad)	判定
1階	X方向(けた行)	1/20	<1/20 OK
	Y方向(張り間)	1/21	<1/20 OK

(7) ねじれの検討

ねじれを検証した結果、張り間方向及びけた行方向の偏心率が0.3以下であることから、耐震要素がバランスよく配置されている。

〔巻末表 2-5〕 洋館の偏心率の検討結果

方向	偏心率	基準値	判定
1階 X 方向(けた行)	$R_{ex} =$	0.01	<0.3 OK
1階 Y 方向(張り間)	$R_{ey} =$	0.16	<0.3 OK

(8) 総括

限界耐力計算で求めた地震時の構造安全性は、けた行方向、張り間方向とも設定したクライテリアを満足する結果であることから一定の構造安全性は確保できている結果である。

また、偏心率についても張り間、けた行方向ともに基準となる値の0.3以下となることから地震時に建物にねじれが生じない結果となった。

構造部材に経年劣化及び腐朽・蟻害については目視調査では、構造安全性に支障をきたす損傷は発見されていないが、改修工事において木材の腐朽などの損傷がある場合は新たな部材に取替えて健全な状態にする必要がある。耐力要素であるモルタル壁・漆喰壁については、剥落、亀裂などの損傷は軽微であり構造耐力上問題はない。

また、屋根葺き材については耐久性の観点から点検を行い損傷が生じている場合は修繕を施す必要がある。

4. 西山家住宅離れ耐震診断結果

(1) 診断方法

診断方法は主屋と同じく限界耐力計算により地震時の構造安全性を検討した。

(2) 耐震診断の準拠基準

準拠基準についても主屋と同様とする。

(3) 地盤種別

- ・地盤種別：昭和55年(1980年)建告1793号の表中の第2種地盤とする。
- ・ごく稀に発生する地震に対する安全限界時の層間変形角の最大値
- ・ごく稀に発生する地震時の層間変形角のクライテリアは安全限界では1/20rad以下とする。

(4) 離れの構造上の特徴

- ・伝統的軸組構法で施工された建築物であり、柱と横架材及び横架材どうしに接合部は伝統的な仕口・継手を用いている。

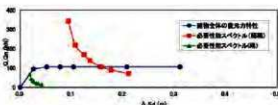
- ・平面形状はほぼ整形な建物で、主要構造部は9.920m×9.850mである。

(5) 耐震診断

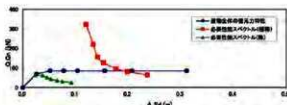
- ・地盤種別：昭和55年（1980年）建告1793号の表中の第2種地盤とする。
- ・ごく稀に発生する地震に対する安全限界時の層間変形角の最大値
- ・ごく稀に発生する地震時の層間変形角のクライテリアは安全限界では1/20rad以下とする
- ・軸組部材、構造要素及び接合部は健全な状況である。
- ・小屋裏物置は階高が低いため、小屋裏にかかる壁等の荷重を算出し、また積載荷重を居室の1/2として算出した数値を1階上部の地震荷重として加える。
- ・主要な構造要素（耐震要素）は土塗壁、土塗小壁（垂壁・腰壁）である。接合部と同じく土壁及び土壁小壁が健全な状態とした復元力特性（耐力）の値を用いる。
- ・壁の上端が小屋梁もしくは桁等の横架材に達していない部分については復元力特性（耐力）に算定しない。
- ・増築部分のモルタル壁については施工方法が不明なことから、重量を算出し、耐力を算定しない。

(6) 耐震診断結果

限界耐力計算により求めた当該建築物の耐震性能の計算結果を表2-6に示す。ごく稀に発生する地震に対して、層間変形角がけた行方向（間口）、張り間方向（奥行）とも安全限界での設定したクライテリアである変形角が1/20rad以上と算出された。



【巻末図 2-10】 離れ張間方向



【巻末図 2-11】 離れけた行方向

【巻末表 2-6】 耐震診断結果

階	方向	層間変形角(rad)	判定
1階	X 方向(けた行)	1/16 > 1/20	NG
	Y 方向(張り間)	1/18 > 1/20	NG

(7) 総括

限界耐力計算で求めたごく稀に起こる地震時の構造安全性は、けた行方向、張り間方向とも設定したクライテリアを満たさない結果である。この結果は土壁、土壁小壁等の構造要素が横架材まで施工されていないことで構造上有効な耐力にならないことに起因している。

また、庭に面する開口部が大きいことなどにより構造要素が北側、西側に偏していることから地震時の建築物のねじれに対する対策が補強設計において必要である。

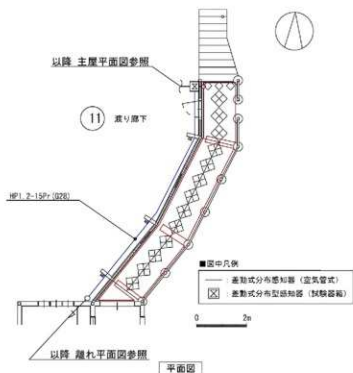
構造部材に経年劣化及び腐朽・蟻害については目視調査では、構造安全性に支障をきたす損傷は発見されていないが、改修工事において木材の腐朽などの損傷がある場合は新たな部材に取替て健全な状態にする。

屋根の葺き土を撤去することで地震時の建物に影響を及ぼす外力を低減することが可能であるため改修時に屋根の葺き替えについても検討する必要がある。

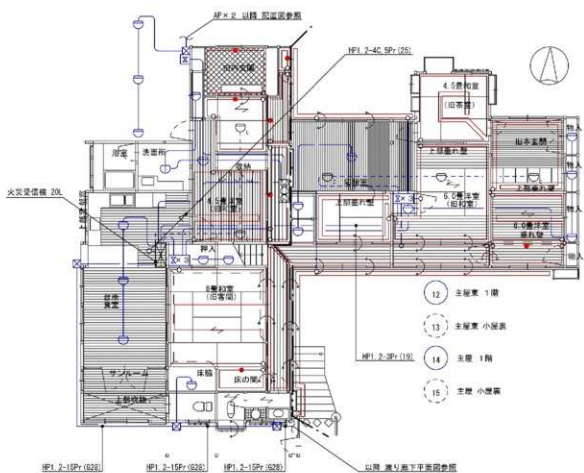
巻末資料 4

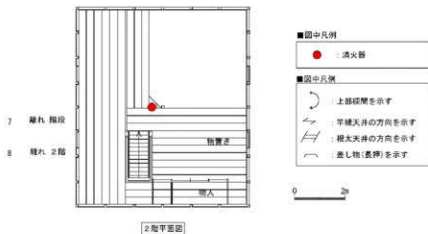
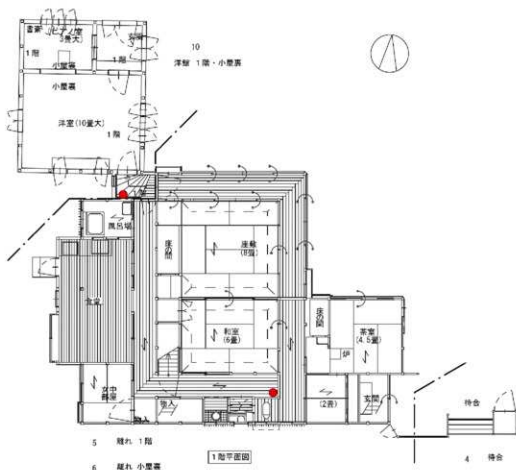


〔巻末図 3-1〕 消火設備配置図 (S=1:500)



〔巻末図 3-2〕 自動火災報知設備 渡廊下平面図 (S=1:150)





[巻末図 3-6] 消火器配置図 離れ平面図 (S=1:150)

図版目次

写真

[写真図版 1] 中庭と主屋（東から）	1	[写真 3-46] 踏廊 2	61
[写真図版 2] 南庭（青龍庭）（南から）	1	[写真 3-47] 緑先手水鉢	61
[写真図版 3] 南庭（青龍庭）と洋館・渡廊下（東から）	11	[写真 3-48] 井戸 1	62
[写真図版 4] 南庭（青龍庭）と離れ茶室（北西から）	11	[写真 3-49] 井戸 2	62
[写真 2-1] 旧羽室家住宅主屋の外観	28	[写真 3-50] 杜野戸（復讐）、金網手組（復讐）、西日月（復讐）、夜更	62
[写真 2-2] 大阪府立桜塚高等学校旧跡	28	[写真 3-51] 袖垣 1	62
[写真 2-3] 青龍庭縮図（昭和 36 年（1961 年）1 月重森三郎筆）	32	[写真 3-52] 袖垣 2	62
[写真 2-4] 中庭 改修前	41	[写真 3-53] 袖垣 3	62
[写真 2-5] 中庭 作庭当初	41	[写真 3-54] 中仕切塀	62
[写真 2-6] 中庭 現況	41	[写真 3-55] 建仁寺垣（擬竹製）、木戸	62
[写真 2-7] 南庭（青龍庭） 作庭当初	42	[写真 3-56] 正門	65
[写真 2-8] 南庭（青龍庭） 現況	42	[写真 3-57] 東高塀	65
[写真 2-9] 庭園改修前	43	[写真 3-58] 正門見返し	65
[写真 2-10] 庭園改修前	43	[写真 3-59] 本玄関アブローチ	65
[写真 2-11] 庭園改修前	43	[写真 3-60] 内玄関外部	65
[写真 2-12] 庭園改修前	43	[写真 3-61] 主屋東西棟	65
[写真 2-13] 庭園改修前	43	[写真 3-62] 主屋南北棟	65
[写真 2-14] 洋館（左：庭園改修前 右：現況）	43	[写真 3-63] 渡廊下外観	65
[写真 2-15] 南庭（青龍庭）茶室西側（左：作庭当初 右：現況）	43	[写真 3-64] 渡廊下	65
[写真 2-16] 南庭（青龍庭）茶室西側（左：作庭当初 右：現況）	44	[写真 3-65] 洋館と渡廊下全景	65
[写真 2-17] 集団石組付近（左：作庭当初 右：現況）	44	[写真 3-66] 洋館洋室（10 畳）	65
[写真 2-18] 待合（左：作庭当初 右：現況）	44	[写真 3-67] 離れ全景（北から）	65
[写真 2-19] 待合・茶室（左：作庭当初 右：現況）	44	[写真 3-68] 離れと茶室	65
[写真 3-1] 北東庭（本玄関側）	48	[写真 3-69] 離れ玄関と茶室	65
[写真 3-2] 北東庭（正門側）	48	[写真 3-70] 待合と離れ玄関	65
[写真 3-3] 北西庭（主屋旧縁側側）	48	[写真 3-71] 待合全景	65
[写真 3-4] 北西庭（主屋内玄関側）	48	[写真 3-72] 待合窓際	65
[写真 3-5] 中庭（主屋東西棟側側）	49	[写真 3-73] 南西部縁瓦葺	65
[写真 3-6] 中庭（主屋南北棟側側）	49	[写真 3-74] 洋館応接セット	78
[写真 3-7] 南庭（青龍庭）（離れ座敷側）	50	[写真 3-75] 流し付き造り付け欄	78
[写真 3-8] 南庭（青龍庭）（離れ座敷側）	50	[写真 3-76] 洋館バース	78
[写真 3-9] 西庭（旧菜園）（主屋南西隅側）	50	[写真 3-77] 洋室家具デザイン	78
[写真 3-10] 南庭（離れ南西隅側）	50	[写真 3-78] 洋室家具デザイン	78
[写真 3-11] 塀山 2・盛砂	51	[写真 3-79] 瓦集積状況（正門脇）	79
[写真 3-12] 盛砂	51	[写真 3-80] 通門用、シャッター	79
[写真 3-13] 塀山 1・枯流れ	51	[写真 3-81] 南東部シャッター	79
[写真 3-14] 北東庭 延段	54	[写真 3-82] ブロック塀・ブロック積	79
[写真 3-15] 北東庭 景石	54	[写真 3-83] 波板鉄板	79
[写真 3-16] 北西庭 降り踏廊	54	[写真 3-84] 排水溝	79
[写真 3-17] 北西庭 飛石	54	[写真 3-85] 給排水施設	80
[写真 3-18] 中庭 飛石	54	[写真 3-86] 自動火災報知設備（主屋）	80
[写真 3-19] 中庭 石敷	54	[写真 3-87] バックジ型消火設備（離れ西側）	80
[写真 3-20] 南庭（青龍庭）枯流石組	54	[写真 3-88] 自動火災報知設備無線アンテナ（洋館地下）	80
[写真 3-21] 南庭（青龍庭）石組	54	[写真 3-89] 防犯センサー	80
[写真 3-22] 南庭（青龍庭）石橋 1	54	[写真 3-90] 駐車場（ガレージ）	80
[写真 3-23] 南庭（青龍庭）石橋 2	54	[写真 3-91] 倉庫	80
[写真 3-24] 南庭（青龍庭）景石と塀山 2	54	[写真 3-92] 石製標識（標柱）	80
[写真 3-25] 南庭（青龍庭）香殿石と飛石	54	[写真 3-93] 有刺鉄線	80
[写真 3-26] 南庭（青龍庭）飛石と塀山 1	54	[写真 3-94] 外周側溝	80
[写真 3-27] 南庭（青龍庭）景石と盛砂	54	[写真 3-95] 正門前石橋	80
[写真 3-28] 南庭（青龍庭）手水鉢と飛石	54	[写真 3-96] 外周北東部鉄製欄	80
[写真 3-29] 南庭（青龍庭）飛石	54	[写真 4-1] 踏廊周辺の排水不良（北西庭）	82
[写真 3-30] 西庭（旧菜園）板石	54	[写真 4-2] 釜掛けの排水不良（中庭）令和 2 年（2020 年）7 月 14 日	82
[写真 3-31] 南西庭 緑石	54	[写真 4-3] 表土の流出・補修（中庭）	82
[写真 3-32] 石燈籠 1	61	[写真 4-4] 土砂堆積（南庭（青龍庭））	82
[写真 3-33] 石燈籠 2	61	[写真 4-5] 盛砂の形状変化（南庭（青龍庭））	82
[写真 3-34] 石燈籠 3	61	[写真 4-6] 豪雨時の排水不良（南庭（青龍庭））	82
[写真 3-35] 石燈籠 4	61	[写真 4-7] 主屋東石の欠損・移動（北東庭）	84
[写真 3-36] 石燈籠 5	61	[写真 4-8] 飛石周辺の土砂堆積（北西庭）	84
[写真 3-37] 石燈籠 6	61	[写真 4-9] 飛石周辺の土砂堆積（南庭（青龍庭））	84
[写真 3-38] 石燈籠 7	61	[写真 4-10] 飛石から舗装への改修（南庭（青龍庭））	84
[写真 3-39] 石燈籠 8	61	[写真 4-11] 地被類の衰退（北東庭）	86
[写真 3-40] 石燈籠 9	61	[写真 4-12] 地被類の衰退（中庭）	86
[写真 3-41] 石燈籠 10	61	[写真 4-13] 枝の接触（南庭（青龍庭））	86
[写真 3-42] 石燈籠 11（基礎のみ）	61	[写真 4-14] 実生木の南西部縁瓦葺への圧迫（南西庭）	86
[写真 3-43] 石燈籠 11（残欠保管）	61	[写真 4-15] 石燈籠 2 火袋の割れ（北東庭）	88
[写真 3-44] 石燈籠 12	61	[写真 4-16] 石燈籠 8 火袋の割れ（中庭）	88
[写真 3-45] 踏廊 1	61	[写真 4-17] 竹藪から鉄蓋への変化（中庭）	88
		[写真 4-18] 竹垣から擬竹欄への変化（中庭）	88
		[写真 4-19] 袖垣の形状変化（南庭（青龍庭））	88
		[写真 4-20] 石燈籠 11 の残欠部保管（南西庭）	88
		[写真 4-21] 北高塀 壁剥落	91

[写真 4-22]	東高嶺 小壁左官亀裂	91
[写真 4-23]	東高嶺 裏門傷み	91
[写真 4-24]	正門 基礎回り不陸	91
[写真 4-25]	横瓦、平瓦、軒瓦のずれ、ツタ等の繁茂が屋根土に到達	91
[写真 4-26]	控え柱腐朽	91
[写真 4-27]	屋根 上屋根種交換、種交換全体的に毀損	92
[写真 4-28]	玄関 左官壁一部毀損	93
[写真 4-29]	女中部屋 天井雨漏り跡	93
[写真 4-30]	壁面 土壁毀損	93
[写真 4-31]	桑木 蟻害	93
[写真 4-32]	左官柱腐朽	93
[写真 4-33]	土間 土と割れ	93
[写真 4-34]	上玄関 縁側上底の傷み	94
[写真 4-35]	本玄関 蟻害	94
[写真 7-1]	『とよなか歴史・文化財ガイドブック』平成 30 年 (2018 年)	109

図

[図 1-1]	計画の対象範囲	2
[図 1-2]	西山氏庭園に関係する SBoG の目標	6
[図 2-1]	名勝指定範囲図	11
[図 2-2]	登録有形文化財配置図	13
[図 2-3]	位置図	14
[図 2-4]	周辺図	14
[図 2-5]	地形区分図	15
[図 2-6]	地質図	16
[図 2-7]	平成 28 年 (2016 年) 月別平均気温および降水量	17
[図 2-8]	植生図	18
[図 2-9]	用途地区	19
[図 2-10]	屋外広告物	20
[図 2-11]	埋蔵文化財包蔵地	26
[図 2-12]	豊中市内の文化財建造物と阪急沿線住宅地	27
[図 2-13]	箕面有馬電気軌道の広報誌『山容水態』 大正三年六月号に掲載された郊外住宅の広告	29
[図 2-14]	豊中における阪急沿線住宅地開発	30
[図 2-15]	岡町住宅経営株式会社経営地全国	30
[図 2-16]	『林泉日録抄 (四) 〜 (八) 』にみる作庭時期想定図	34
[図 2-17]	西山氏庭園平面図	39
[図 2-18]	西山氏庭園立面図	39
[図 2-19]	青龍庭園	39
[図 2-20]	防露要図 (書き起こし図)	40
[図 2-21]	西山氏庭園現況図	40
[図 3-1]	地区区分	46
[図 3-2]	地形・地割図	51
[図 3-3]	石材配置図	55
[図 3-4]	設計図に記載された植栽	58
[図 3-5]	現在の植栽	58
[図 3-6]	構造物配置図	60
[図 3-7]	建造物配置図	64
[図 3-8]	正門・高嶺・南西部棟瓦隅立面図 (S=1:300)	68
[図 3-9]	正門・高嶺・南西部棟瓦隅断面図 (S=1:150)	68
[図 3-10]	主屋平面図 (S=1:150)	69
[図 3-11]	主屋北側・西側・東側・南側立面図 (S=1:150)	70
[図 3-12]	主屋断面図 (S=1:150)	71
[図 3-13]	渡廊下平面図・立面図・断面図 (S=1:150)	72
[図 3-14]	離れ・洋館平面図 (S=1:150)	73
[図 3-15]	洋館立面図・断面図 (S=1:150)	74
[図 3-16]	離れ立面図 (S=1:150)	75
[図 3-17]	離れ断面図 (S=1:150)	76
[図 3-18]	待合立面・断面図 (S=1:150)	76
[図 4-1]	地形・地割の課題位置図	83
[図 4-2]	石材配置と石組の課題位置図	85
[図 4-3]	植栽の課題位置図	87
[図 4-4]	構造物の課題位置図	89
[図 4-5]	建造物配置図	90
[図 4-6]	一般公開時の公開動線 [令和 2 年度 (2020 年度)]	97
[図 7-1]	公開動線 (計画案)	112
[図 8-1]	整備計画	115
[図 9-1]	運営体制組織図	117
[図 10-1]	名勝の追加指定検討範囲	120
[巻末図 1-1]	植栽配置図	125
[巻末図 2-1]	主屋ゾーニング	129

[巻末図 2-2]	主屋東側張開方向	129
[巻末図 2-3]	主屋東側けた行方向	129
[巻末図 2-4]	主屋西側張開方向	129
[巻末図 2-5]	主屋西側けた行方向	129
[巻末図 2-6]	渡廊下張開方向	130
[巻末図 2-7]	渡廊下けた行方向	130
[巻末図 2-8]	洋館張開方向	132
[巻末図 2-9]	洋館けた行方向	132
[巻末図 2-10]	離れ張開方向	133
[巻末図 2-11]	離れけた行方向	133
[巻末図 3-1]	消火設備配置図 (S=1:500)	134
[巻末図 3-2]	自動火災報知設備 渡廊下平面図 (S=1:150)	134
[巻末図 3-3]	自動火災報知設備 主屋平面図 (S=1:150)	135
[巻末図 3-4]	自動火災報知設備 離れ平面図 (S=1:150)	136
[巻末図 3-5]	消火栓・消火器配置図 主屋平面図 (S=1:150)	137
[巻末図 3-6]	消火器配置図 離れ平面図 (S=1:150)	138

表

[表 1-1]	委員会の開催経過	4
[表 1-2]	庁内連絡会議の委員	4
[表 1-3]	庁内連絡会議の開催経過	4
[表 2-1]	指定・登録の推移	7
[表 2-2]	指定に至る調査	8
[表 2-3]	西山氏庭園内に位置する文化財	12
[表 2-4]	過去の気象条件	17
[表 2-5]	豊中市内の指定及び登録文化財数	21
[表 2-6]	豊中市内の指定・登録文化財	22
[表 2-7]	豊中における阪急宝塚線沿線住宅地開発	30
[表 2-8]	西山氏庭園略年表	32
[表 2-9]	『林泉日録抄』に見られる昭和 15 年 (1940 年) の作庭関係の記述	33
[表 2-10]	西山敬之氏所蔵文書目録	35
[表 2-11]	庭園関連史料	37
[表 2-12]	郊外住宅地・建築関連史料	37
[表 2-13]	設計図と現状の主な相違点	38
[表 3-1]	構成要素	47
[表 3-2]	西山氏庭園に関連された石材	53
[表 3-3]	西山氏庭園に関連された植物	57
[表 3-4]	現在の植物一覧	57
[表 3-5]	構造物一覧	63
[表 3-6]	調度品一覧	77
[表 4-1]	庭園の植栽管理作業	81
[表 4-2]	正門及び高嶺等 部位別課題一覧	91
[表 4-3]	渡廊下 部位別課題一覧	91
[表 4-4]	洋館 部位別課題一覧	92
[表 4-5]	離れ 部位別課題一覧	92
[表 4-6]	待合 部位別課題一覧	93
[表 4-7]	主屋 部位別課題一覧	94
[表 4-8]	聞き取り調査	95
[表 4-9]	これまでの公開活用取り組み一覧	96
[表 6-1]	想定される現状変更等に係る行為とその可否・条件	106
[表 6-2]	構成要素ごとの取扱い基準	106
[表 6-3]	想定される現状変更等の取扱い	107
[表 6-4]	届出、許可が必要な行為	108
[表 10-1]	実施計画	118
[表 10-2]	短期計画	119
[表 11-1]	自己点検表	121
[表 巻末表 1-1]	樹木調査表	126
[巻末表 2-1]	主屋東側部分の診断結果	129
[巻末表 2-2]	主屋西側部分の診断結果	129
[巻末表 2-3]	渡廊下の診断結果	131
[巻末表 2-4]	洋館の診断結果	132
[巻末表 2-5]	洋館の偏心率の検討結果	132
[巻末表 2-6]	離れの診断結果	133

名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画

令和4年（2022年）3月

発行：豊中市教育委員会

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話：06-6858-2581 FAX：06-6846-9649